

パーキンソン病治療薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課
(令和元年6月)

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、パーキンソン病治療薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_r1_06-1.xls)

目次

P2～4 集計対象、集計方法などについて

P5～9 パーキンソン病治療薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P10～17 レボドパ含有製剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P16～21 MAO-B阻害薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P22～27 COMT阻害薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P28～33 麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P34～39 非麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P40～45 抗コリン薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P46～58 パーキンソン病治療薬の後発医薬品割合(数量ベース、新指標)などについて

P59～70 パーキンソン病治療薬の投薬日数の分布について

P71～73 パーキンソン病治療薬の薬剤種類数の分布について

P74 詳細データについて

集計対象、集計方法などについて

(1) 集計対象

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分)の調剤レセプト

(2) 集計方法

- ① パーキンソン病治療薬の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別^(※1)、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)^(※2)で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。
- ② 処方箋枚数(受付回数)を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を算出。パーキンソン病治療薬の種類毎に、地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数－1)に対する寄与度を算出。
- ③ パーキンソン病治療薬の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ パーキンソン病治療薬の種類毎に、投薬日数^(※3)の分布及び推移を算出。
- ⑤ 調剤された医薬品の薬剤種類数^(※4,5)の分布の推移を算出^(※6)。また、都道府県別、年齢階級別の値を算出。

※1 値の欠損等を考慮して、本分析においては一部を除いて0歳以上50歳未満の値は合計して1つの年齢階級としている。

※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

※3 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。

※4 薬剤種類数は、医薬品コード毎に剤形・薬効分類・一般名の一致する場合を同一種類として数えて集計を行っている。

※5 本資料における薬剤種類数はあくまで調剤1回(処方箋1枚(受付1回))当たりの薬剤種類数に関するものであり、患者が服用している全ての薬剤種類数ではないことに留意が必要。

※6 この部分では、同一レセプトにおける調剤情報レコードの調剤年月日が同一の場合の調剤を1回の調剤と見なして集計している。

集計対象、集計方法などについて

(3) パーキンソン病治療薬の集計対象範囲、各種類の内訳

薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
レボドパ含有製剤	○ 薬効中分類116に該当する医薬品のうち、一般名がレボドパ、レボドパ・ベンセラジド塩酸塩、レボドパ・カルビドパ水和物、レボドパ・カルビドパ水和物・エンタカポンのいずれかに該当するもの
MAO-B阻害薬	○ 薬効中分類116に該当する医薬品のうち、一般名がゾニサミド、セレギリン塩酸塩のいずれかに該当するもの
COMT阻害薬	○ 薬効中分類116に該当する医薬品のうち、一般名がエンタカポンに該当するもの
麦角系ドパミン受容体作動薬	○ 薬効中分類116に該当する医薬品のうち、一般名がブロモクリプチンメシル酸塩、ペルゴリドメシル酸塩、カベルゴリンのいずれかに該当するもの
非麦角系ドパミン受容体作動薬	○ 薬効中分類116に該当する医薬品のうち、一般名がタリペキソール塩酸塩、プラミペキソール塩酸塩水和物、ロピニロール塩酸塩、アボモルヒネ塩酸塩水和物、ロチゴチンのいずれかに該当するもの
抗コリン薬	○ 薬効中分類116に該当する医薬品のうち、一般名が乳酸ビペリデン、プロフェナミンヒベンズ酸塩、トリヘキシフェニジル塩酸塩、ビペリデン塩酸塩、ピロヘプチン塩酸塩、プロフェナミン塩酸塩、マザチコール塩酸塩水和物のいずれかに該当するもの
その他	○ 薬効中分類116に該当する医薬品のうち、一般名が上記のいずれにも該当しないもの

※薬効中分類116抗パーキンソン剤以外の薬効中分類に含まれる、効能・効果にパーキンソン病治療に関する事項を含む医薬品は、集計対象としていない。

集計対象、集計方法などについて

(4) 処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

N_i : 全国の年齢階級 i の処方箋枚数(受付回数)

N : 全国の処方箋枚数(受付回数)

a_{ij} : 各都道府県の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

A_{ij} : 全国の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

= (仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$= \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})}{N}$$

(地域差指数(年齢調整後))

$$= \frac{(\text{年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料})}{(\text{全国平均の処方箋1枚当たり薬剤料})} = \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})/N}{(\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij})/N} = \frac{\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}} \quad (\text{薬剤種類 } j = k \text{ については } = \frac{\sum_i N_i \cdot a_{ik}}{\sum_i N_i \cdot A_{ik}})$$

(地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する薬剤種類 j の寄与度(年齢調整後))

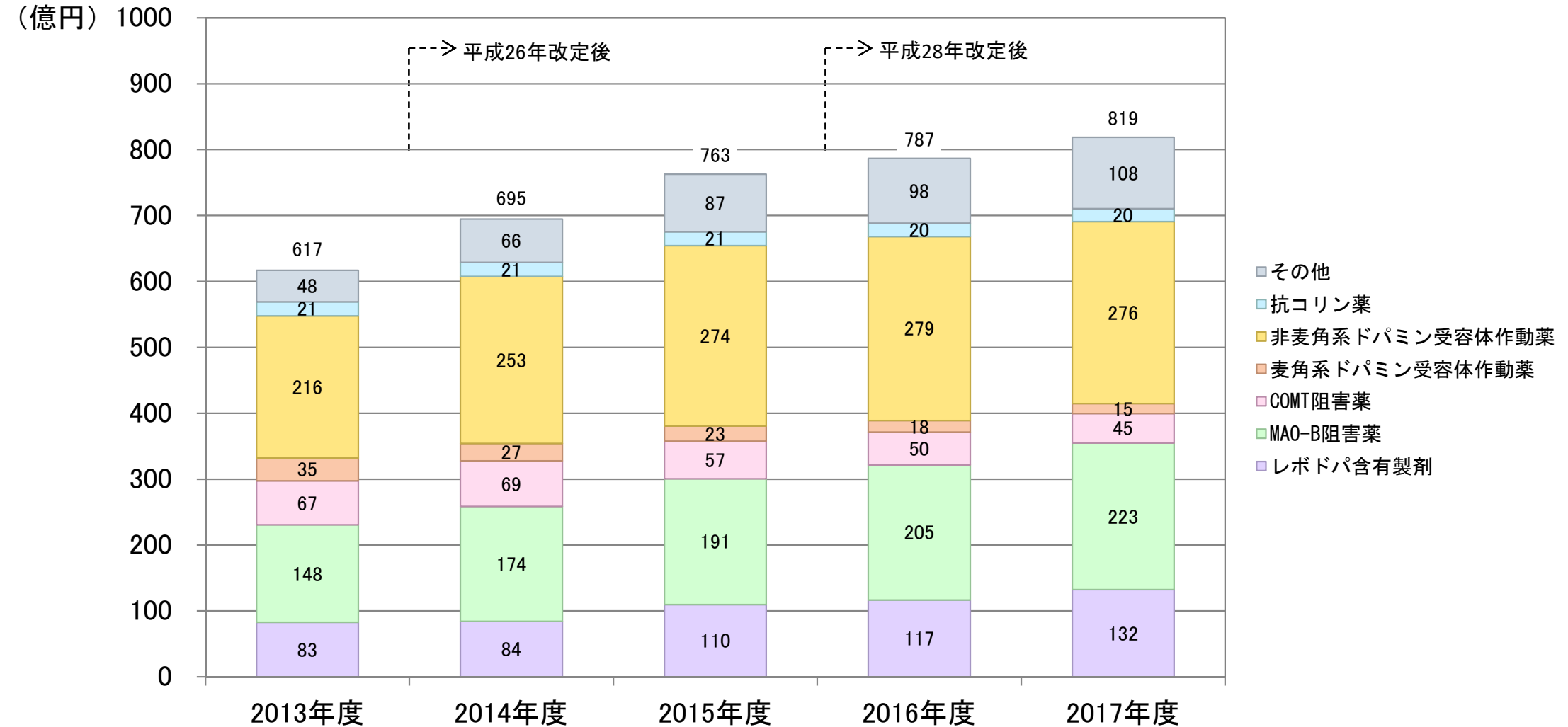
$$= \frac{(\sum_i N_i \cdot a_{ij} - \sum_i N_i \cdot A_{ij})}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}}$$

(5) 注意事項

- ・ 次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- ・ 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

パーキンソン病治療薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降のパーキンソン病治療薬の薬剤料は、徐々に増加している。

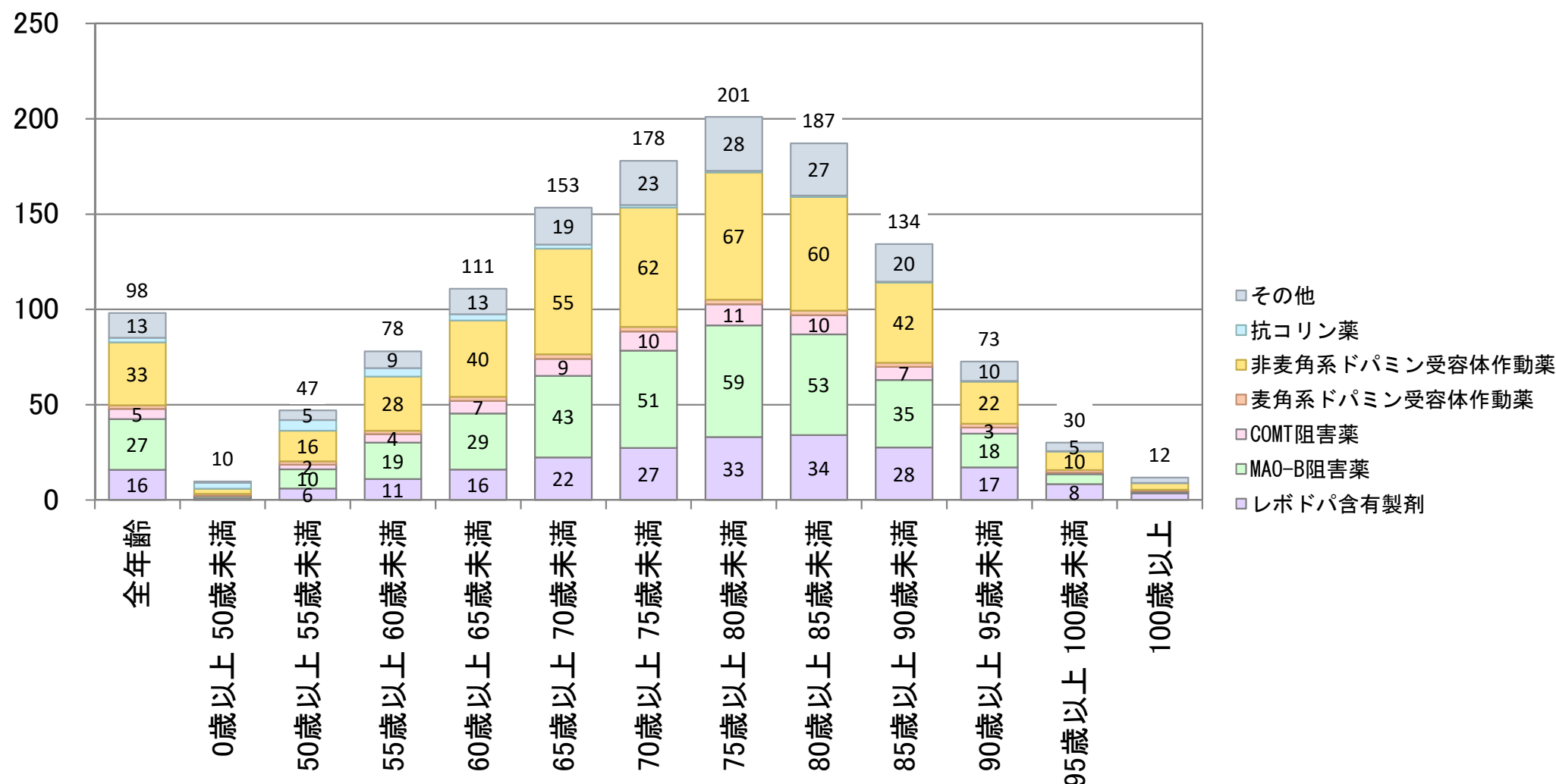


注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

年齢階級別処方箋1枚当たりパーキンソン病治療薬の薬剤料（2017年度）

○ 処方箋1枚当たりパーキンソン病治療薬の薬剤料を年齢階級別に見ると、いずれの種類においても75歳以上80歳未満前後でピークとなっている。

(円)



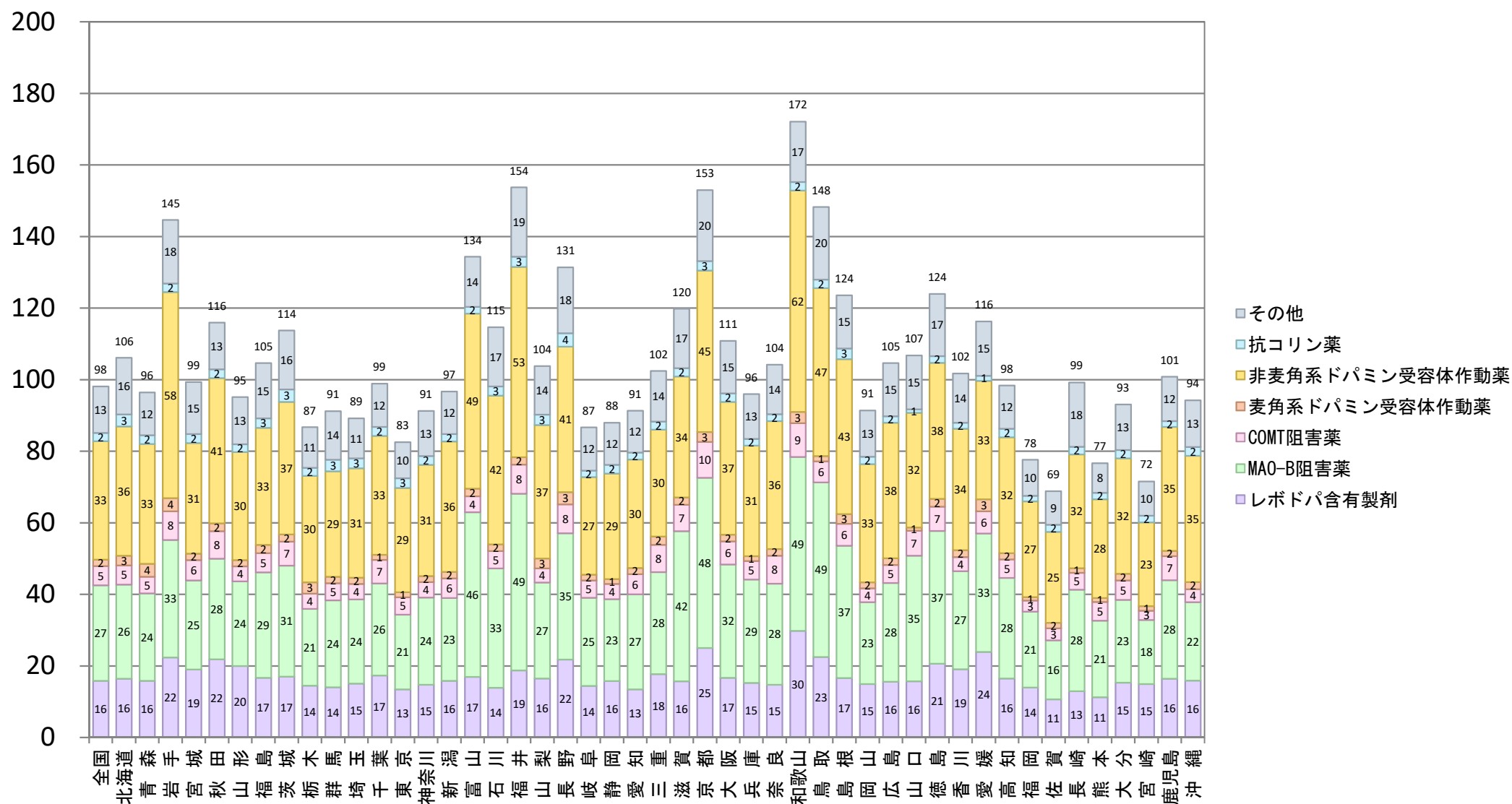
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりパーキンソン病治療薬の薬剤料（2017年度）

(円)

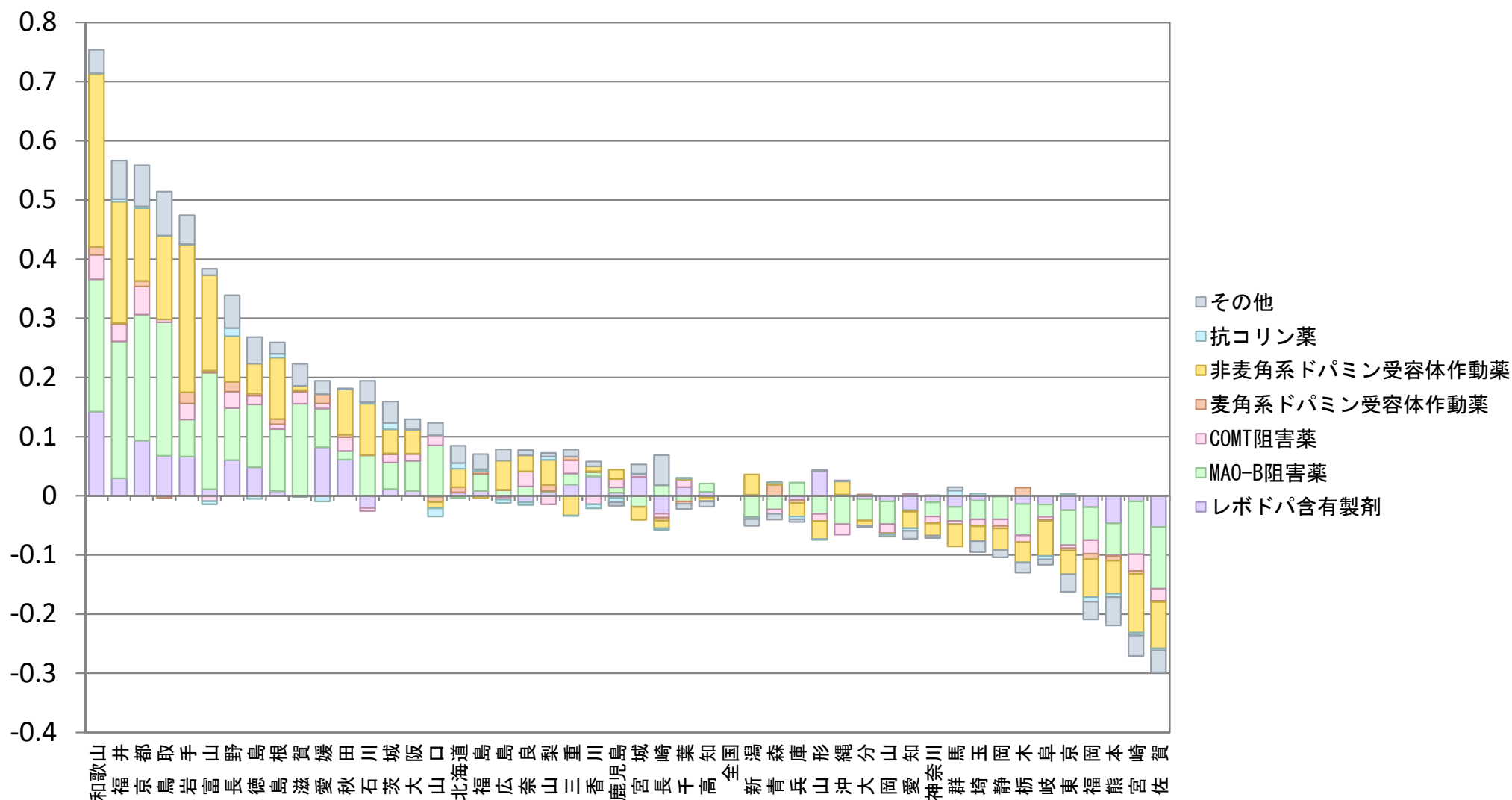


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりパーキンソン病治療薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整前）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



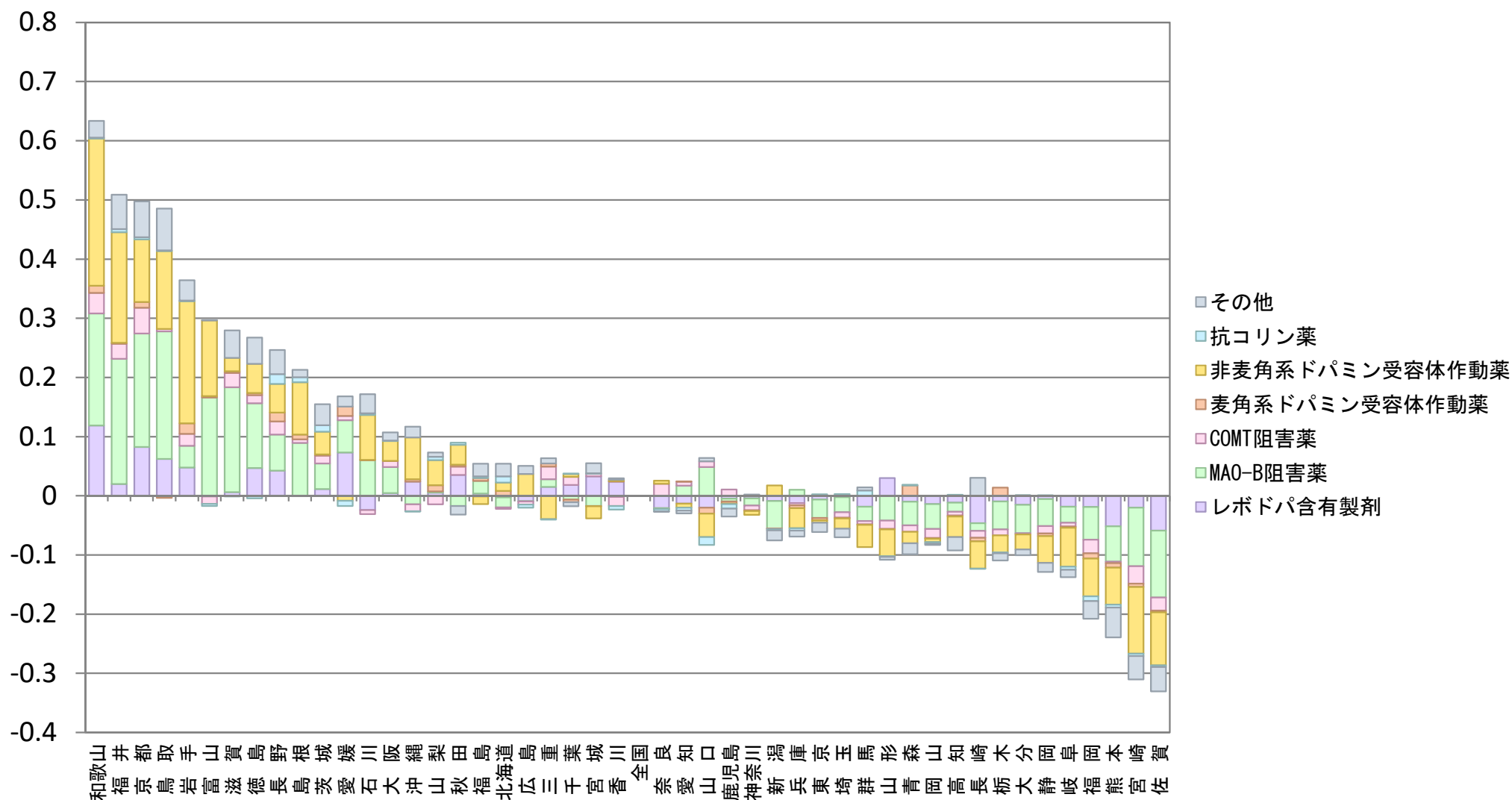
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりパーキンソン病治療薬の薬剤料の地域差指数（年齢調整後）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

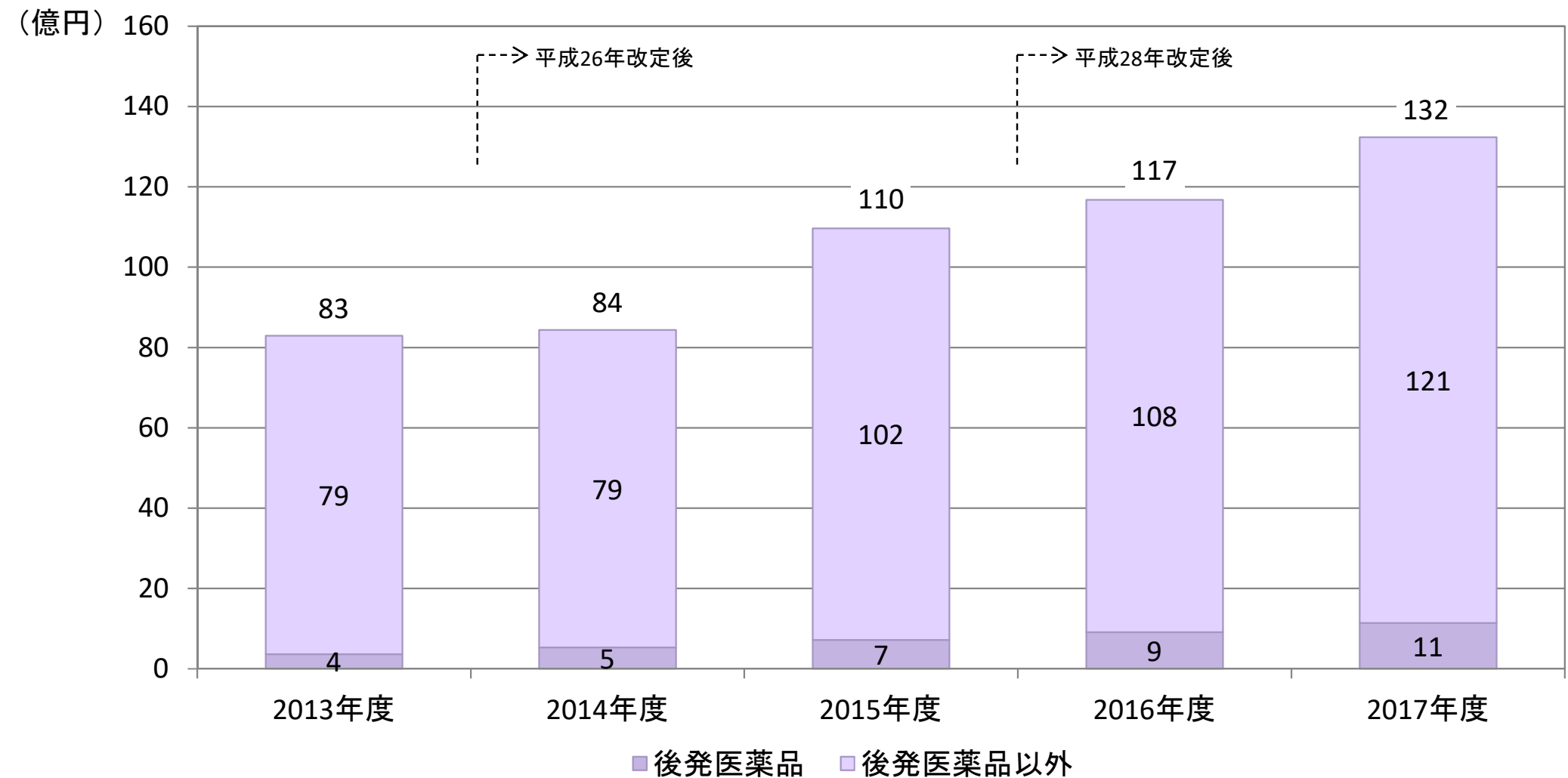
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 各都道府県の地域差指数(年齢調整後)の全国平均からの乖離「地域差指数(年齢調整後) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

レボドパ含有製剤の薬剤料の推移

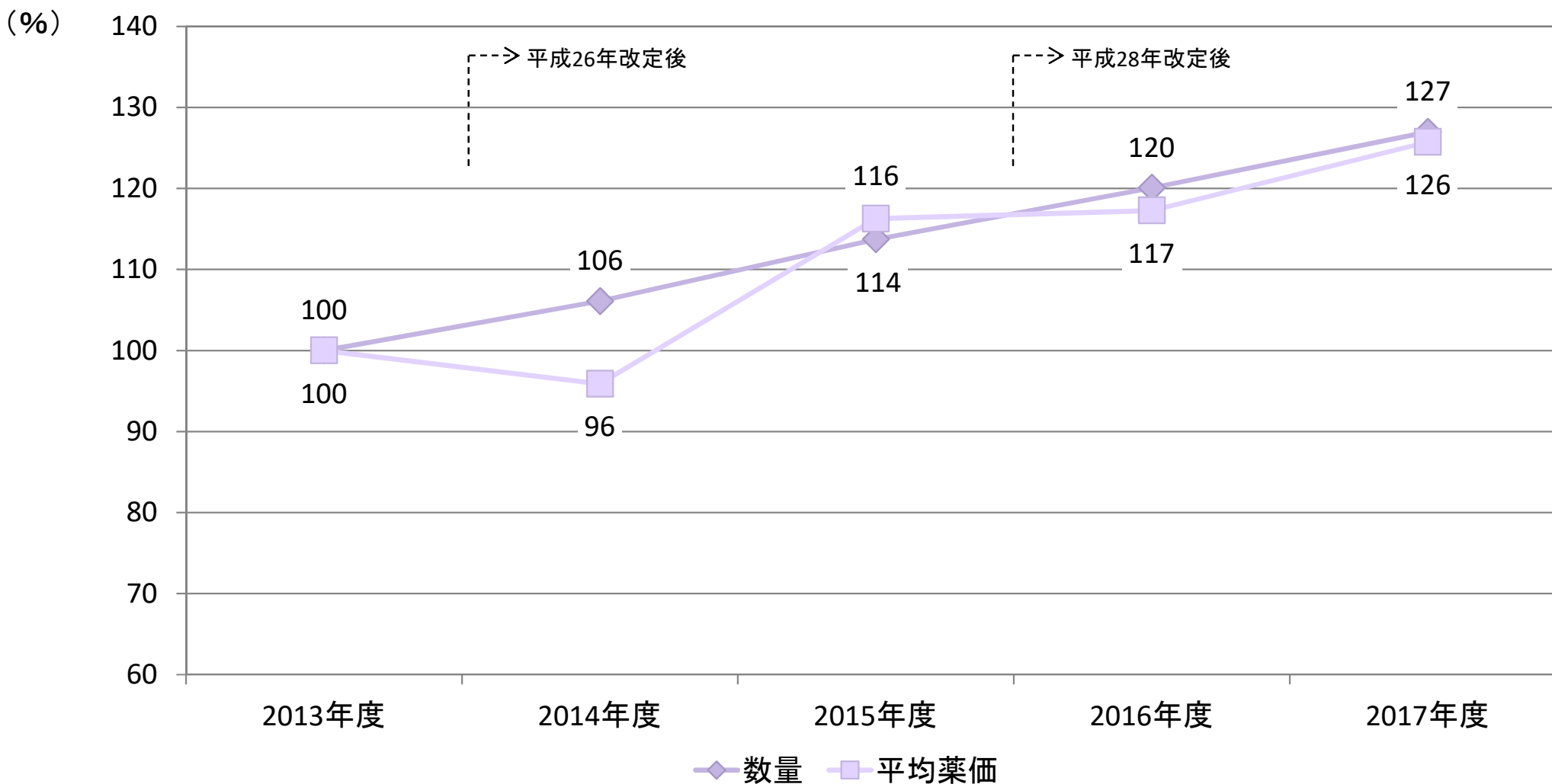
○ 2013年度以降のレボドパ含有製剤の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品・後発医薬品以外の医薬品のどちらも増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

レボドパ含有製剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のレボドパ含有製剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向、平均薬価も上下しているがおおむね上昇傾向にある。

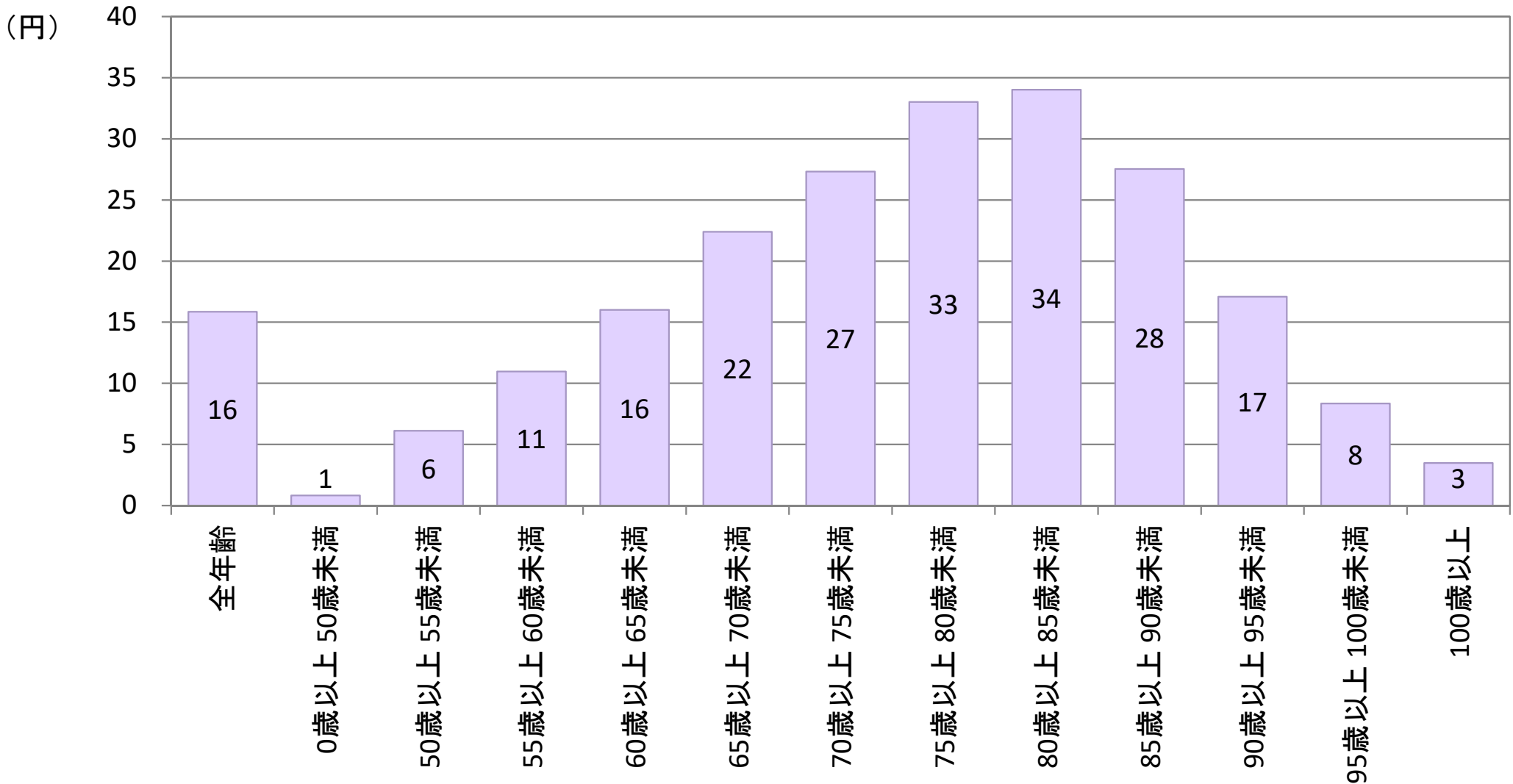


注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり レボドパ含有製剤の薬剤料（2017年度）



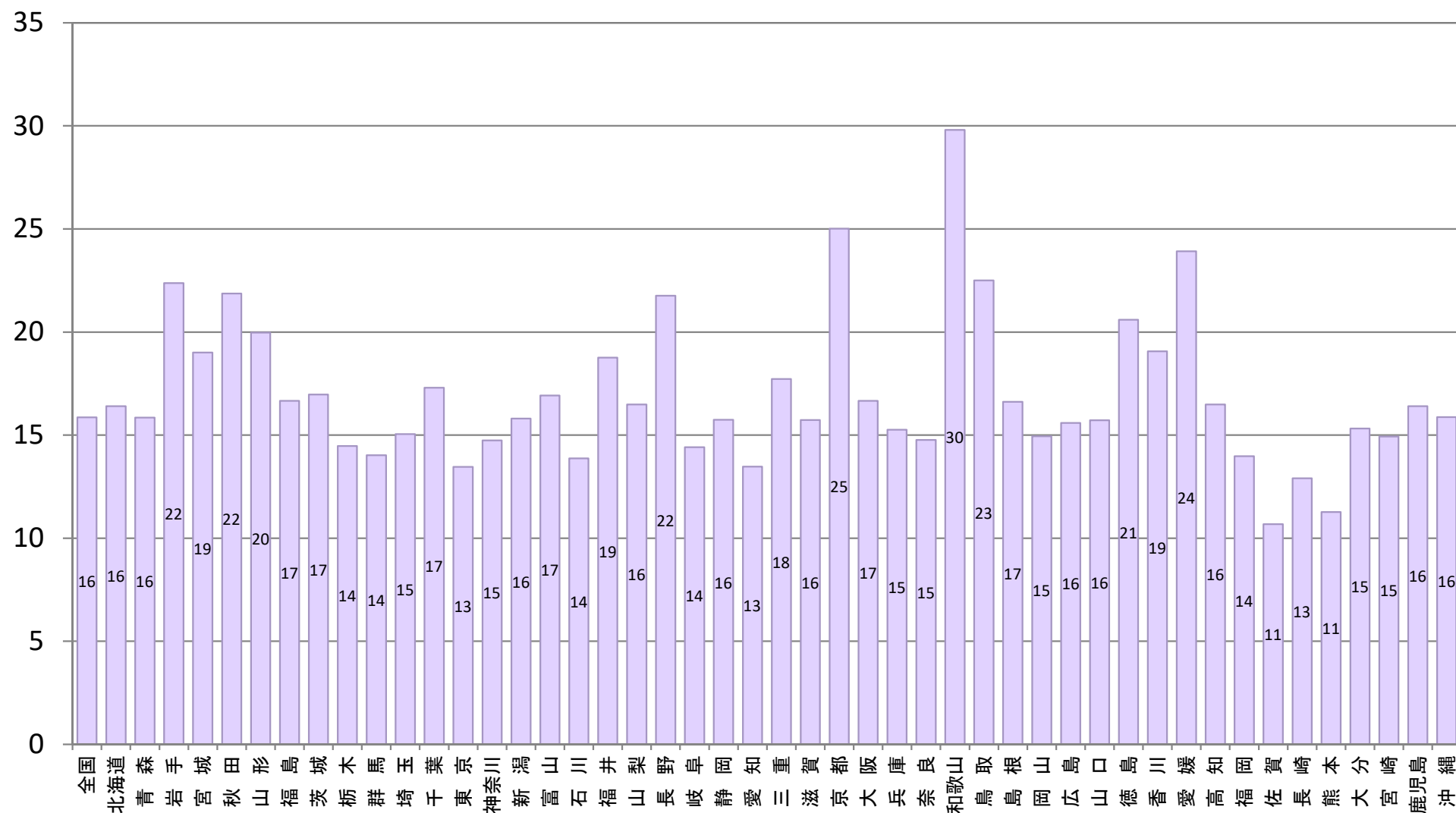
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり レボドパ含有製剤の薬剤料（2017年度）

（円）

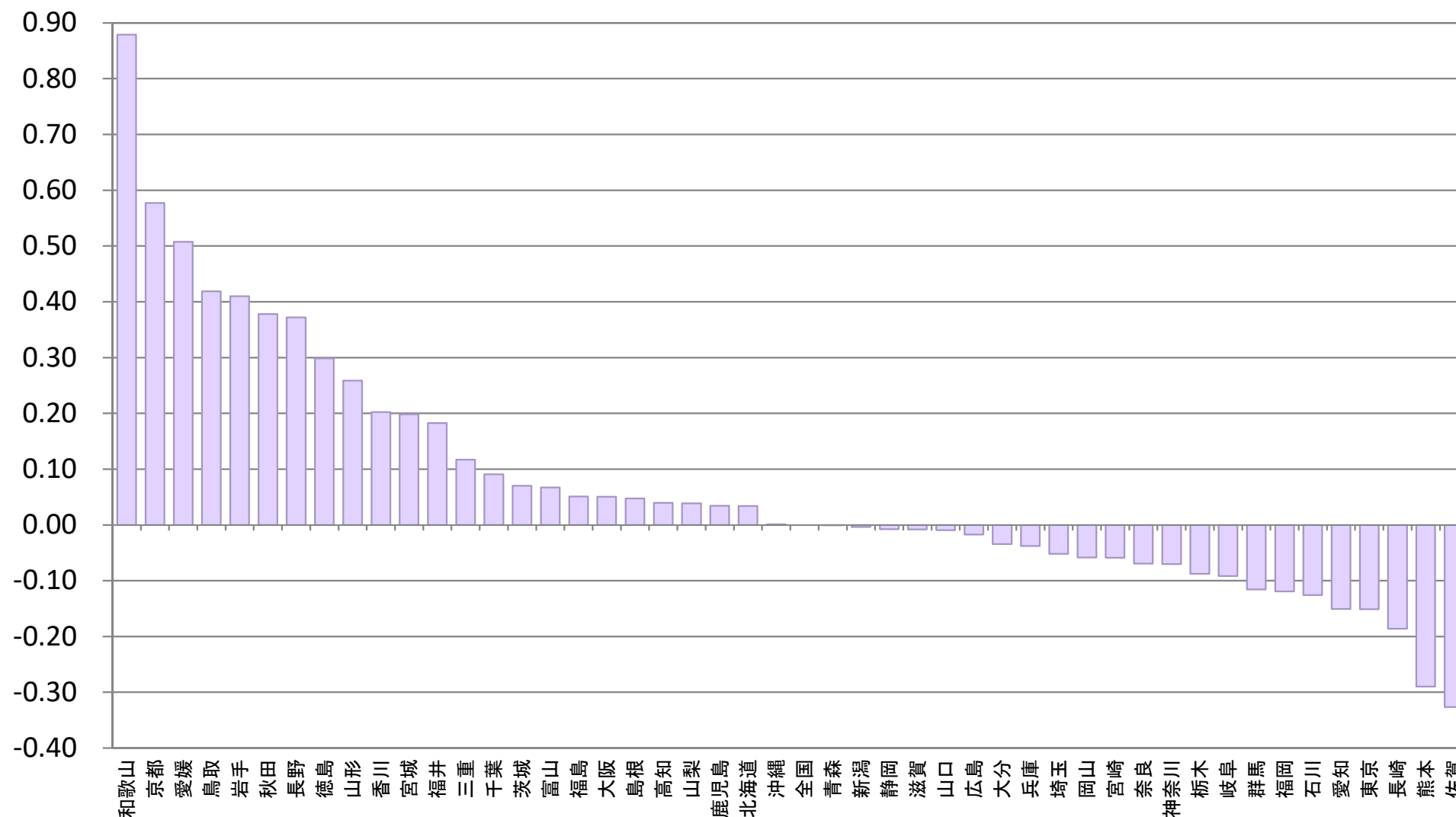


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりレボドパ含有製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



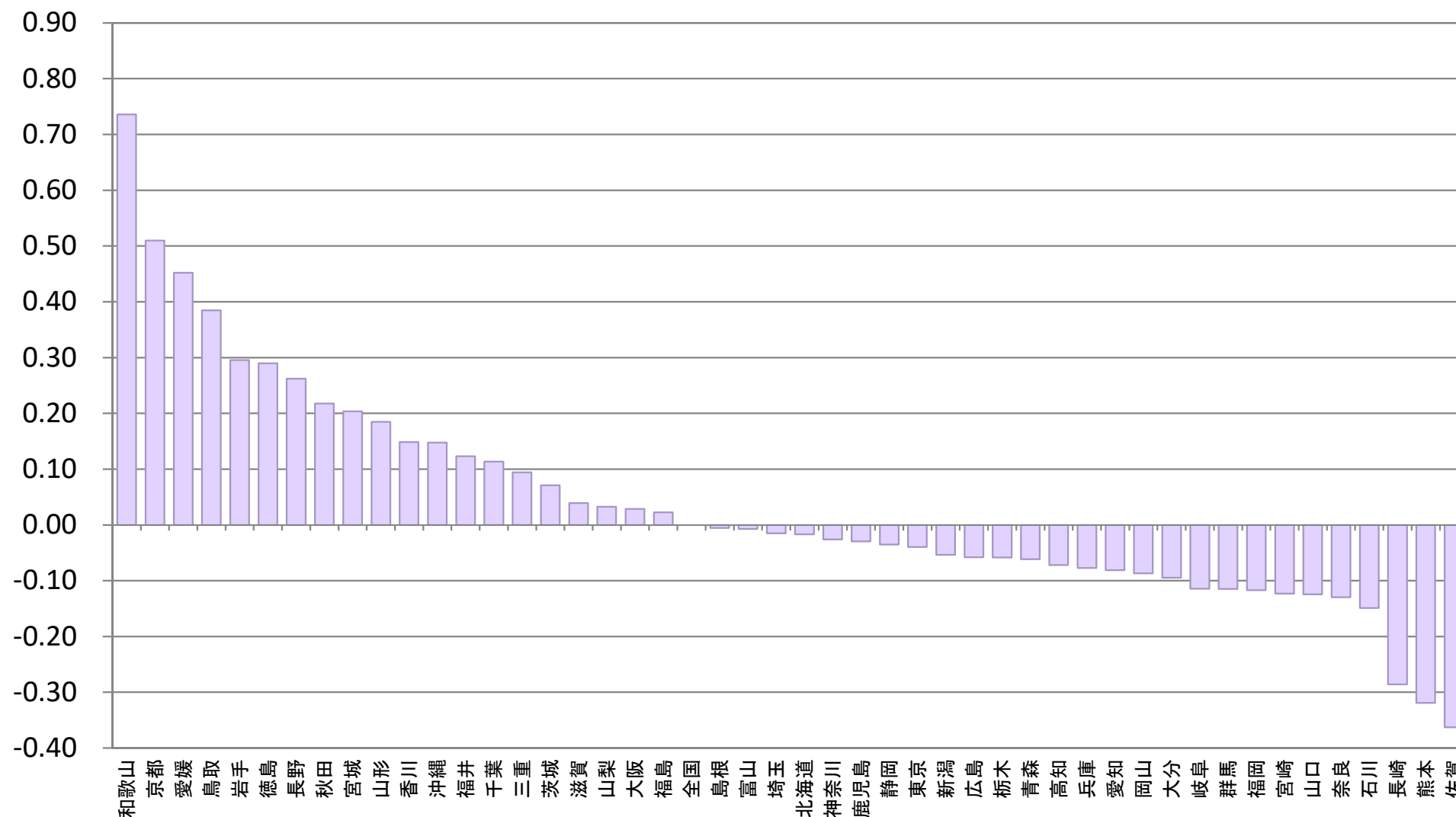
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりレボドパ含有製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

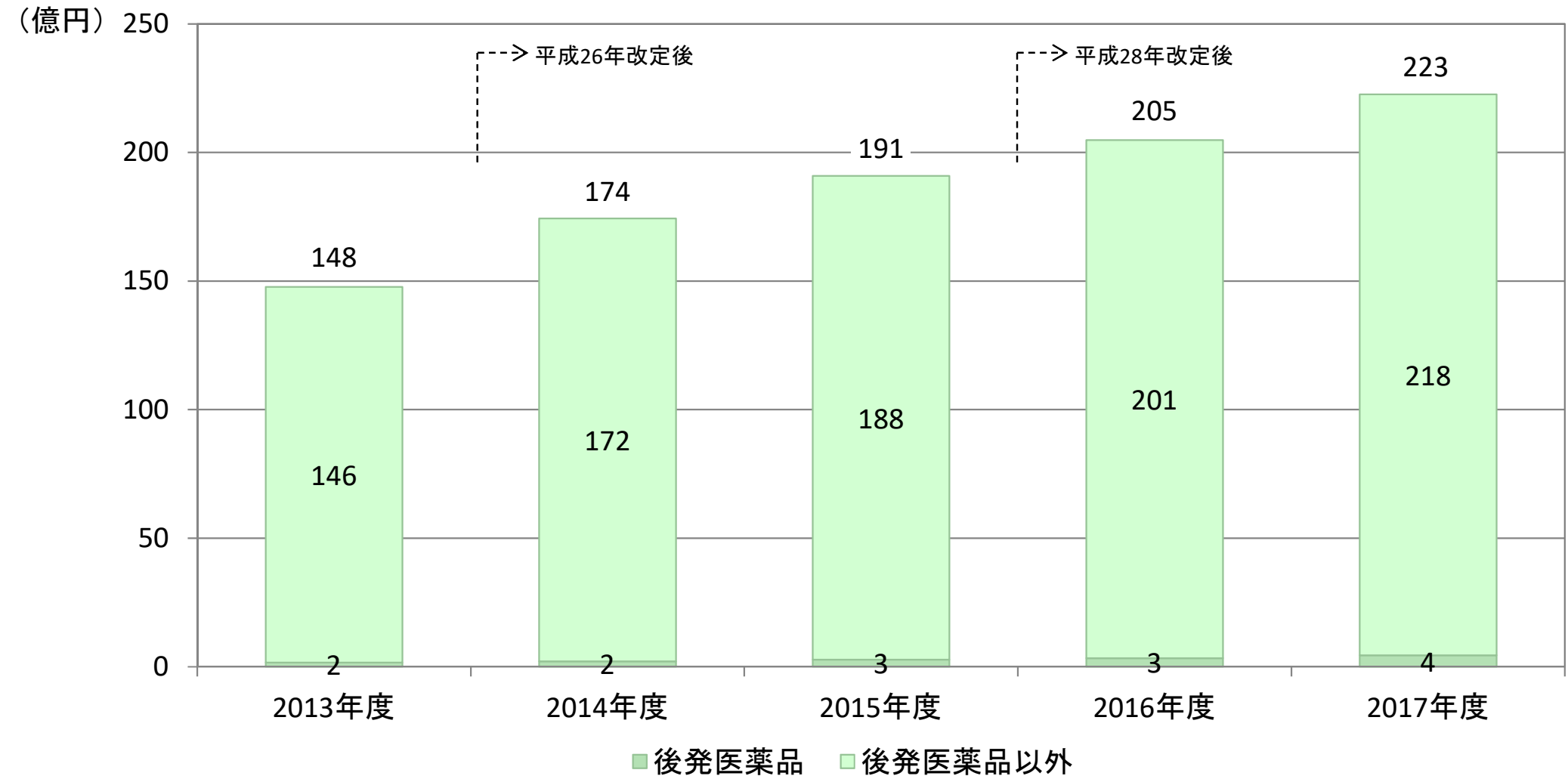
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

MAO-B阻害薬の薬剤料の推移

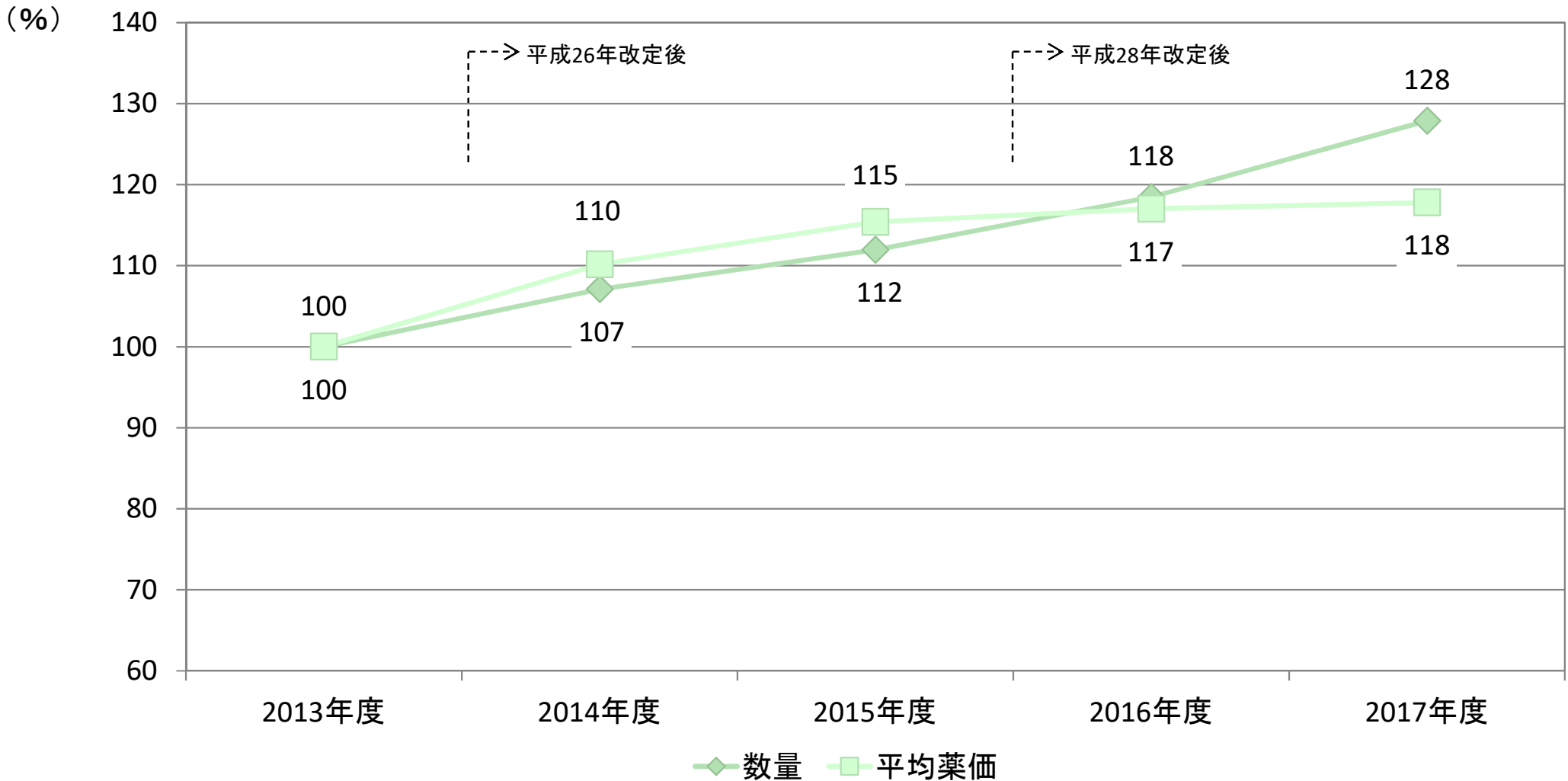
○ 2013年度以降のMAO-B阻害薬の薬剤料は、増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

MAO-B阻害薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のMAO-B阻害薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量、平均薬価のどちらも上昇傾向にある。

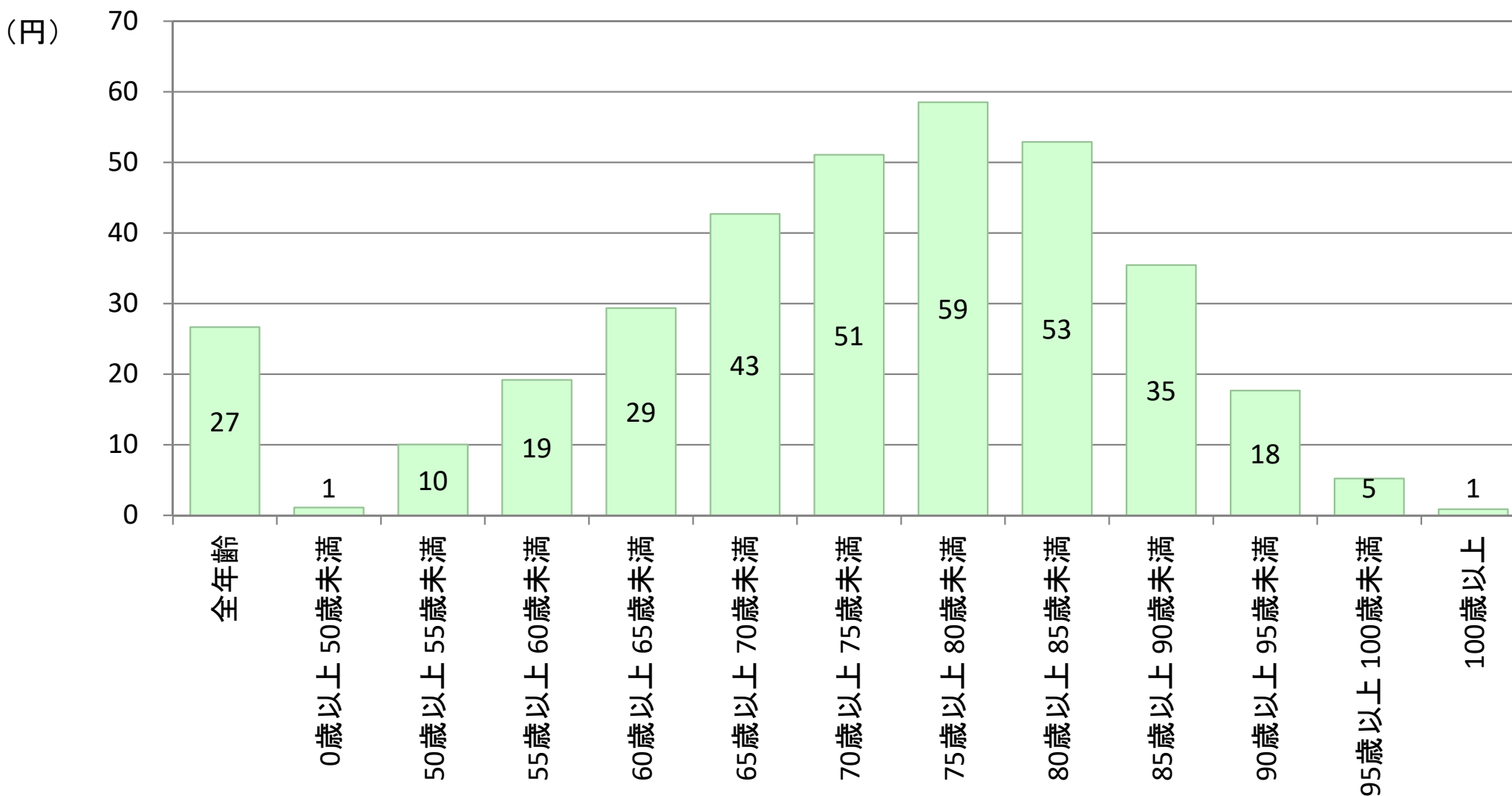


注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり MAO-B阻害薬の薬剤料（2017年度）



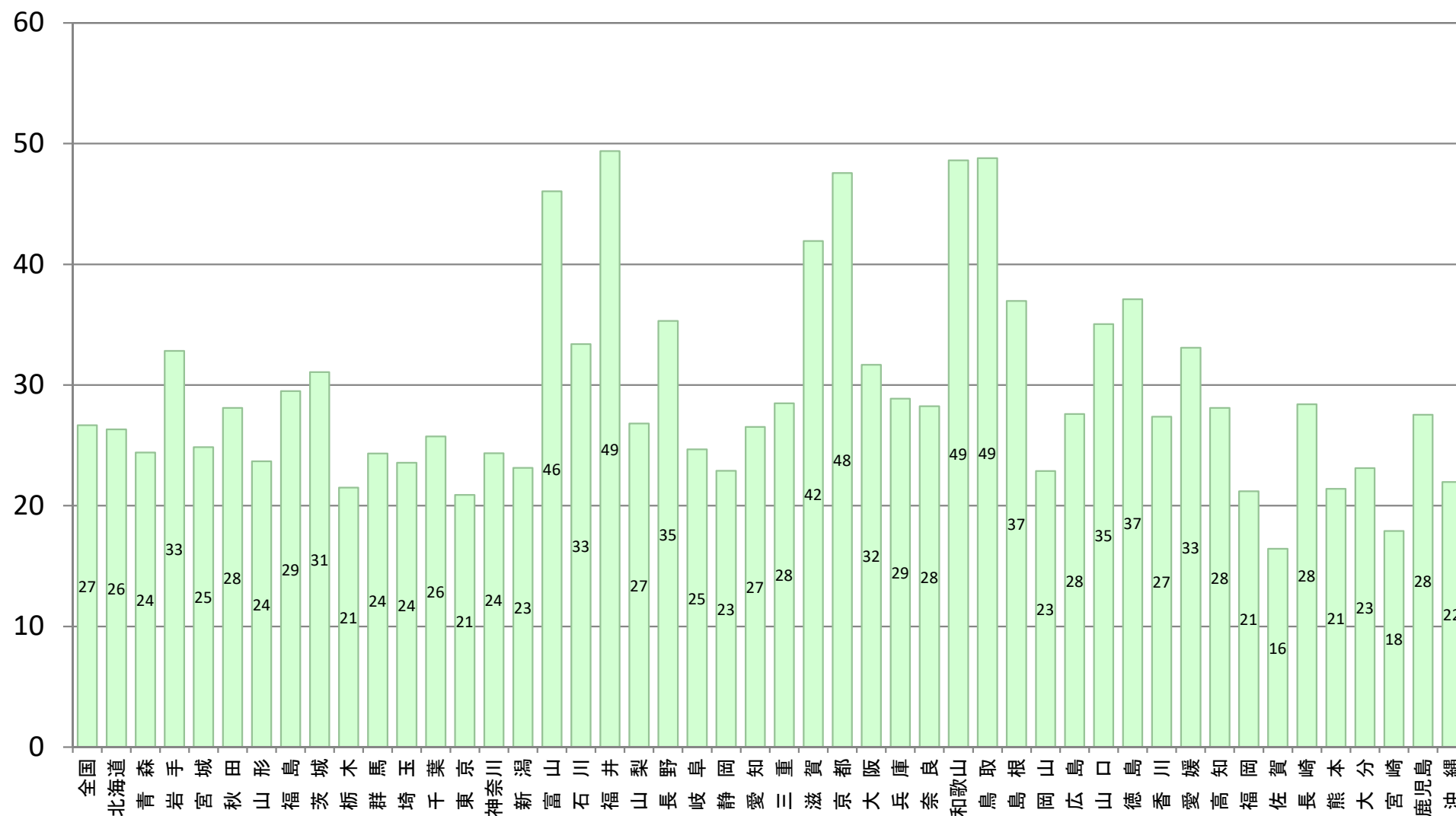
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり MAO-B阻害薬の薬剤料（2017年度）

（円）

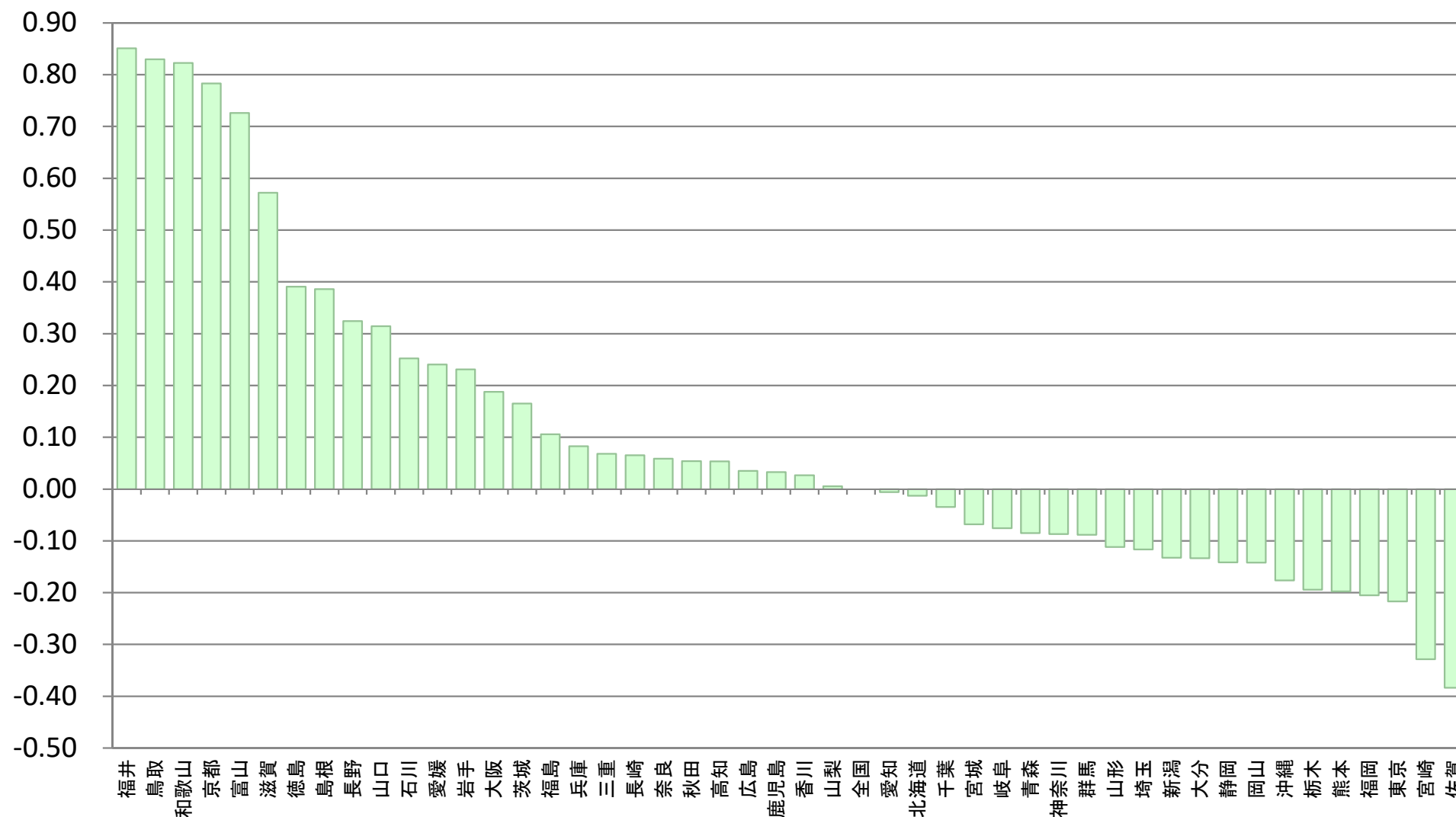


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりMAO-B阻害薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



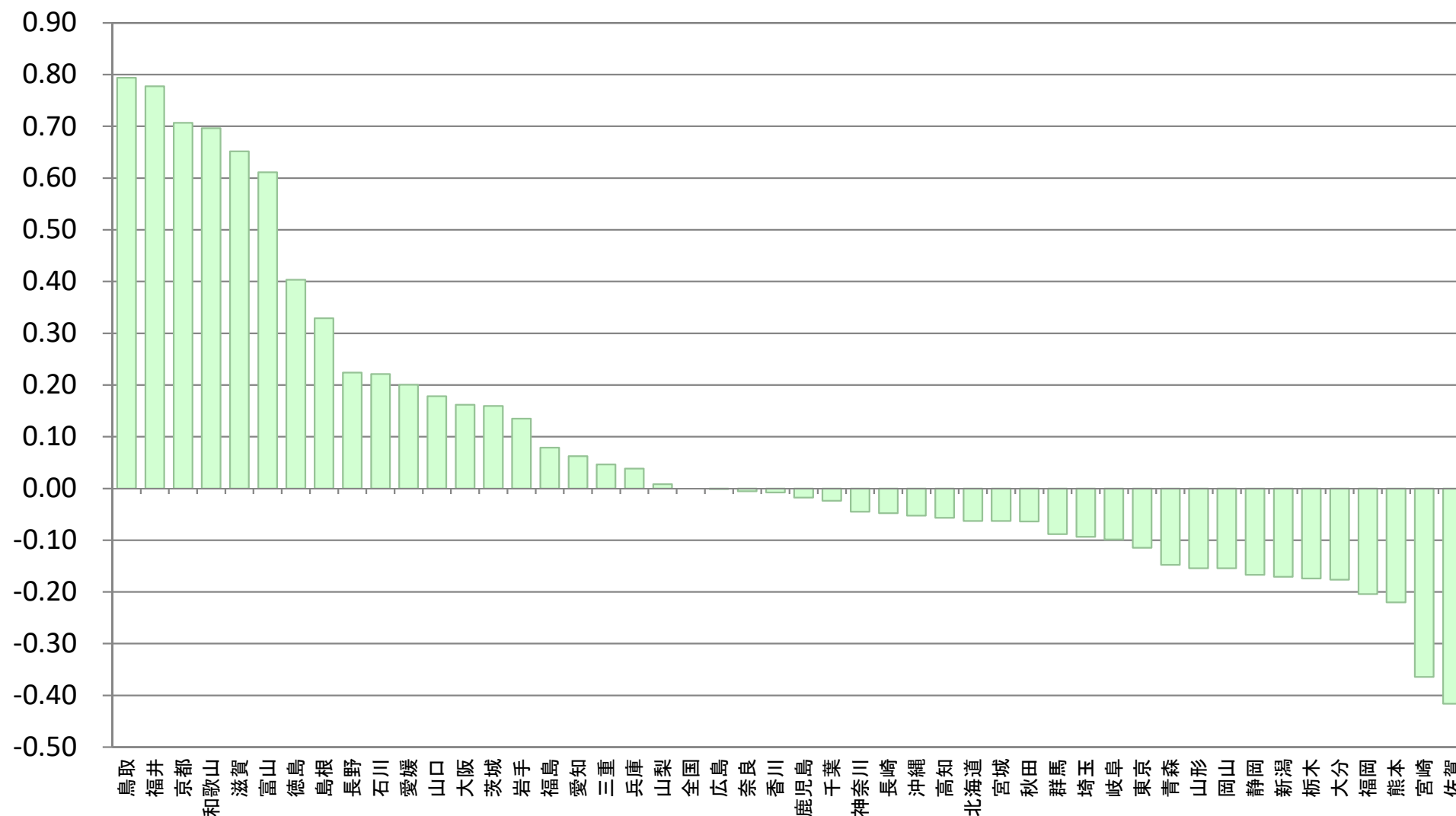
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋 1 枚当たりMAO-B阻害薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

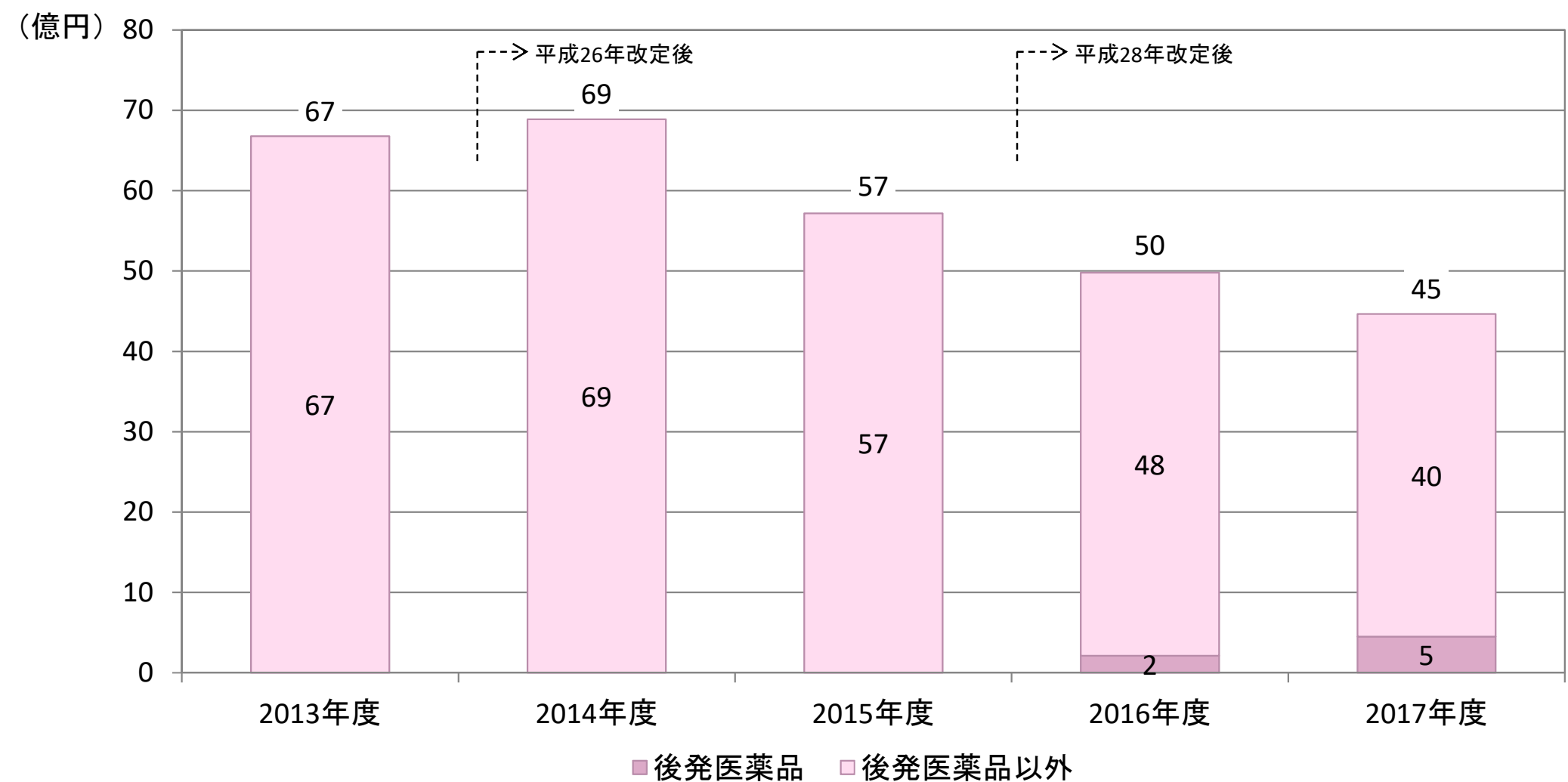
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

COMT阻害薬の薬剤料の推移

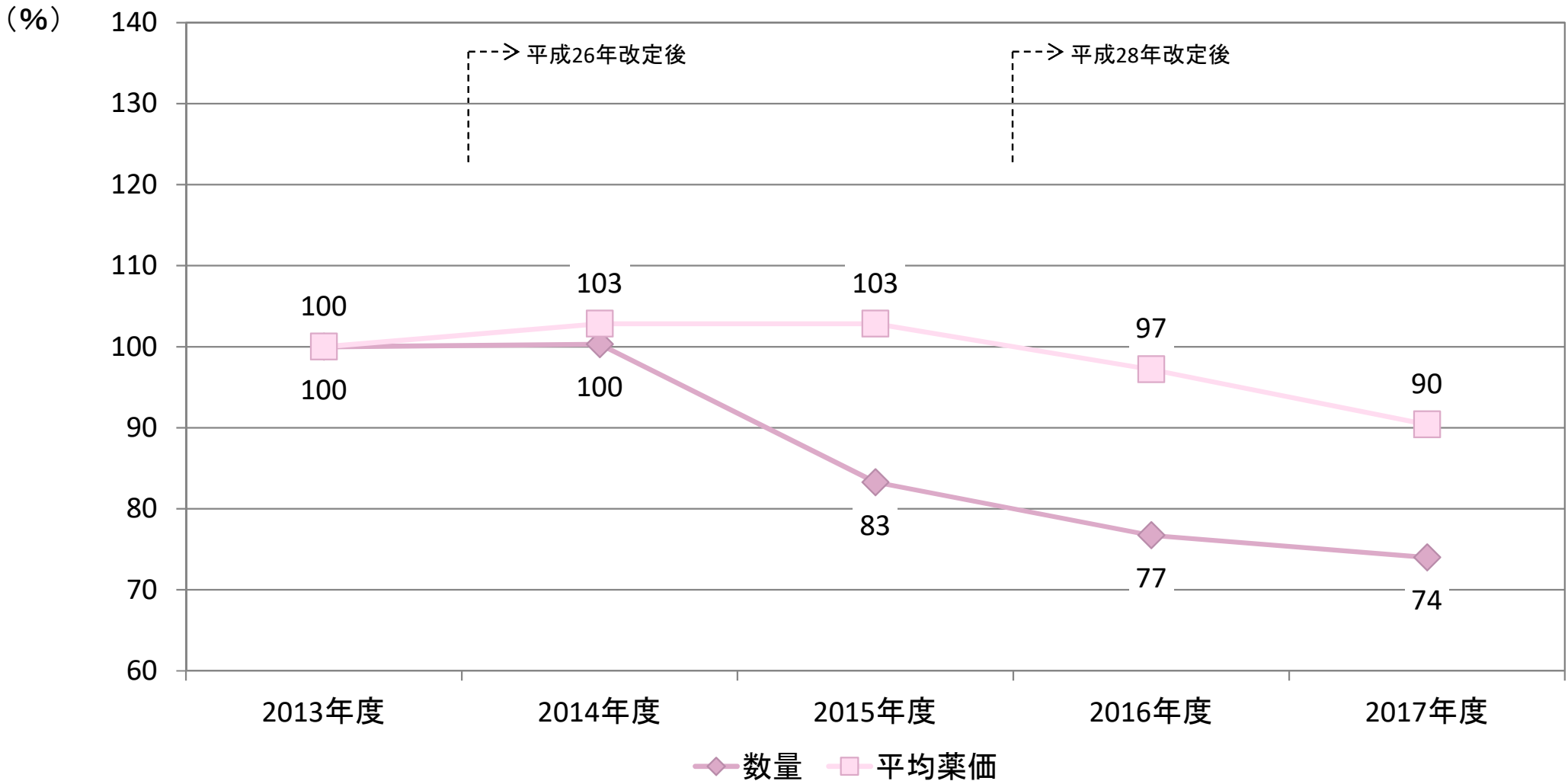
○ 2013年度以降のCOMT阻害薬の薬剤料の推移を見ると、おおむね減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

COMT阻害薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のCOMT阻害薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量、平均薬価のどちらもおおむね低下傾向にある。



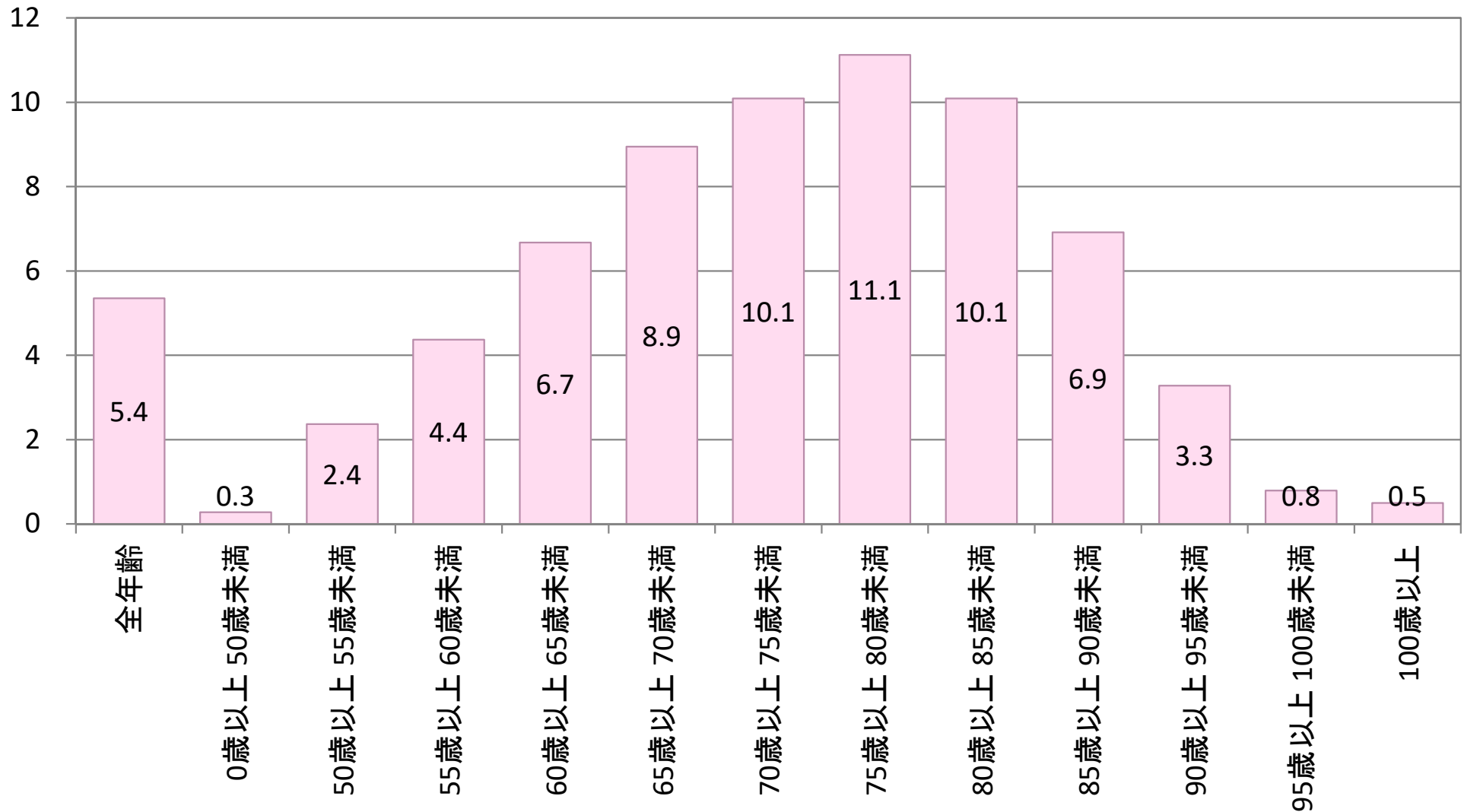
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり COMT阻害薬の薬剤料（2017年度）

(円)



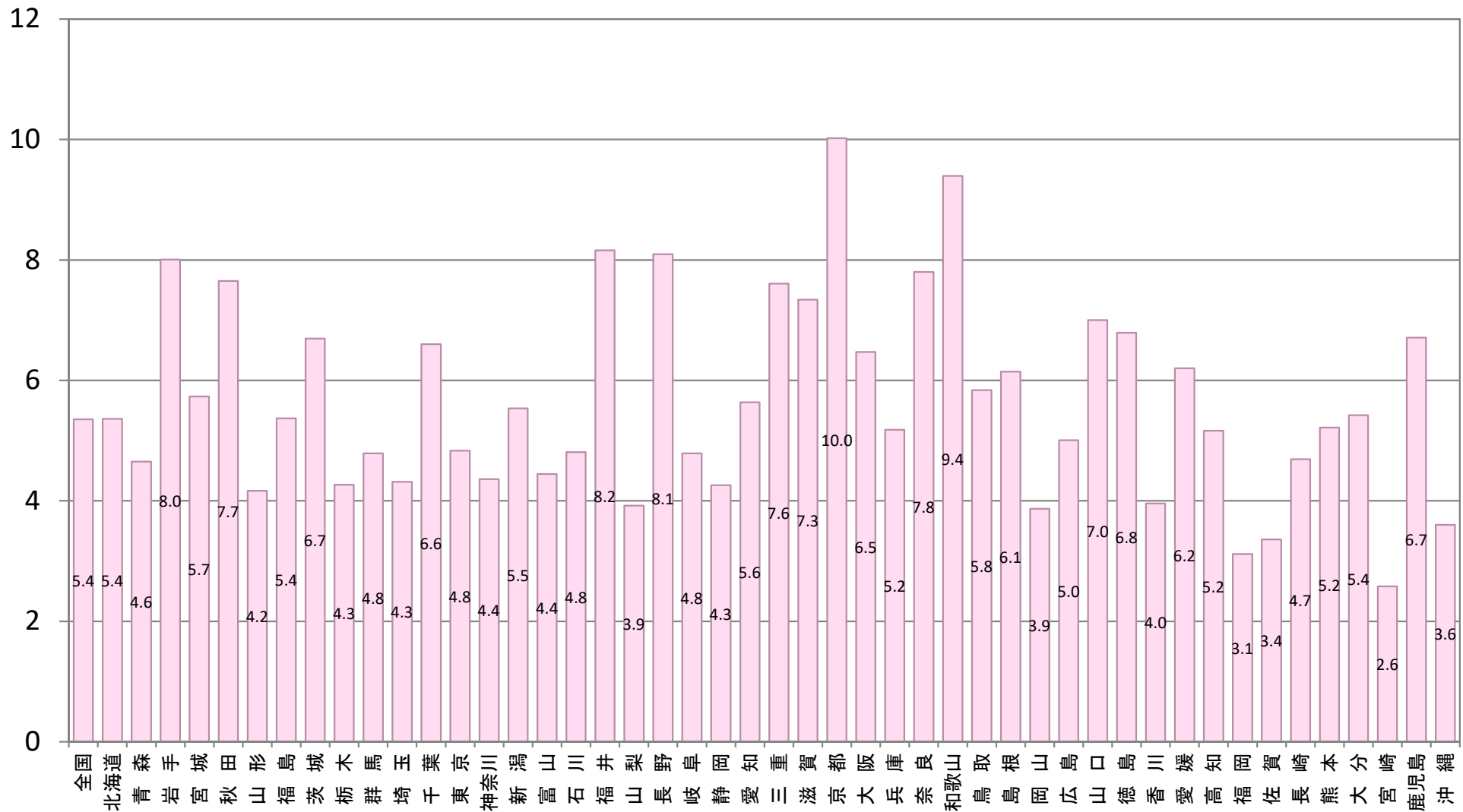
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり COMT阻害薬の薬剤料（2017年度）

(円)

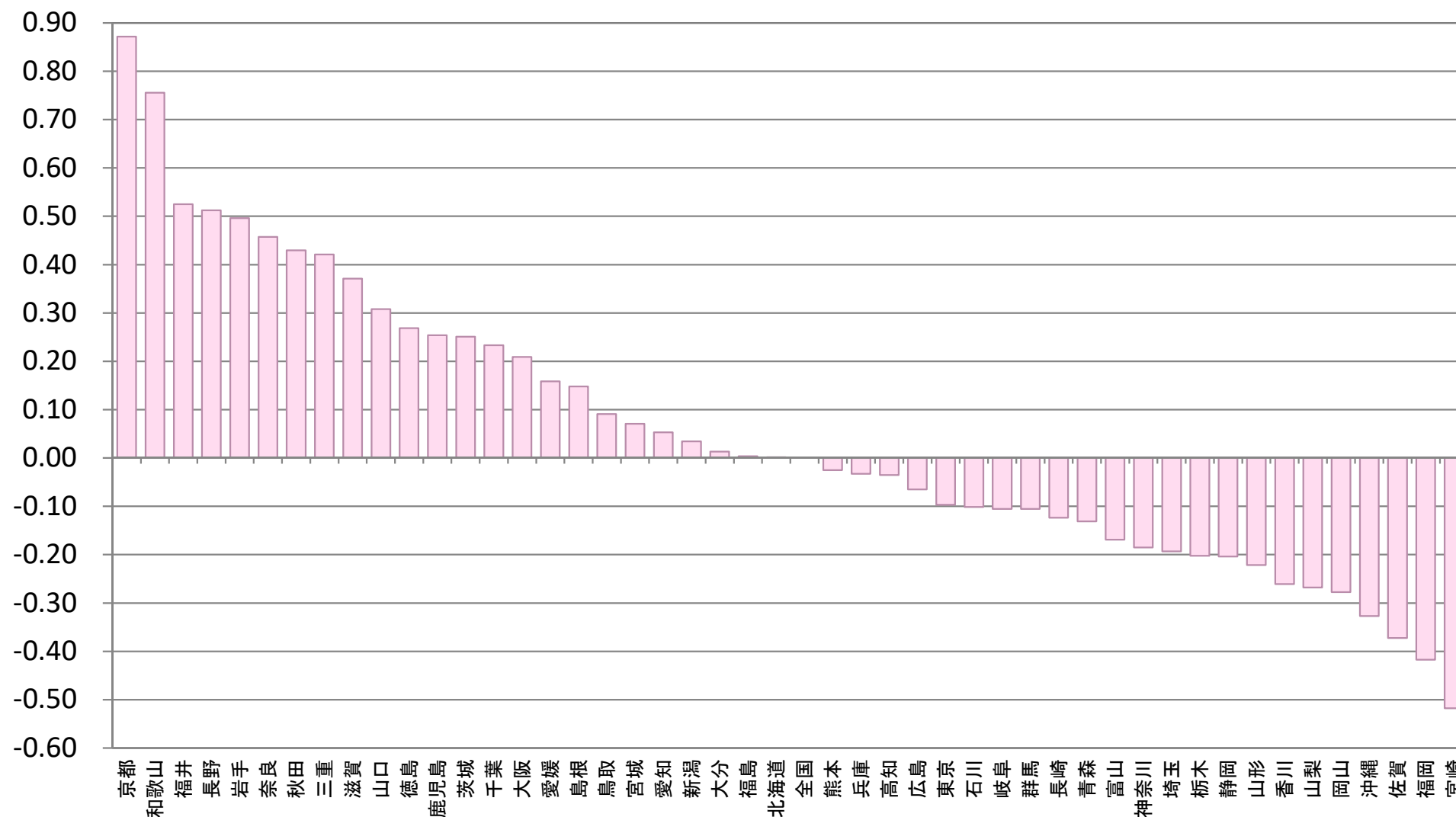


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりCOMT阻害薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



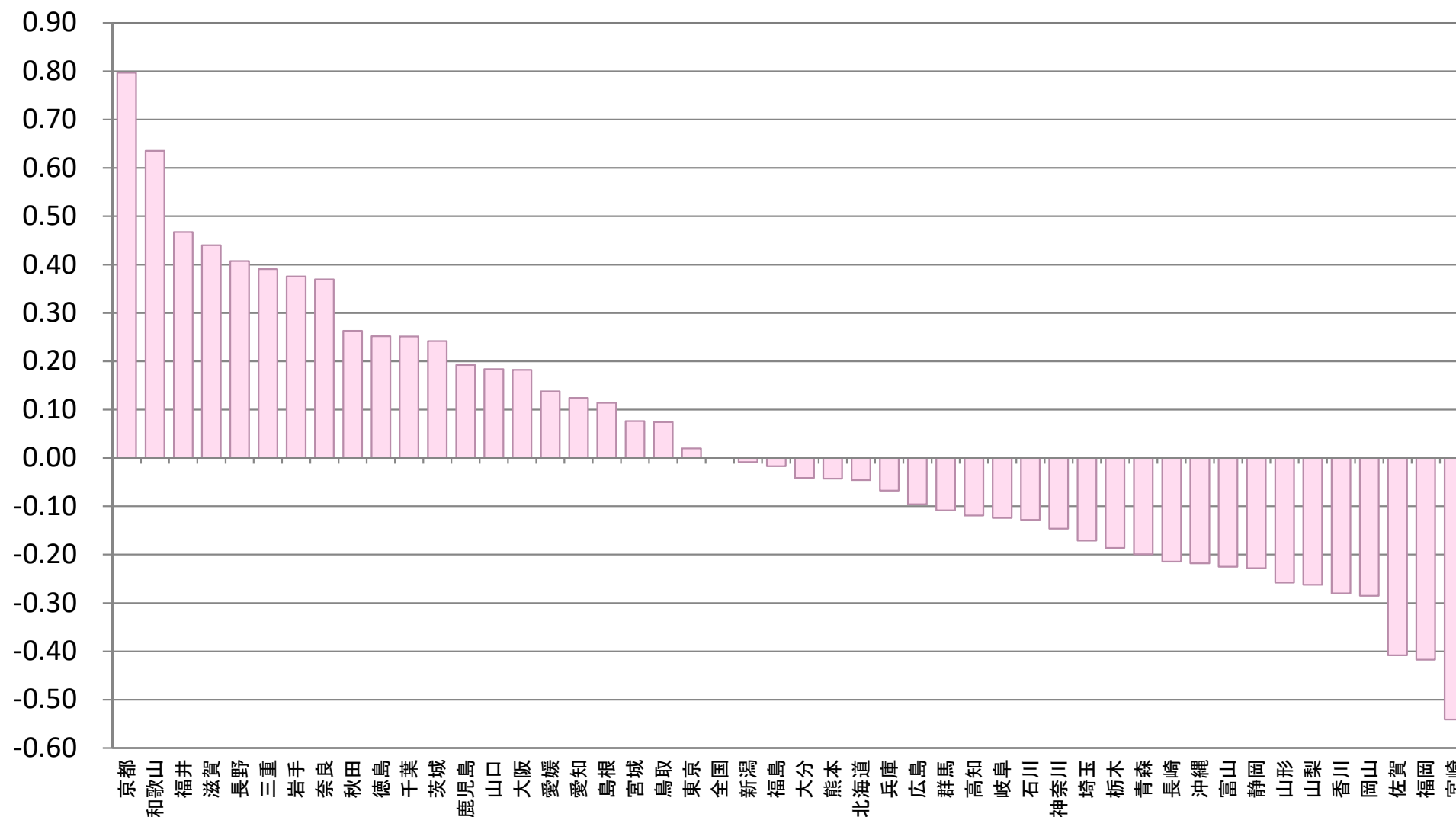
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりCOMT阻害薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

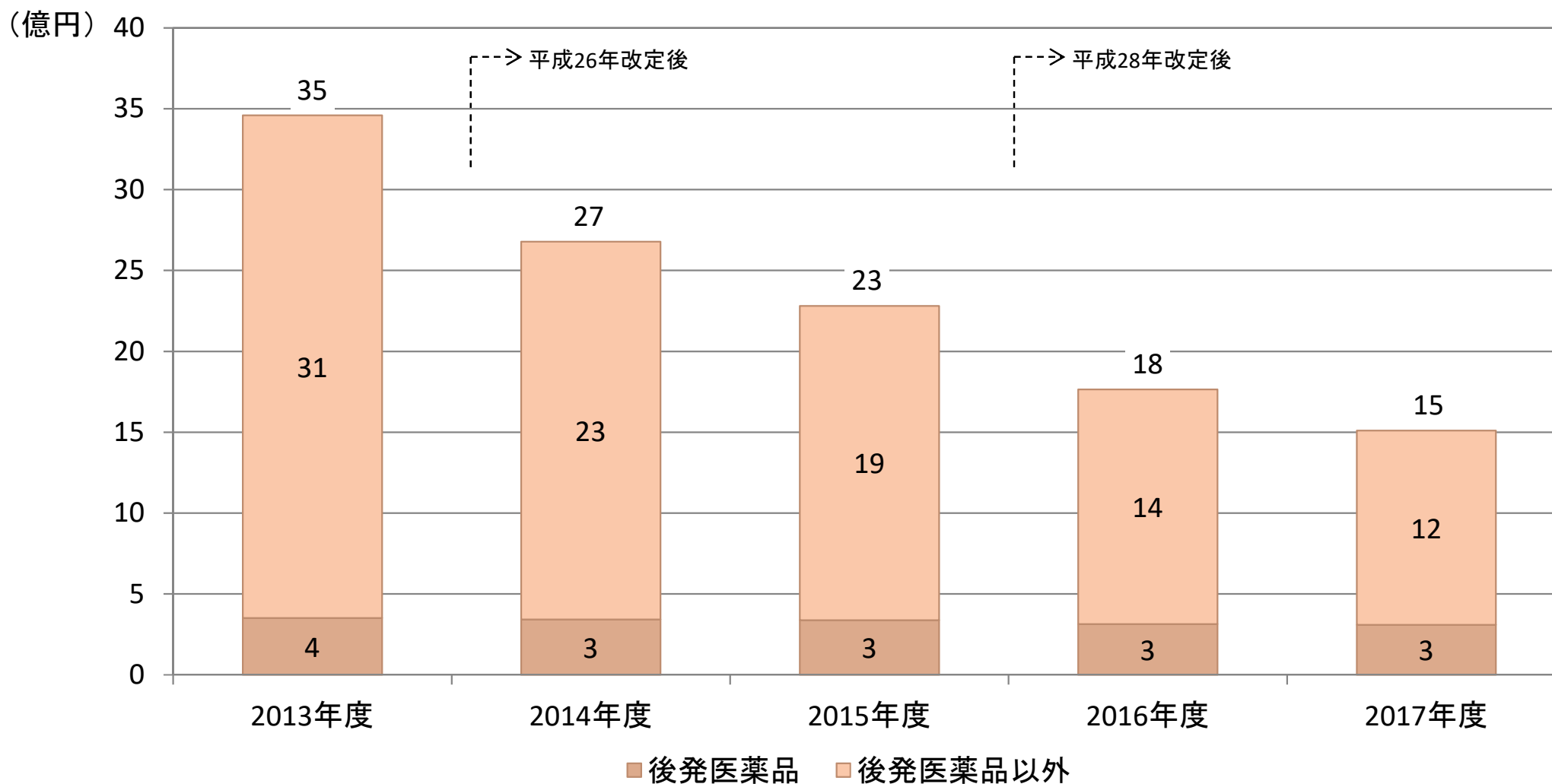
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料の推移

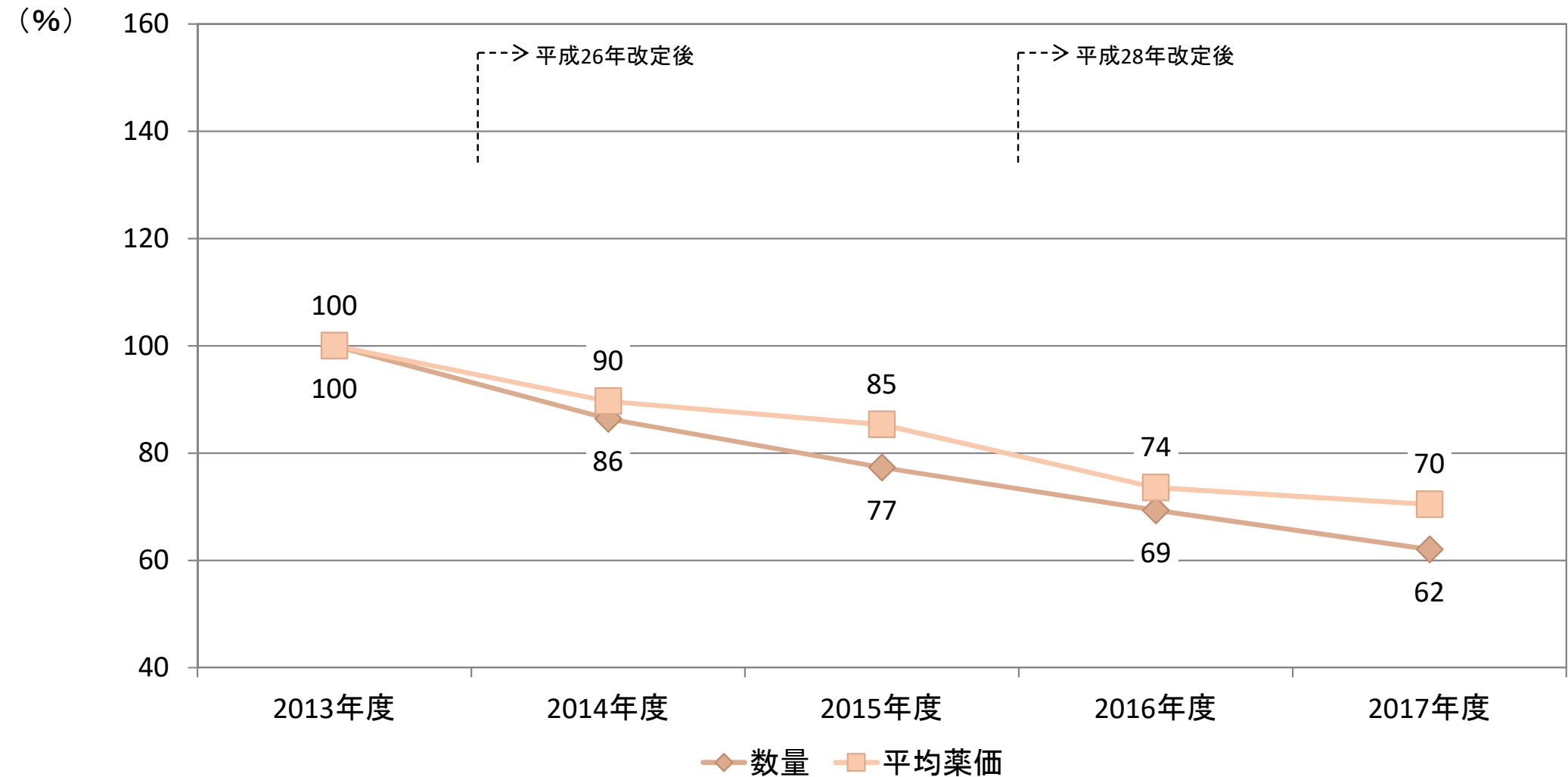
○ 2013年度以降の麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はおおむね一定であり、全体としては減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

麦角系ドパミン受容体作動薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の麦角系ドパミン受容体作動薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量、平均薬価のどちらも低下傾向にある。

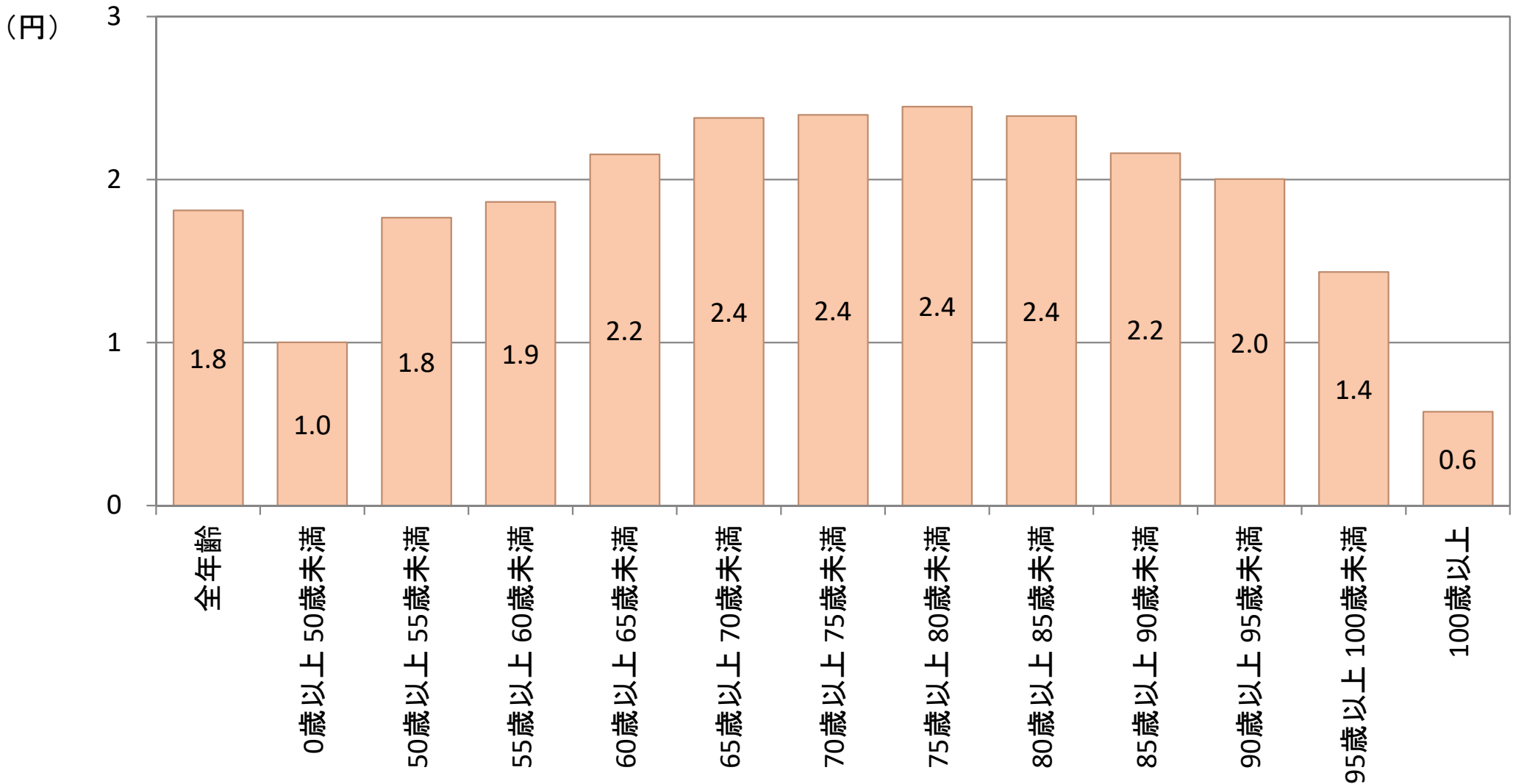


注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり 麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料（2017年度）



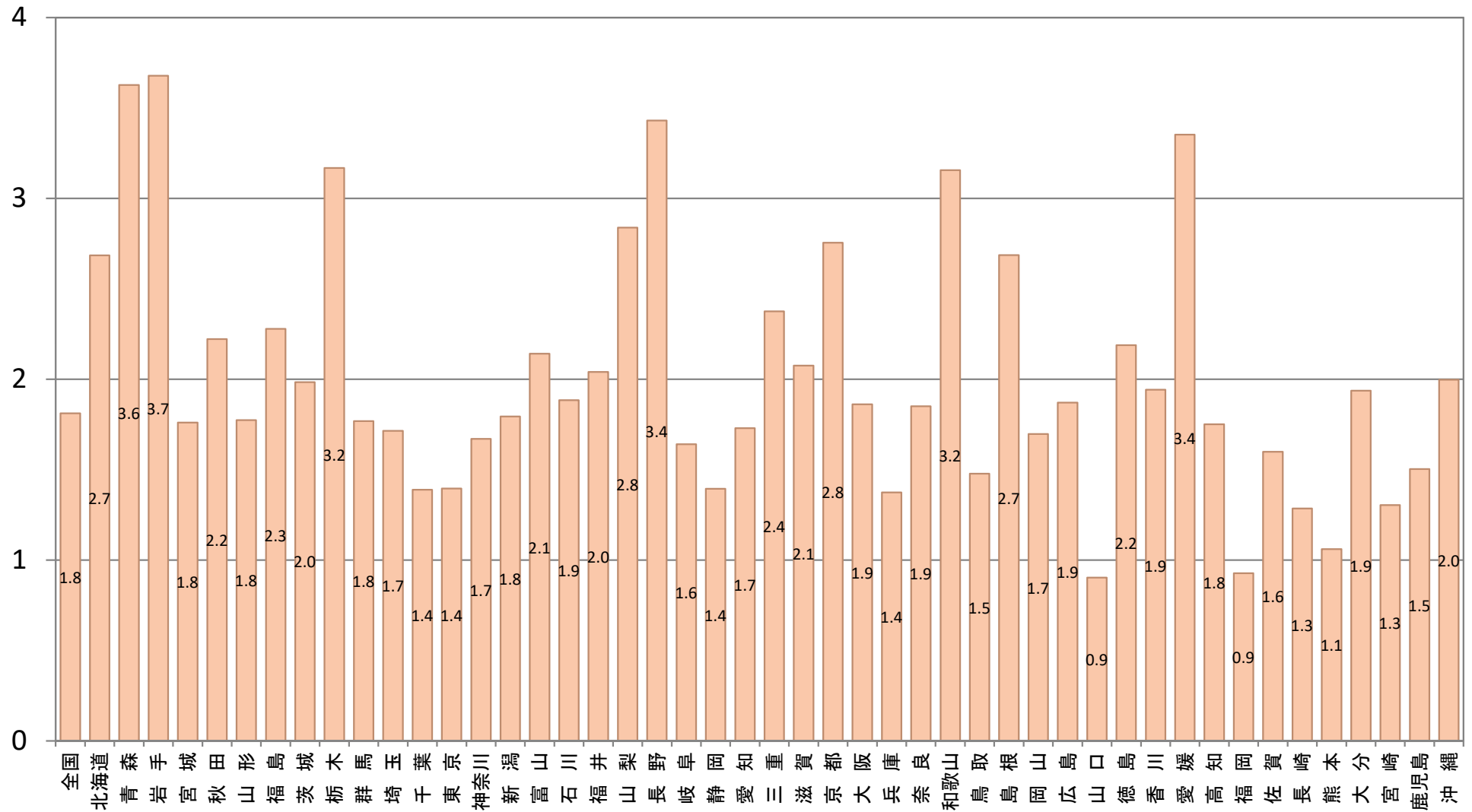
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり 麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料（2017年度）

（円）

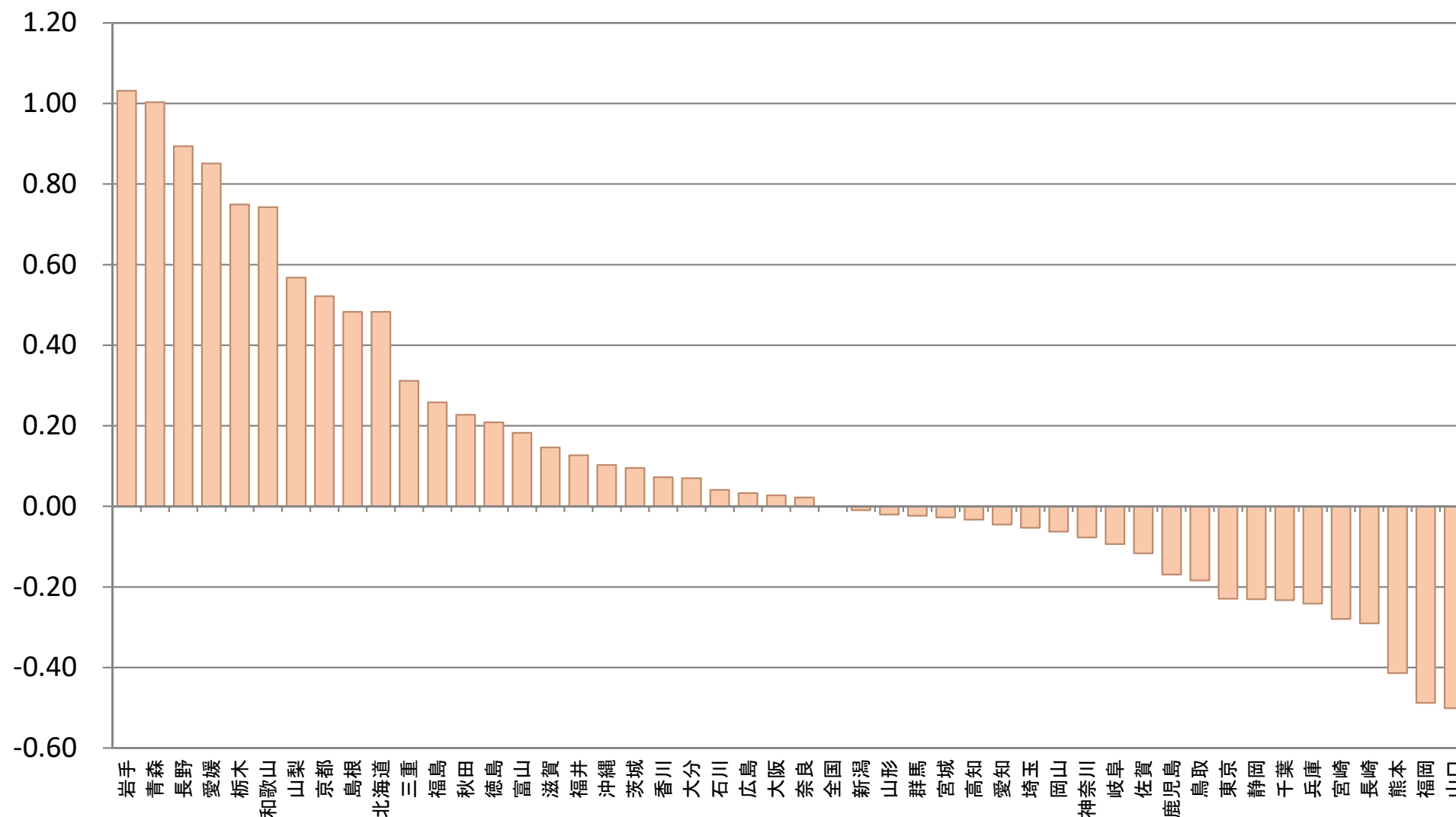


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり麦角系ドパミン受容体作動薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



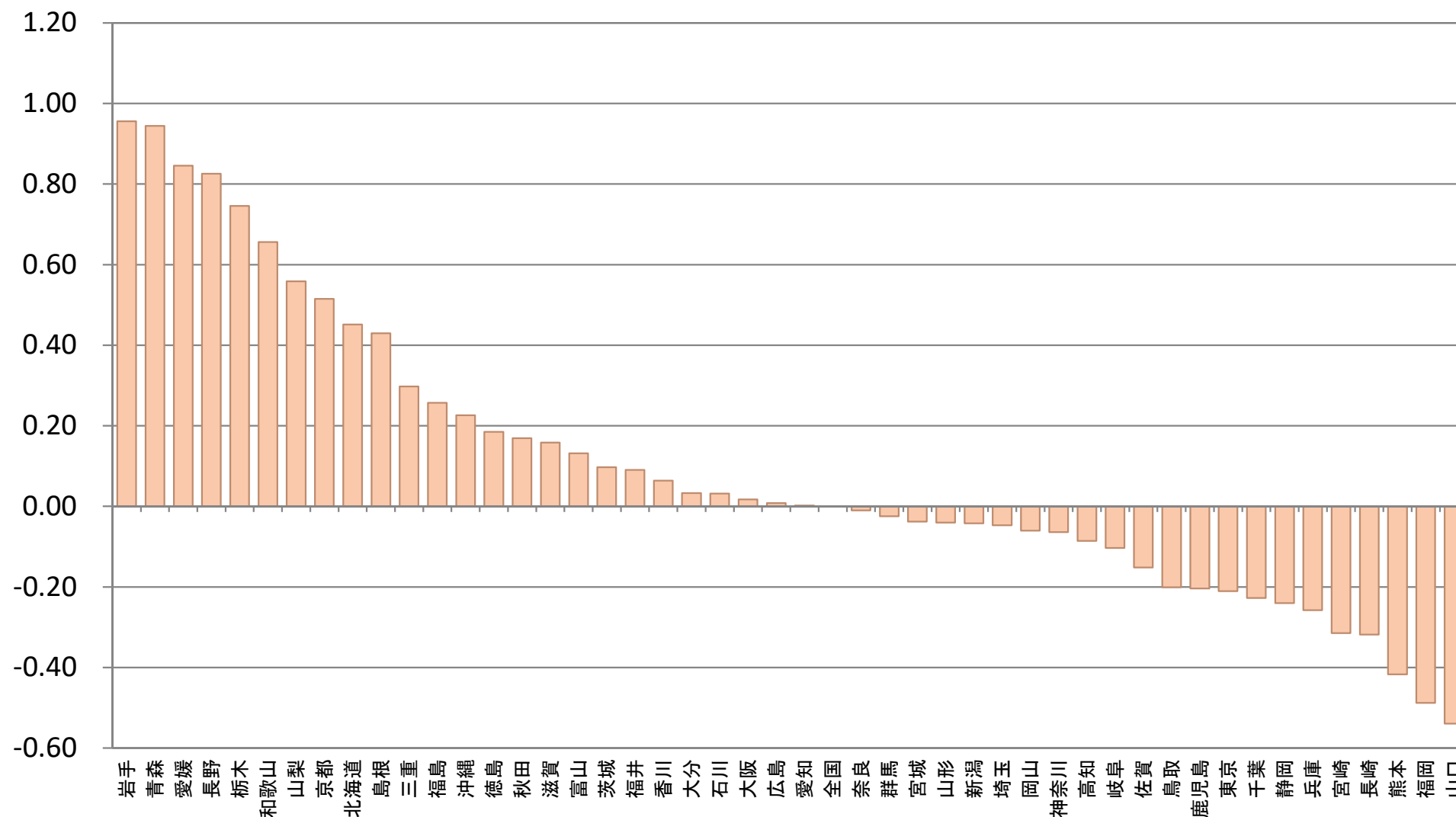
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり麦角系ドパミン受容体作動薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

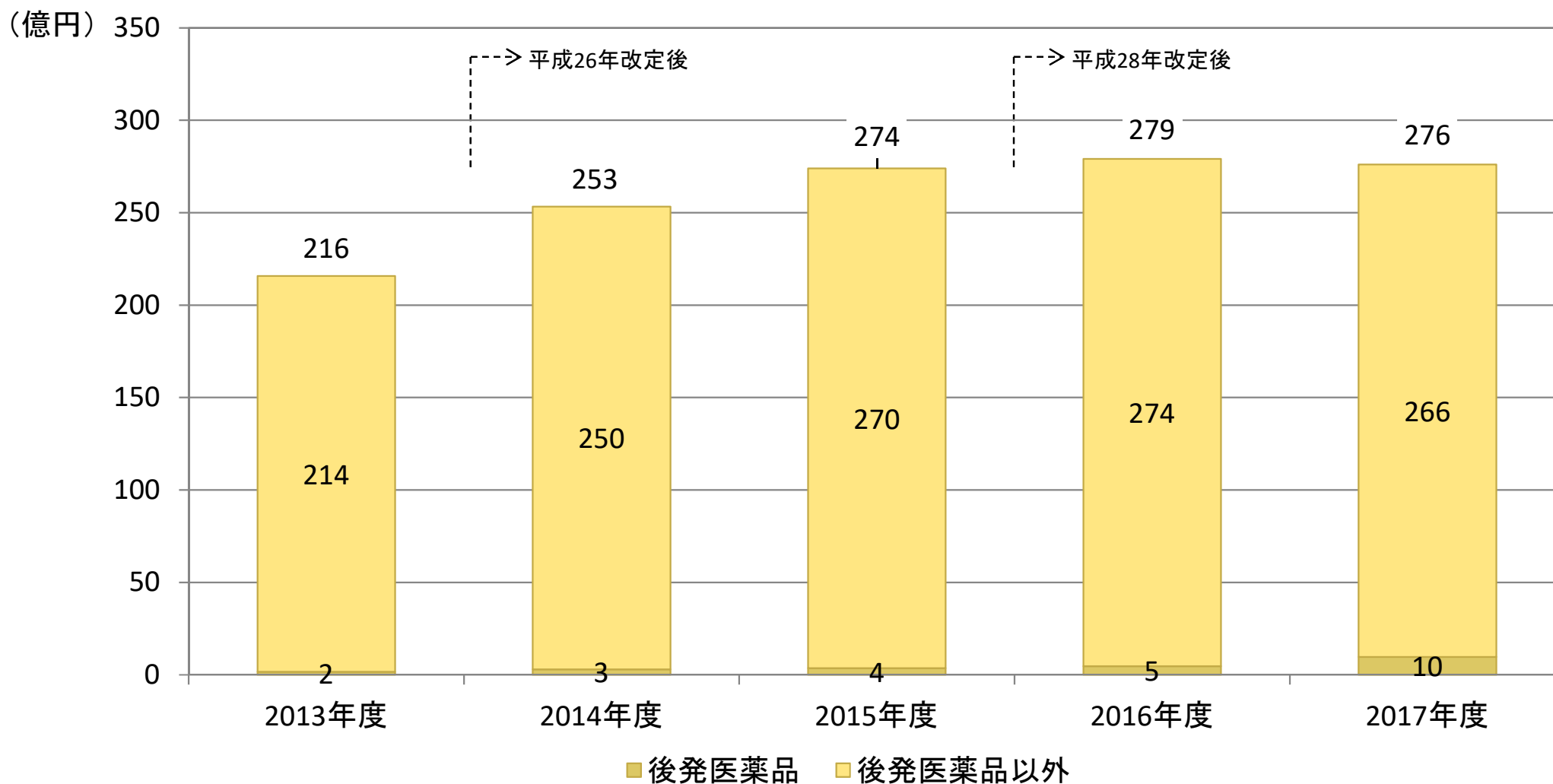
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

非麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料の推移

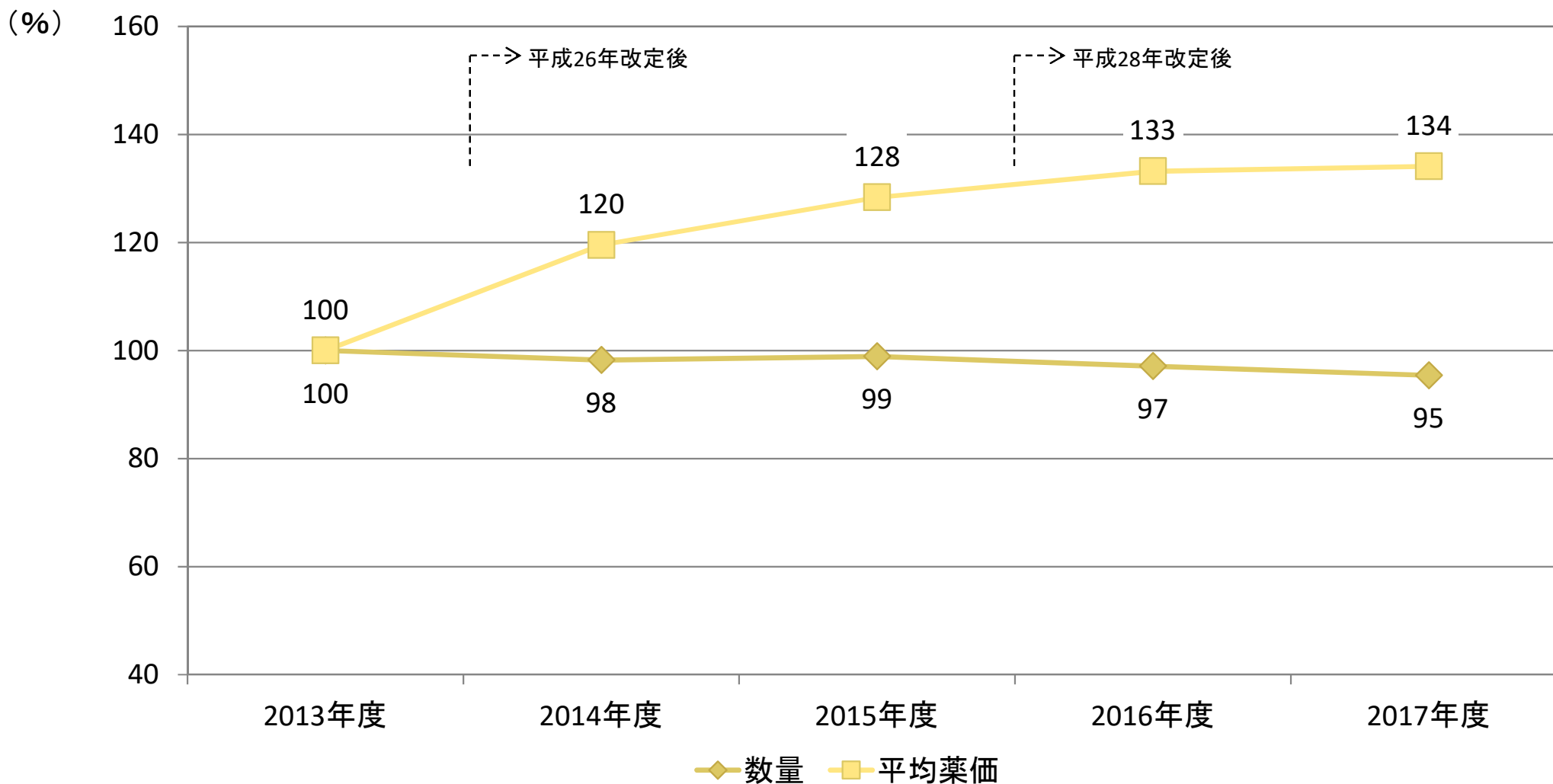
○ 2013年度以降の非麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料の推移を見ると、2016年度までは増加傾向であり、2016年度から2017年度にかけては同程度となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

非麦角系ドパミン受容体作動薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の非麦角系ドパミン受容体作動薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量はおおむね一定であり、平均薬価は上昇傾向にある。

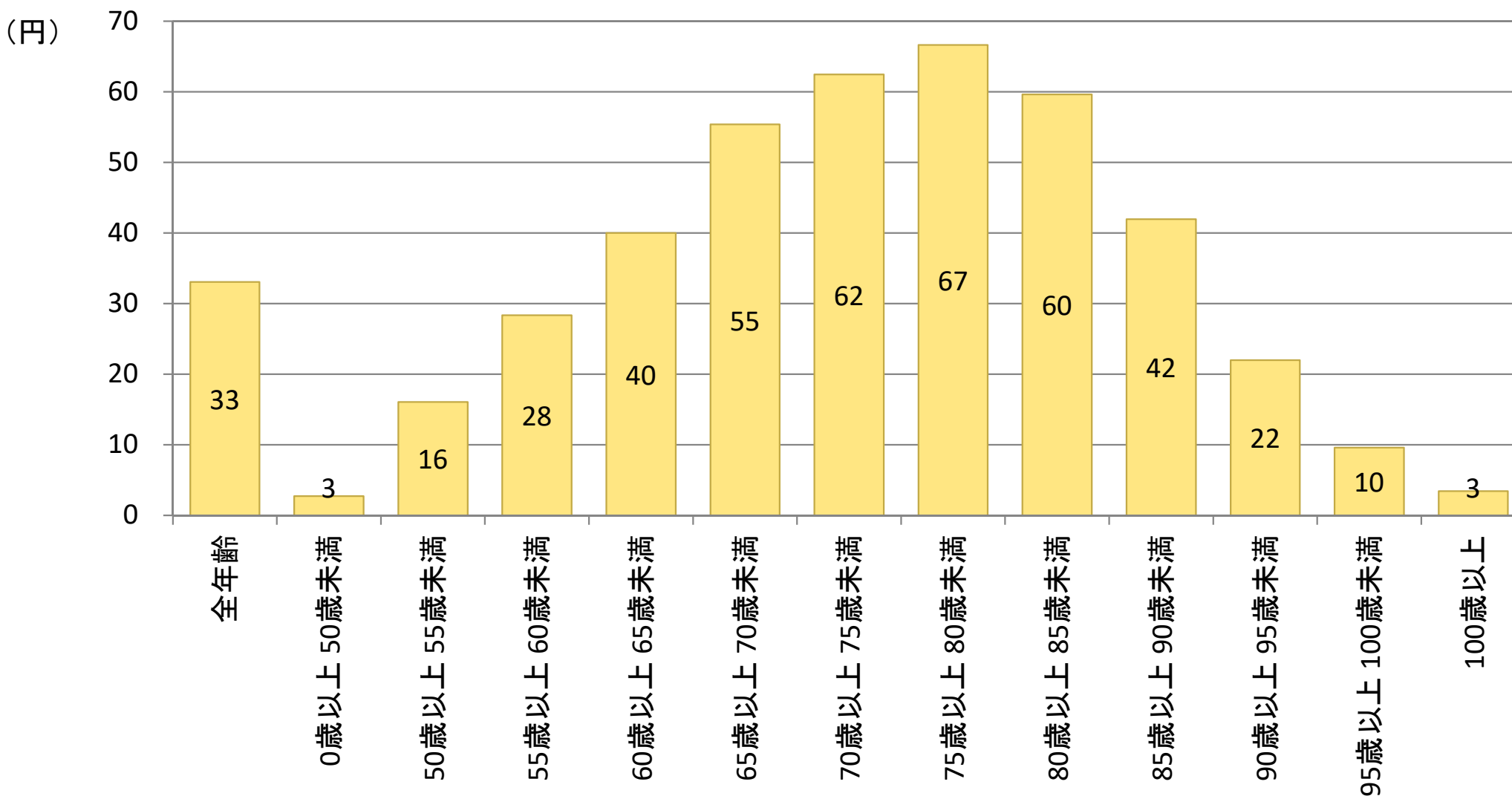


注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり 非麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料（2017年度）



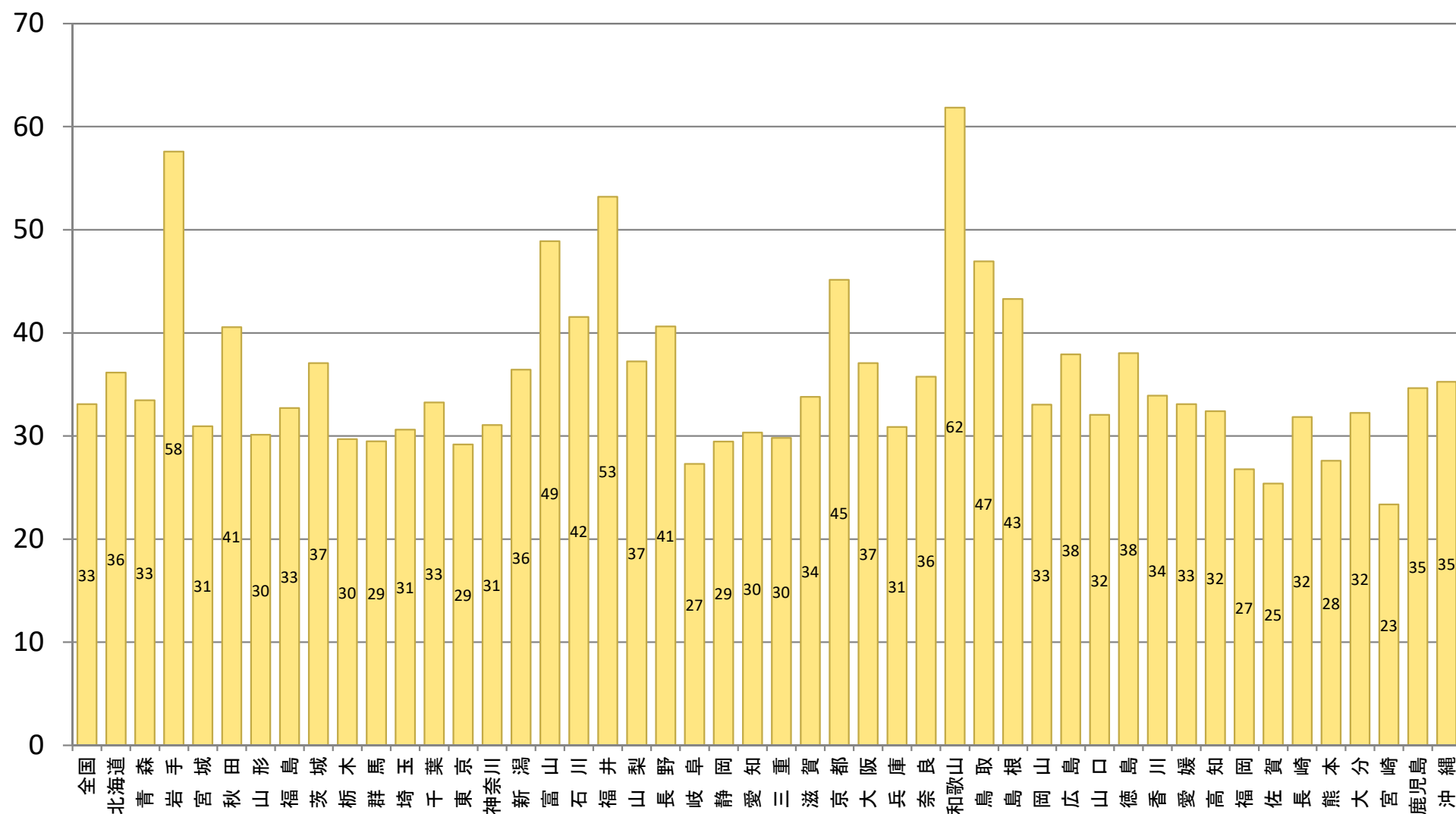
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり 非麦角系ドパミン受容体作動薬の薬剤料（2017年度）

(円)

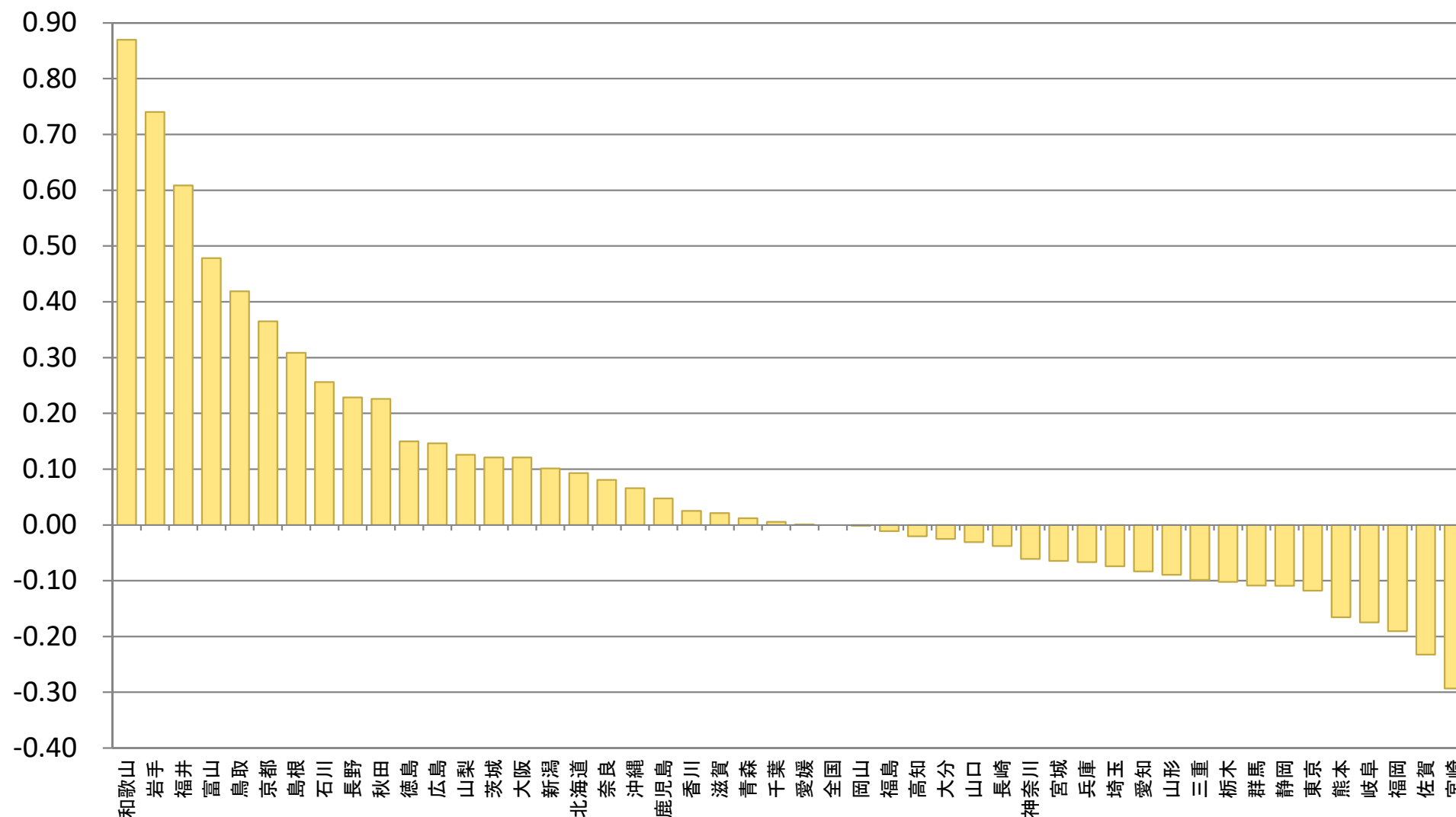


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり非麦角系ドパミン受容体作動薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



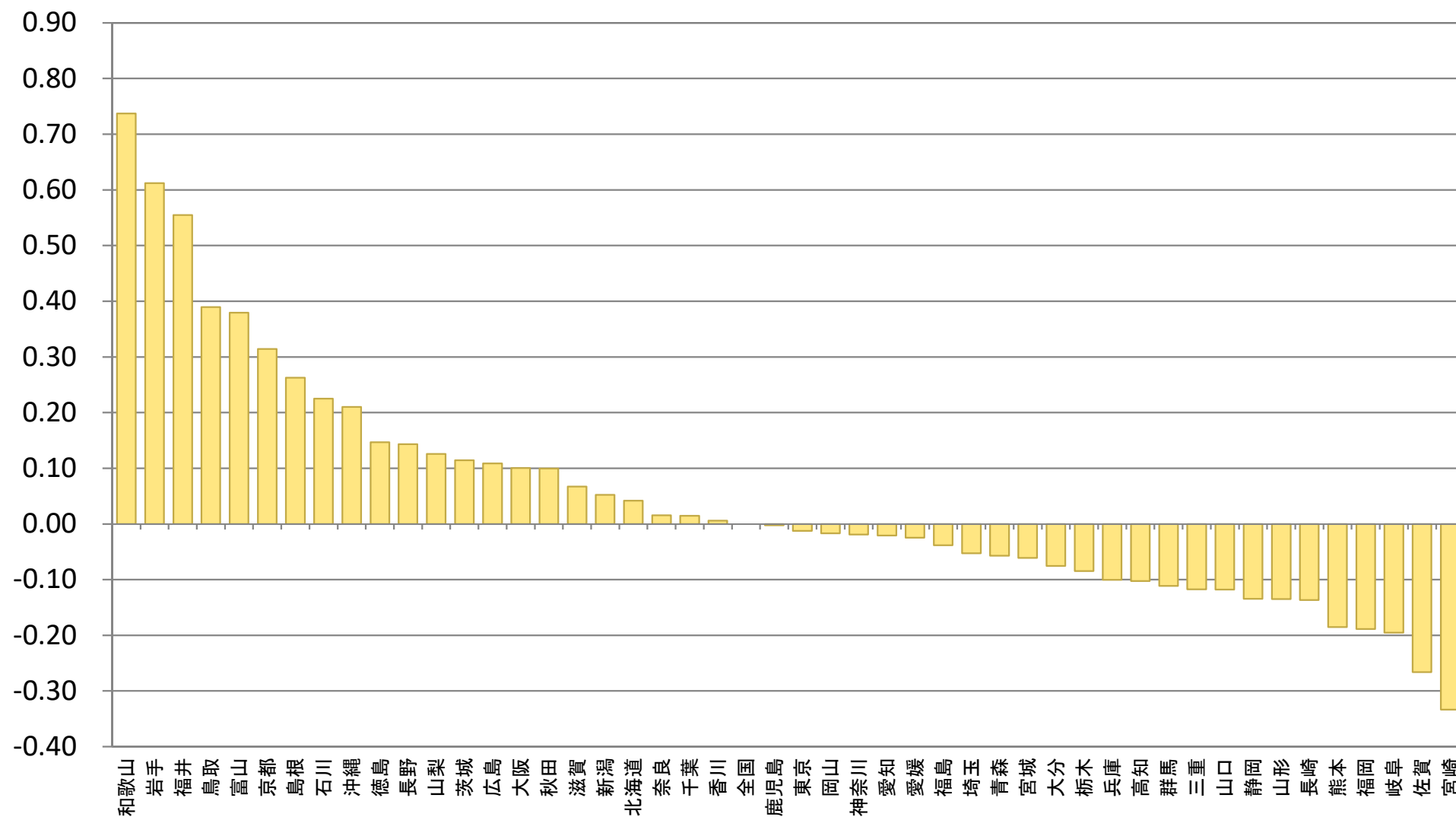
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり非麦角系ドパミン受容体作動薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

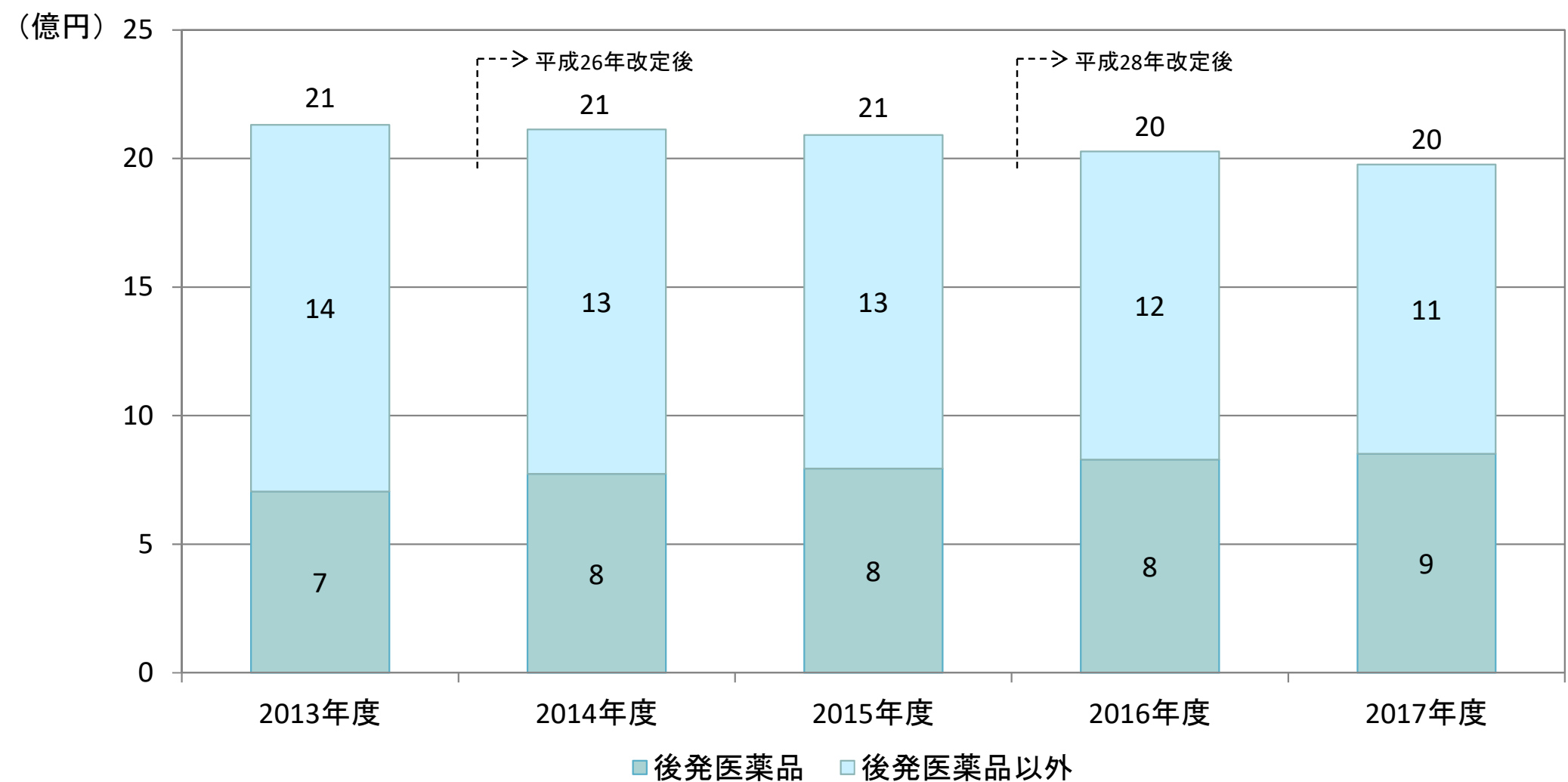
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」の年齢調整後の「(地域差指数)－1」を表示している。

抗コリン薬の薬剤料の推移

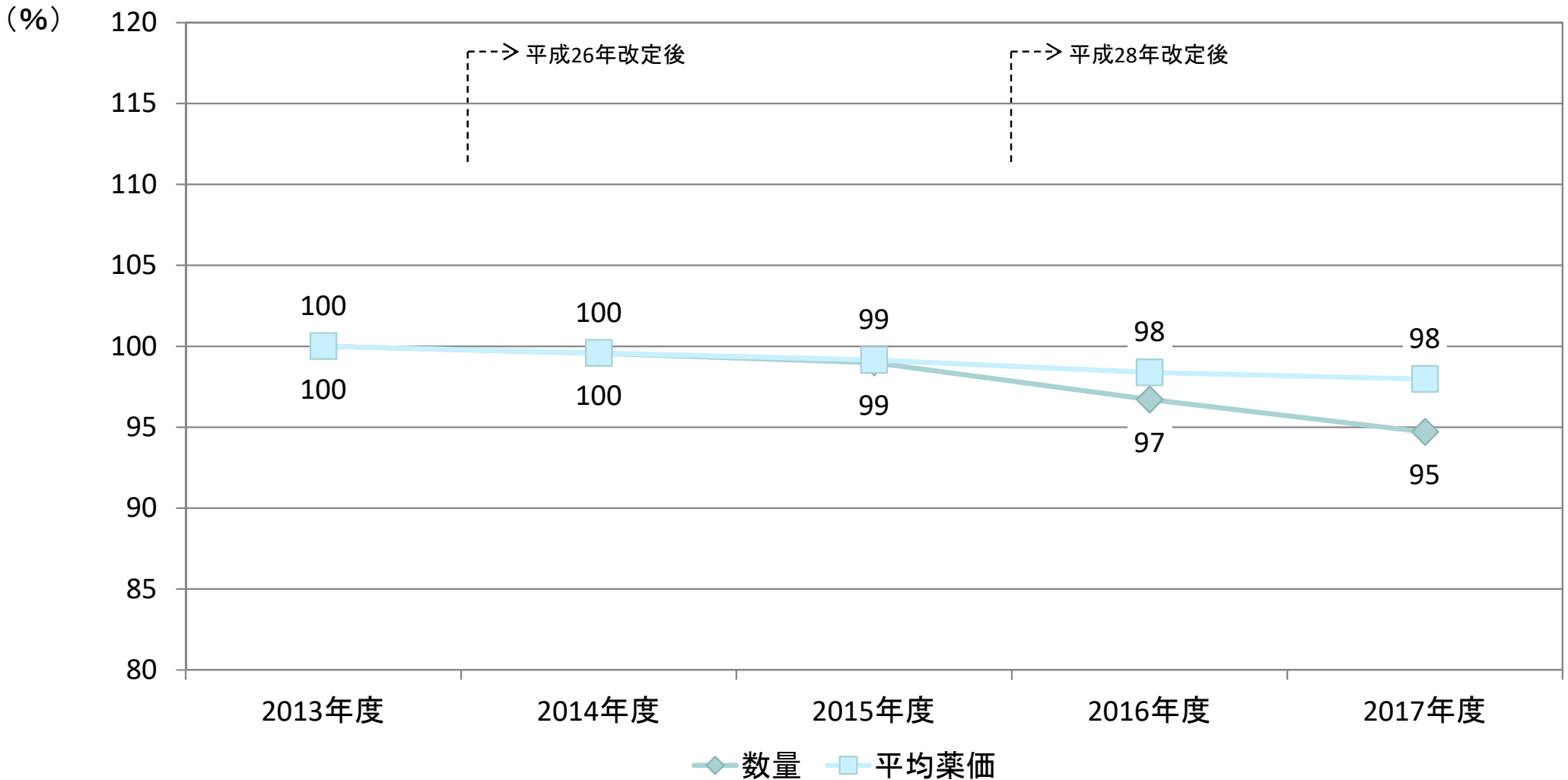
○ 2013年度以降の抗コリン薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品・後発医薬品以外の医薬品のどちらもおおむね一定である。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗コリン薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗コリン薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量はやや減少傾向、平均薬価はおおむね一定である。



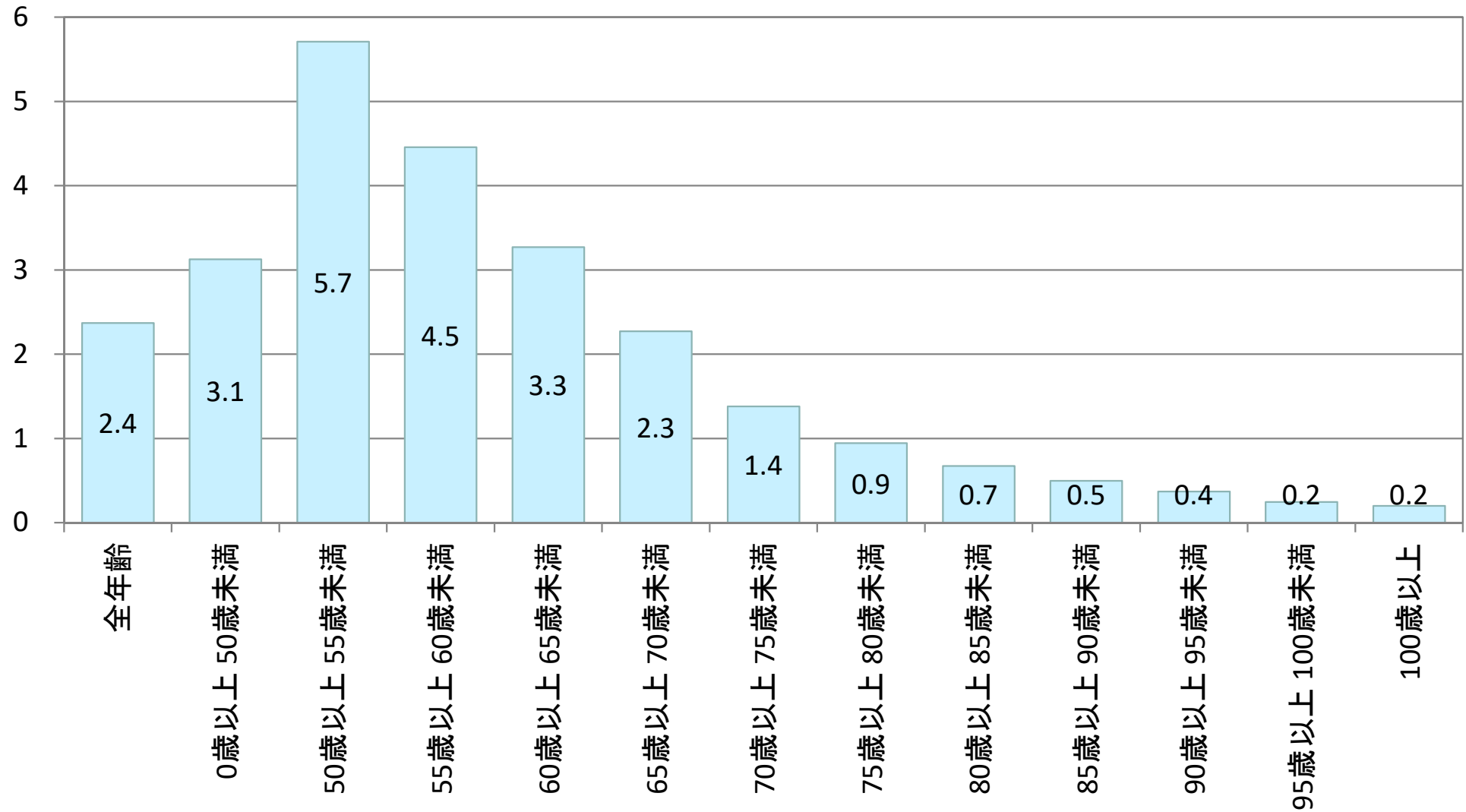
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり 抗コリン薬の薬剤料（2017年度）

(円)



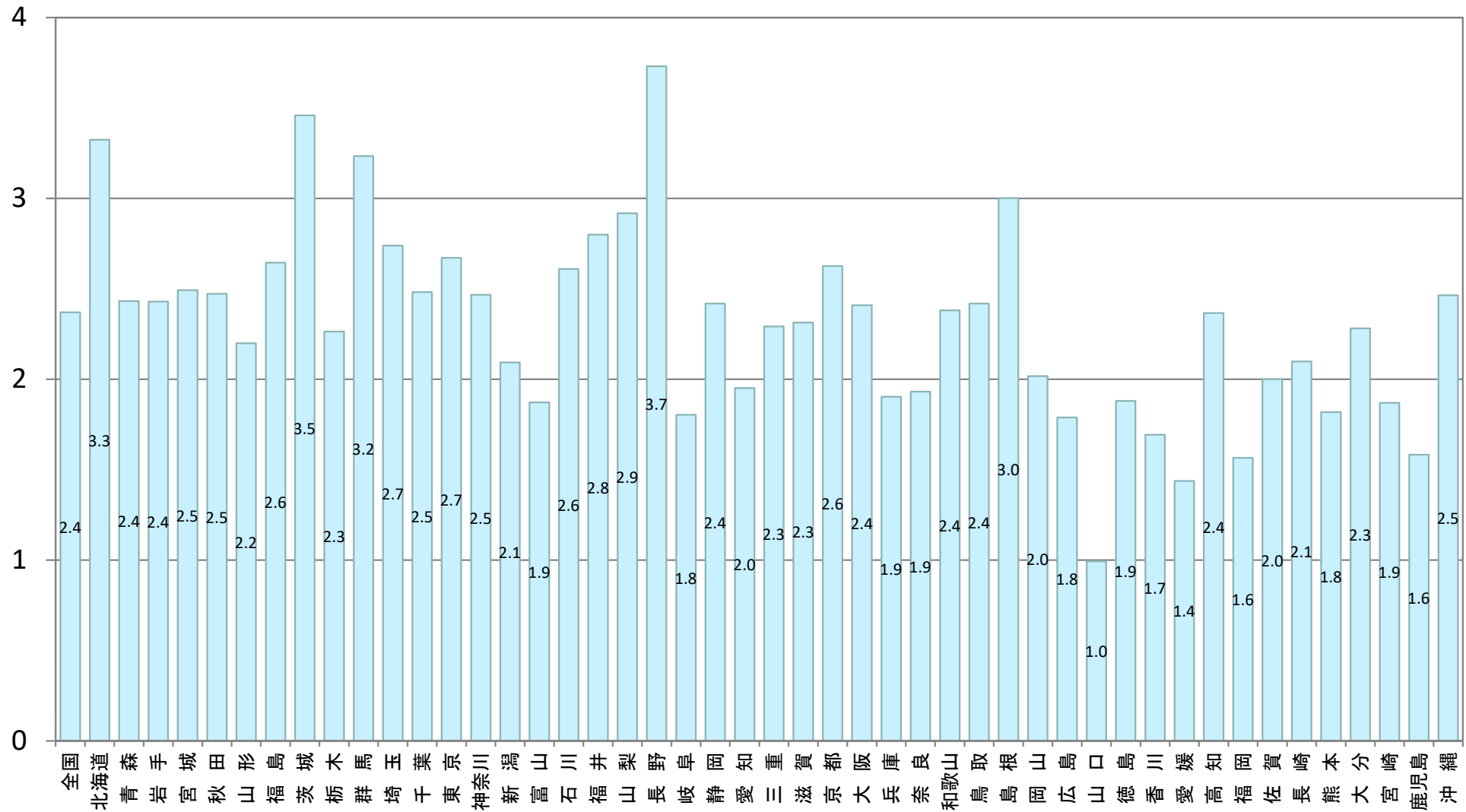
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり 抗コリン薬の薬剤料（2017年度）

（円）

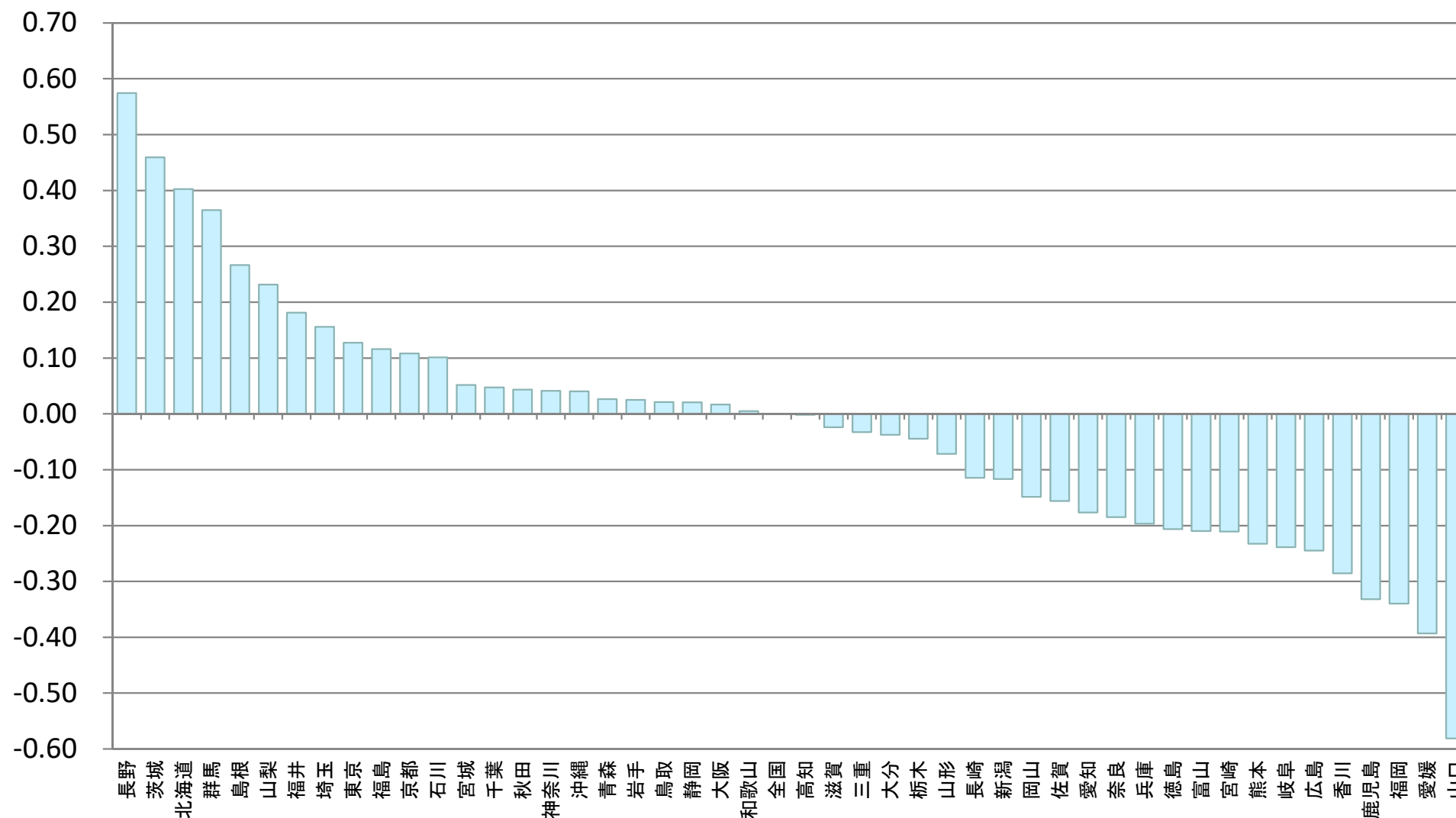


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗コリン薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



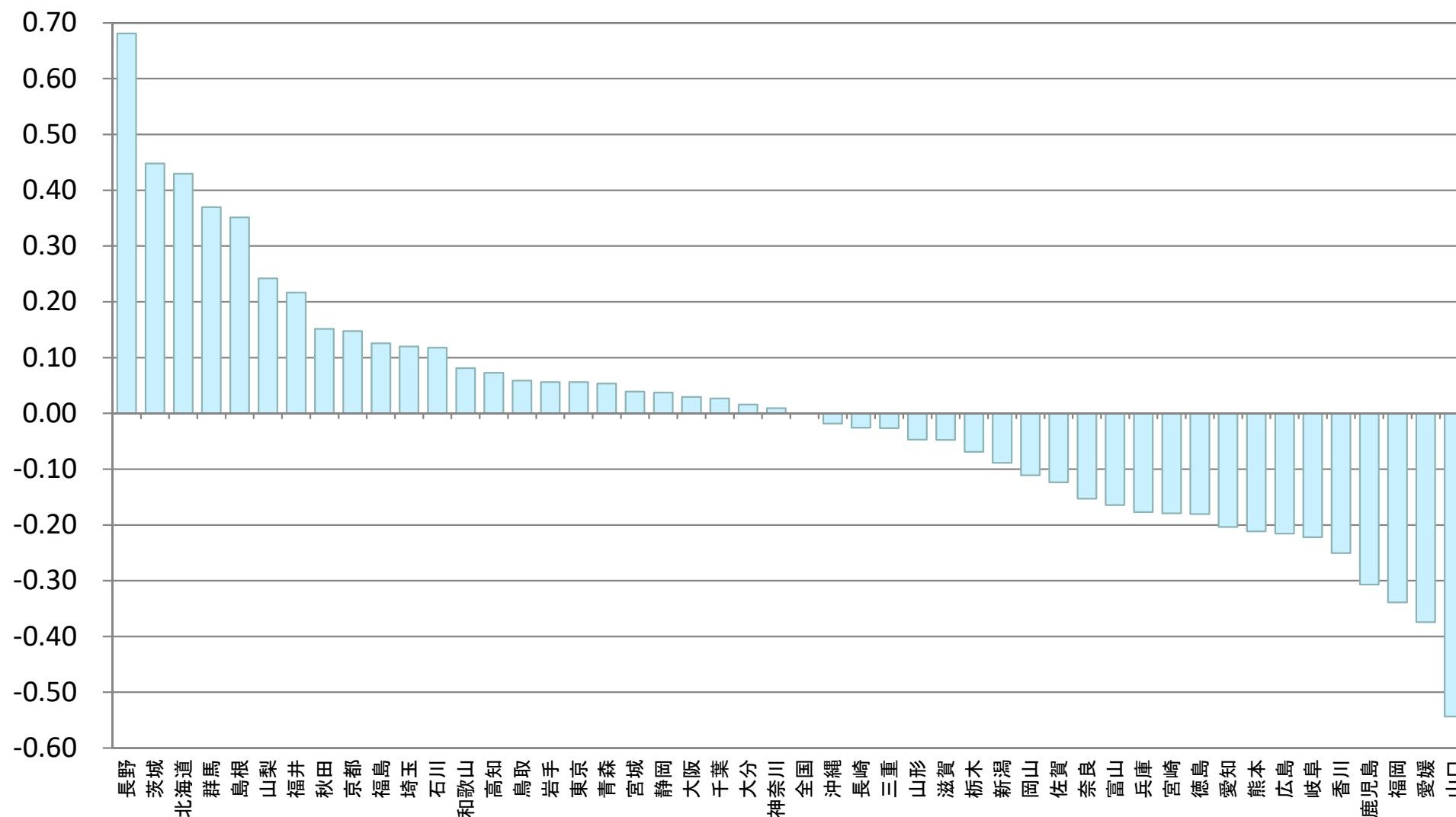
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗コリン薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



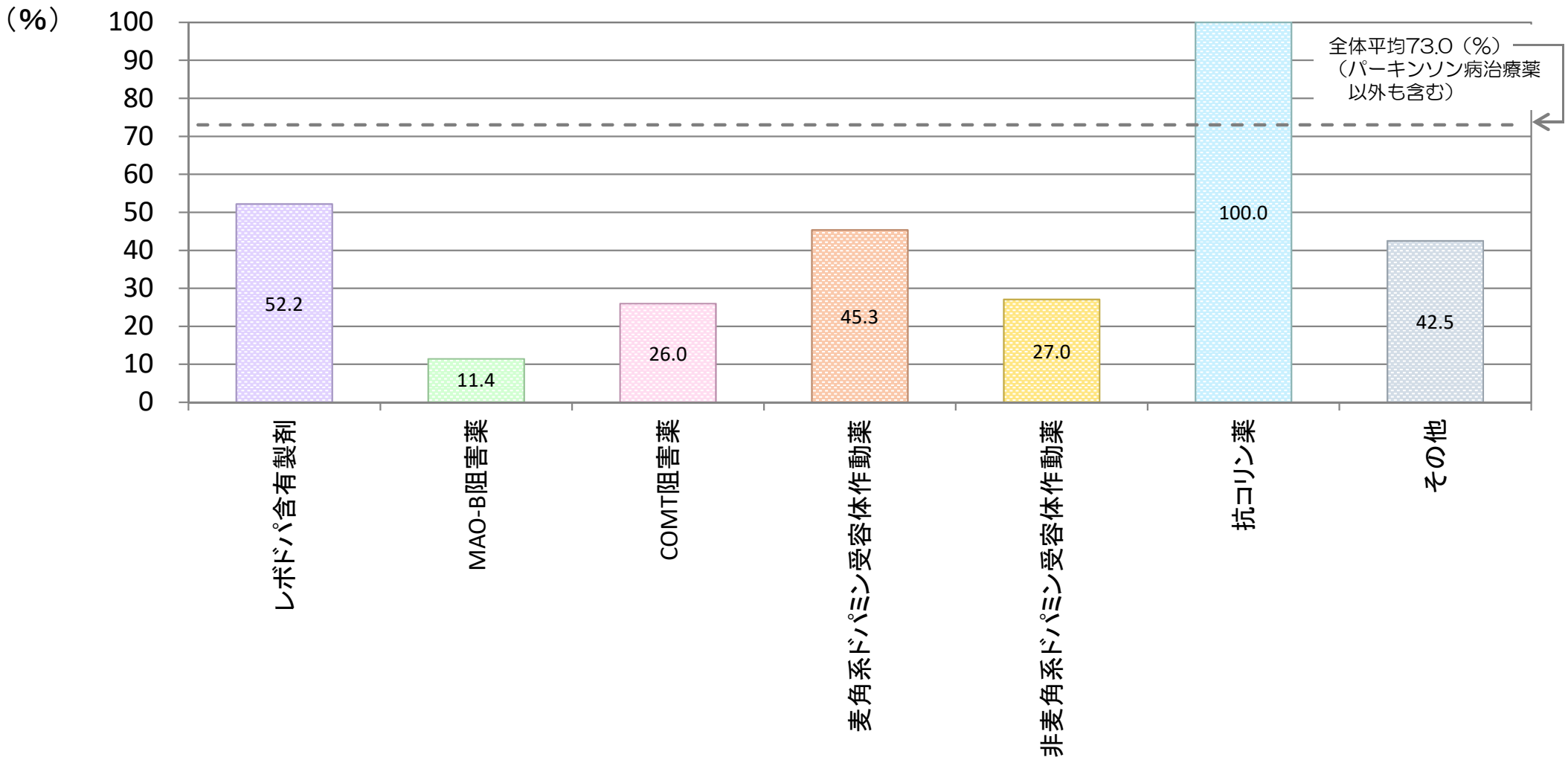
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、パーキンソン病治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

パーキンソン病治療薬種類別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）

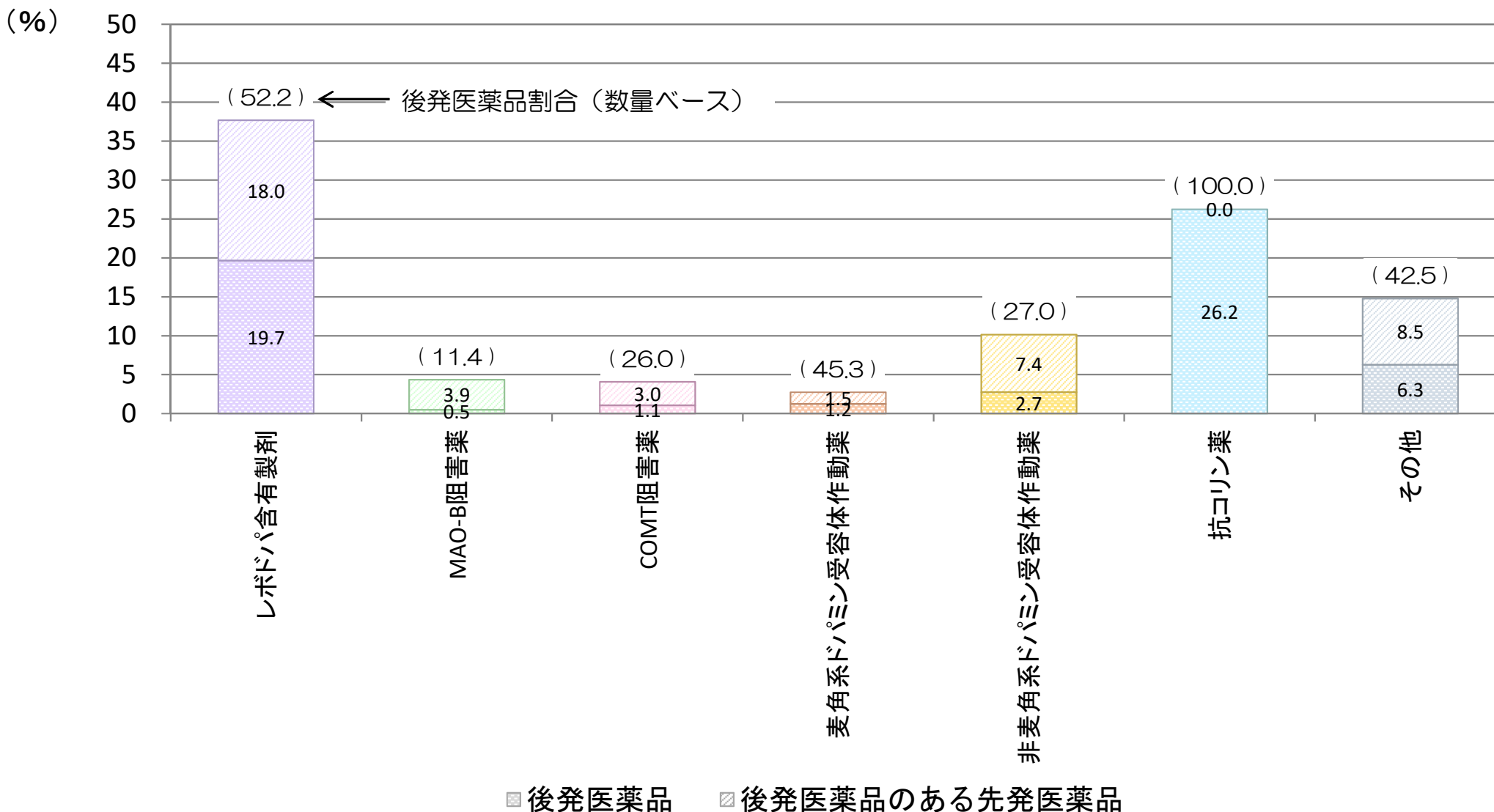


注1) 対象のパーキンソン病治療薬の種類別に集計したものである。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。

パーキンソン病治療薬種類別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

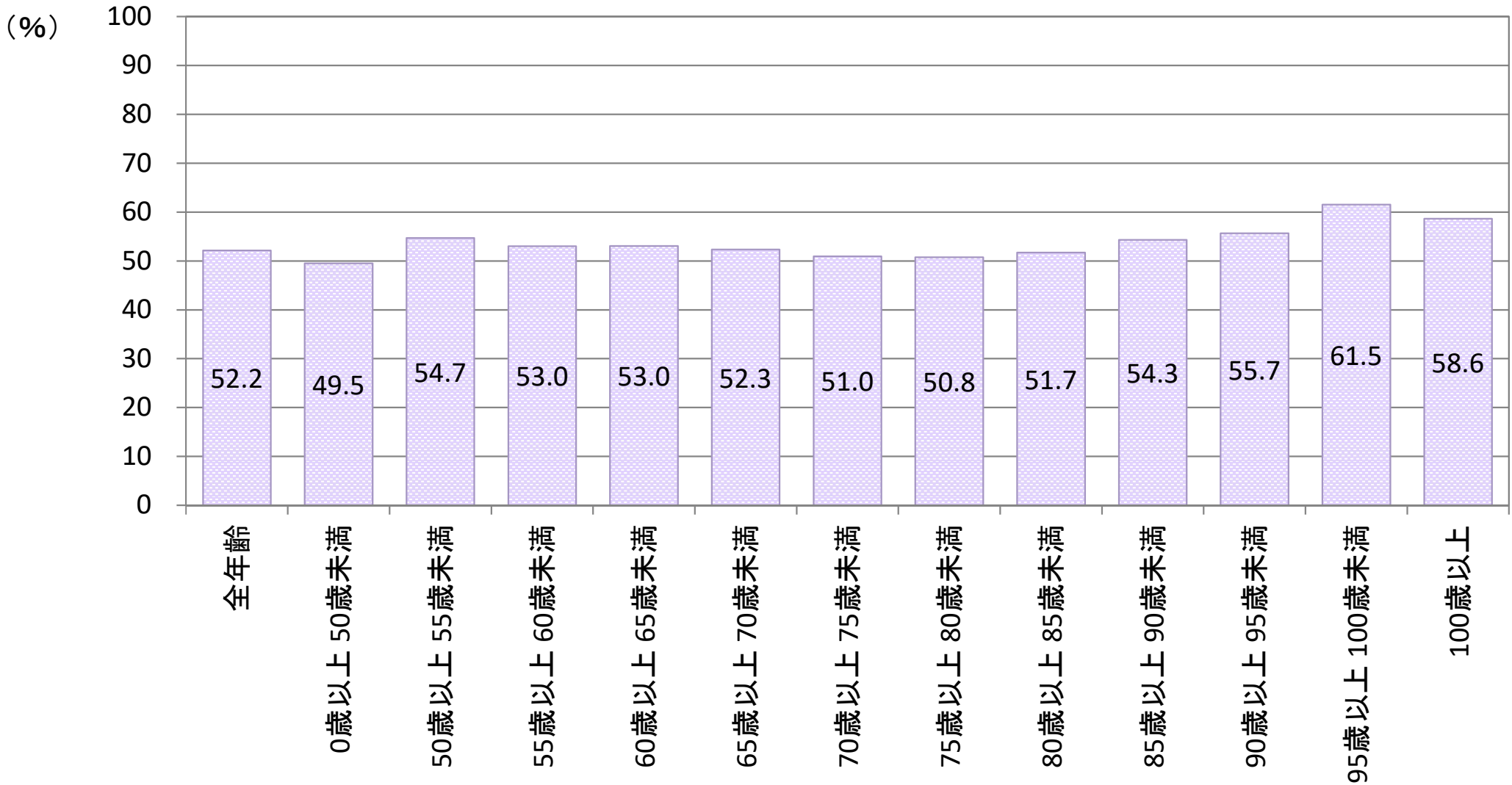


注1) 対象のパーキンソン病治療薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する各種類別のシェアを示したものであり、パーキンソン病治療薬全数量を100(%)としたときの薬効分類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

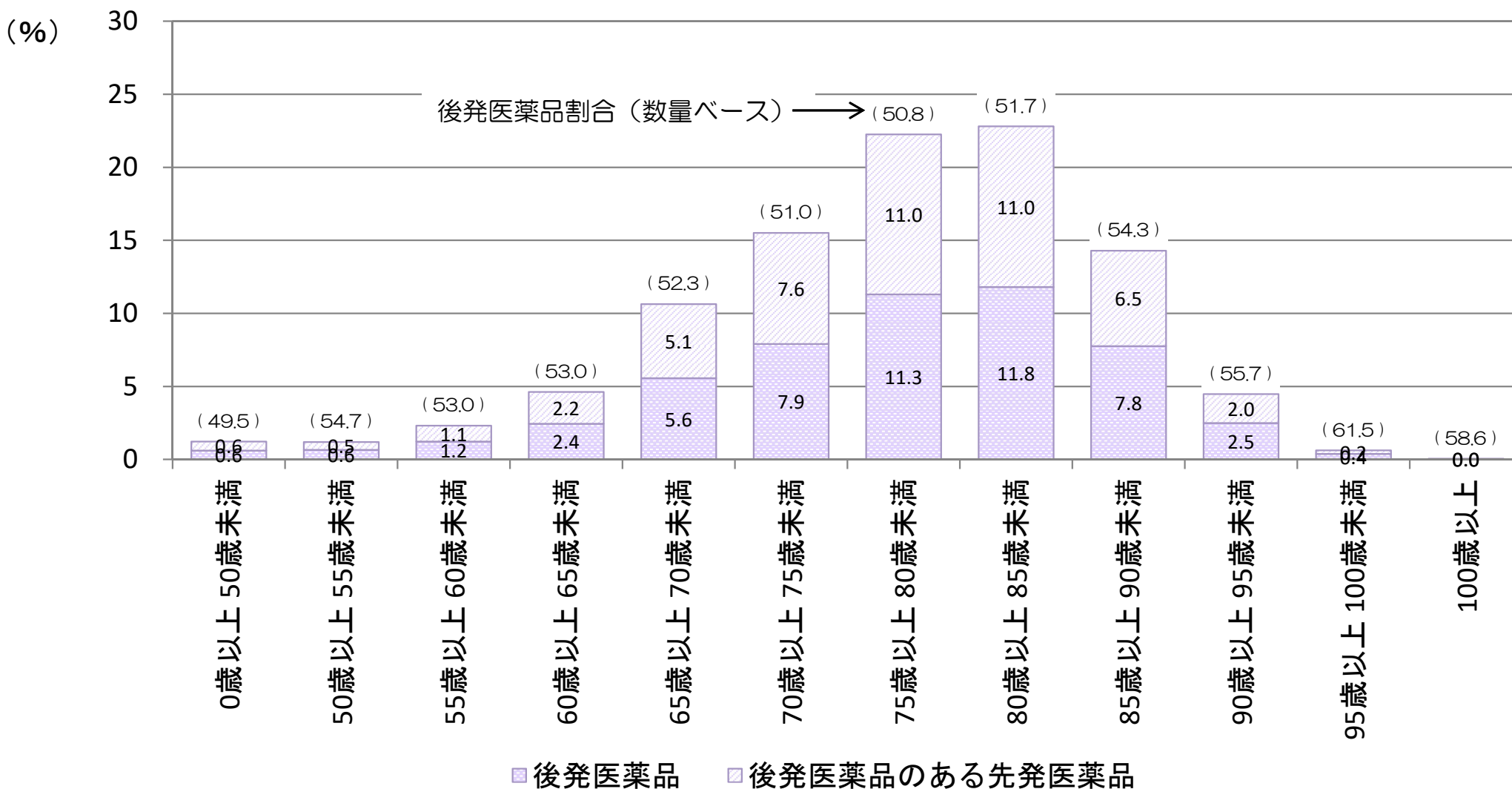
年齢階級別レボドパ含有製剤の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別レボドパ含有製剤の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



注1) レボドパ含有製剤全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

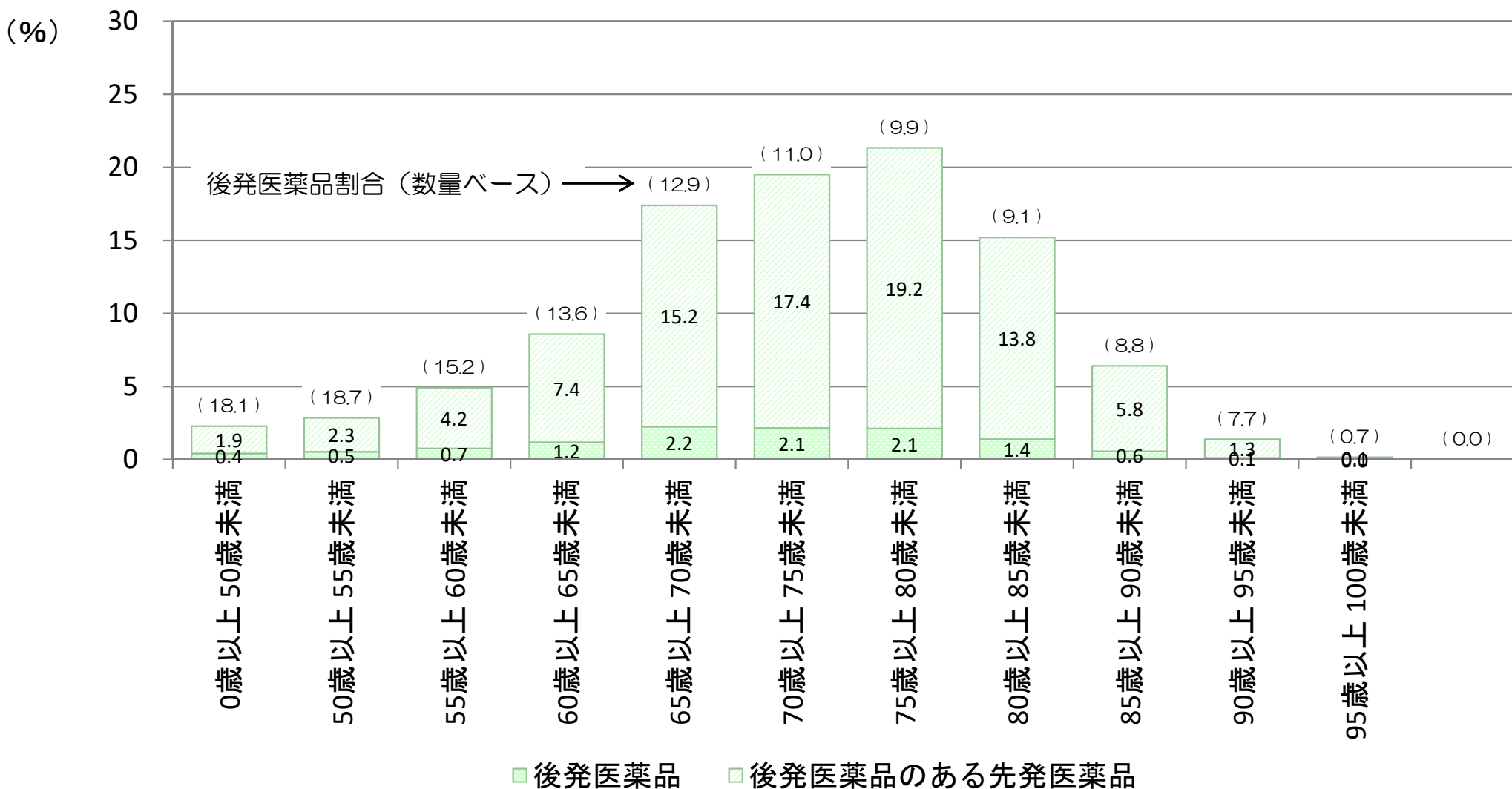
年齢階級別MAO-B阻害薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。

年齢階級別MAO-B阻害薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

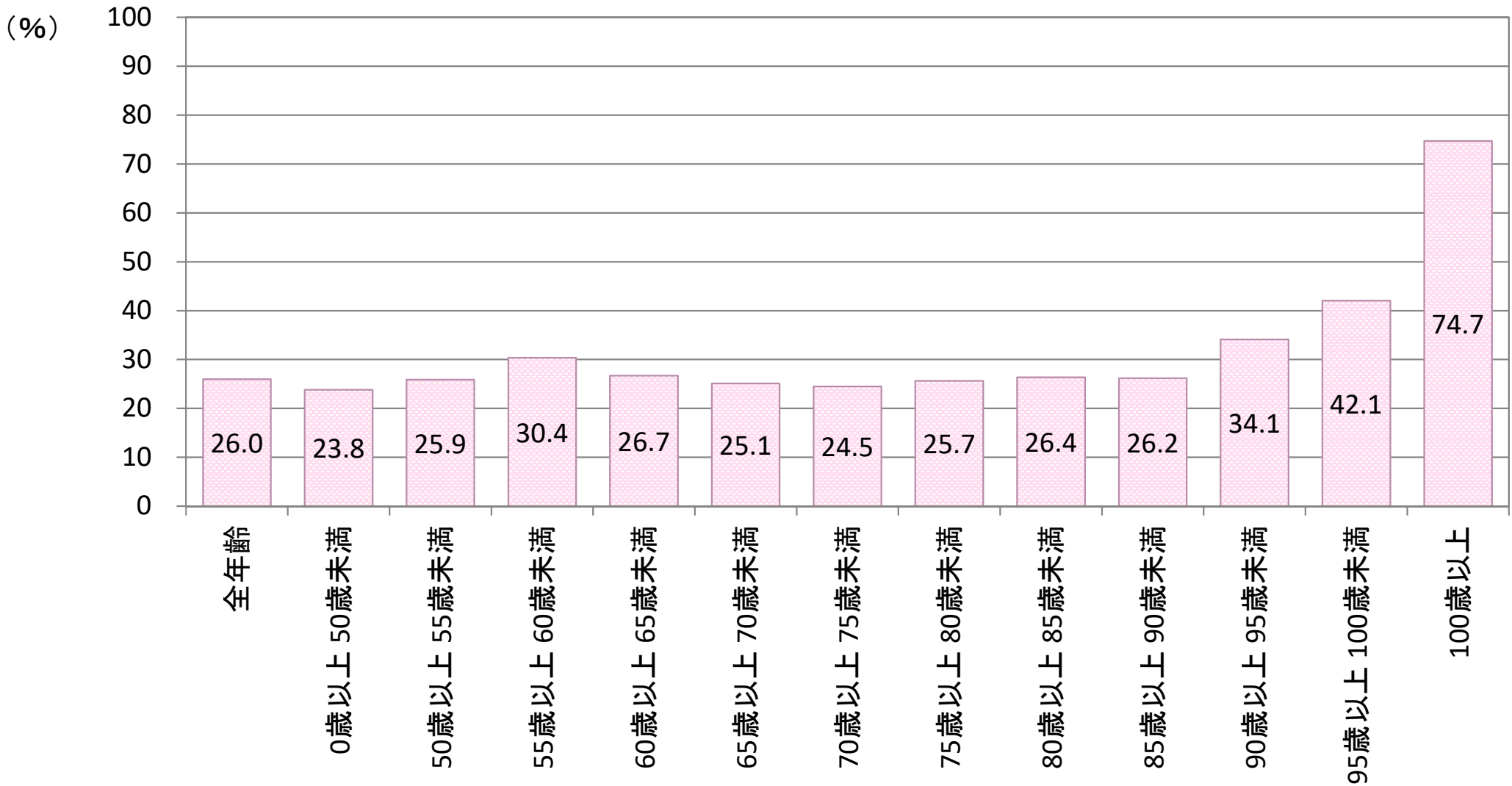


注1) MAO-B阻害薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

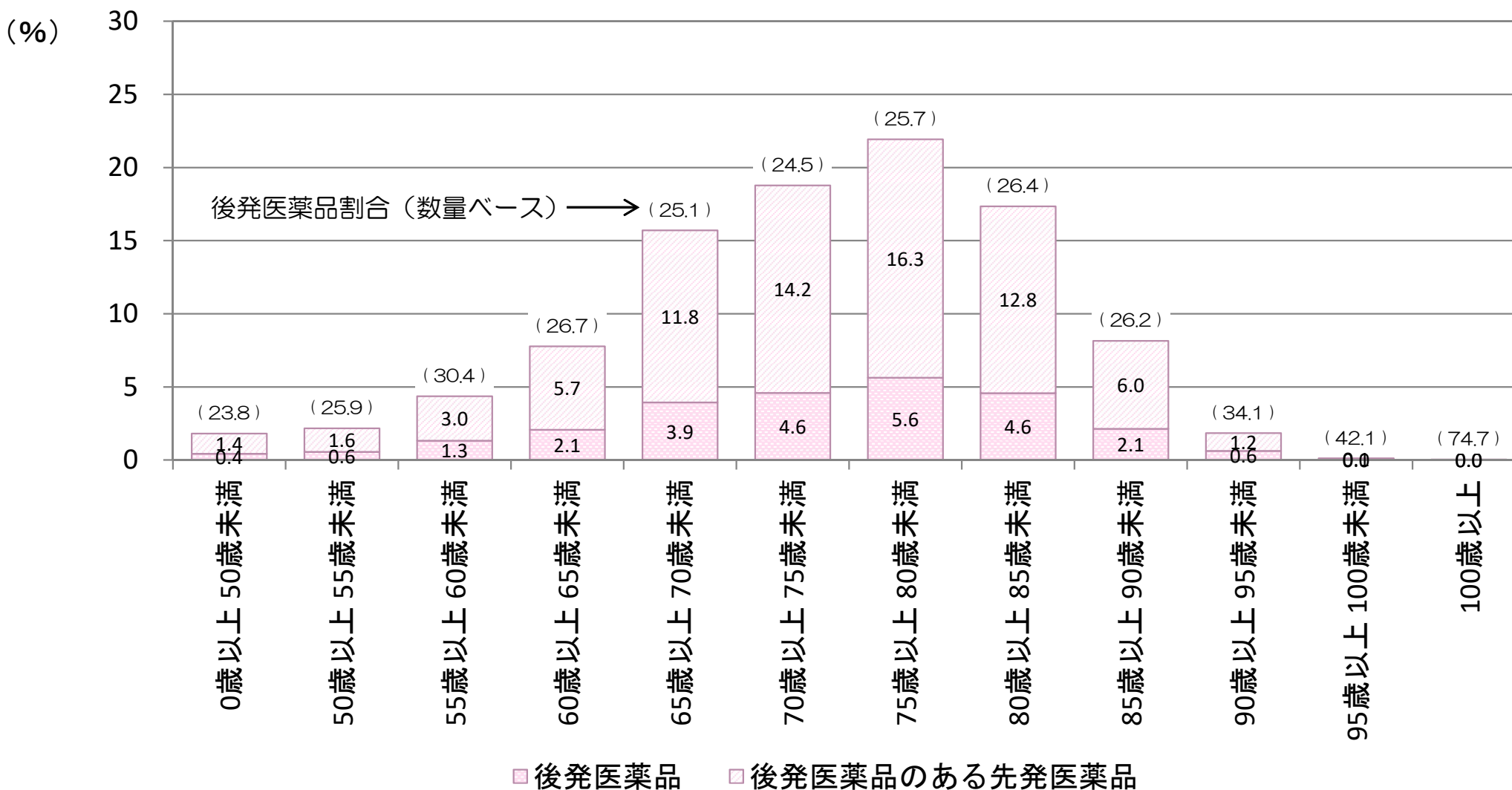
年齢階級別COMT阻害薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別COMT阻害薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

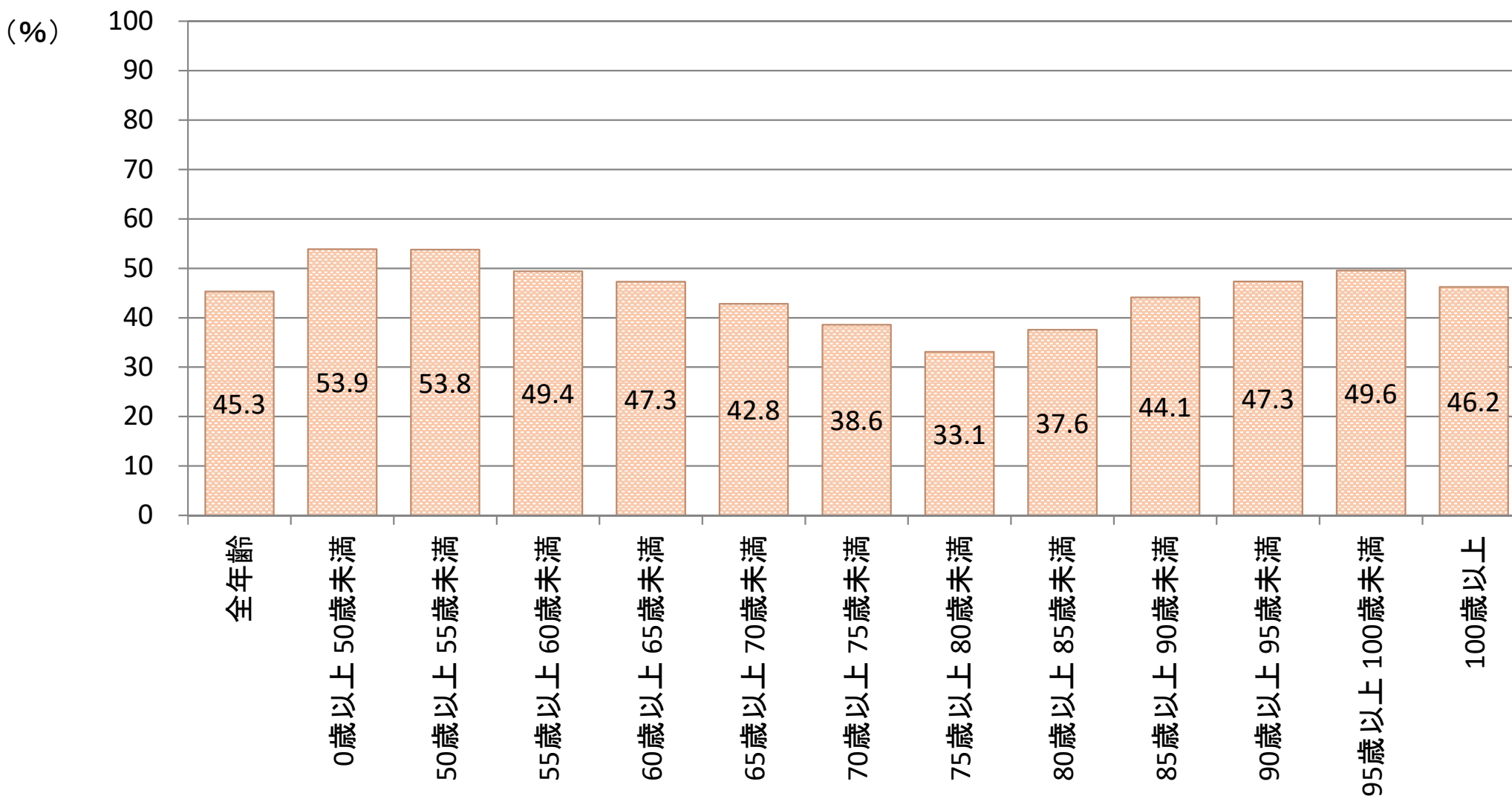


注1) COMT阻害薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

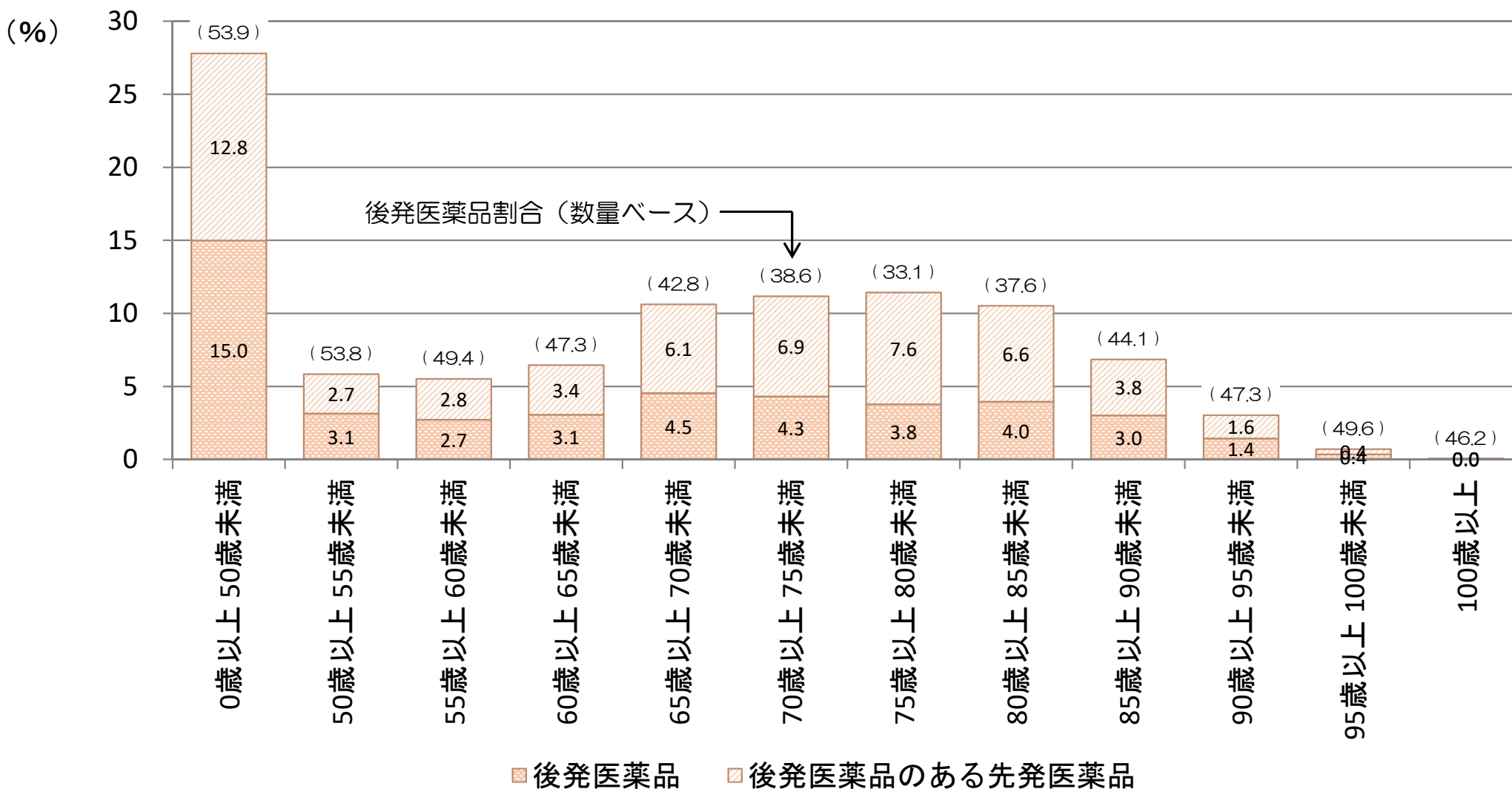
年齢階級別麦角系ドパミン受容体作動薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別麦角系ドパミン受容体作動薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

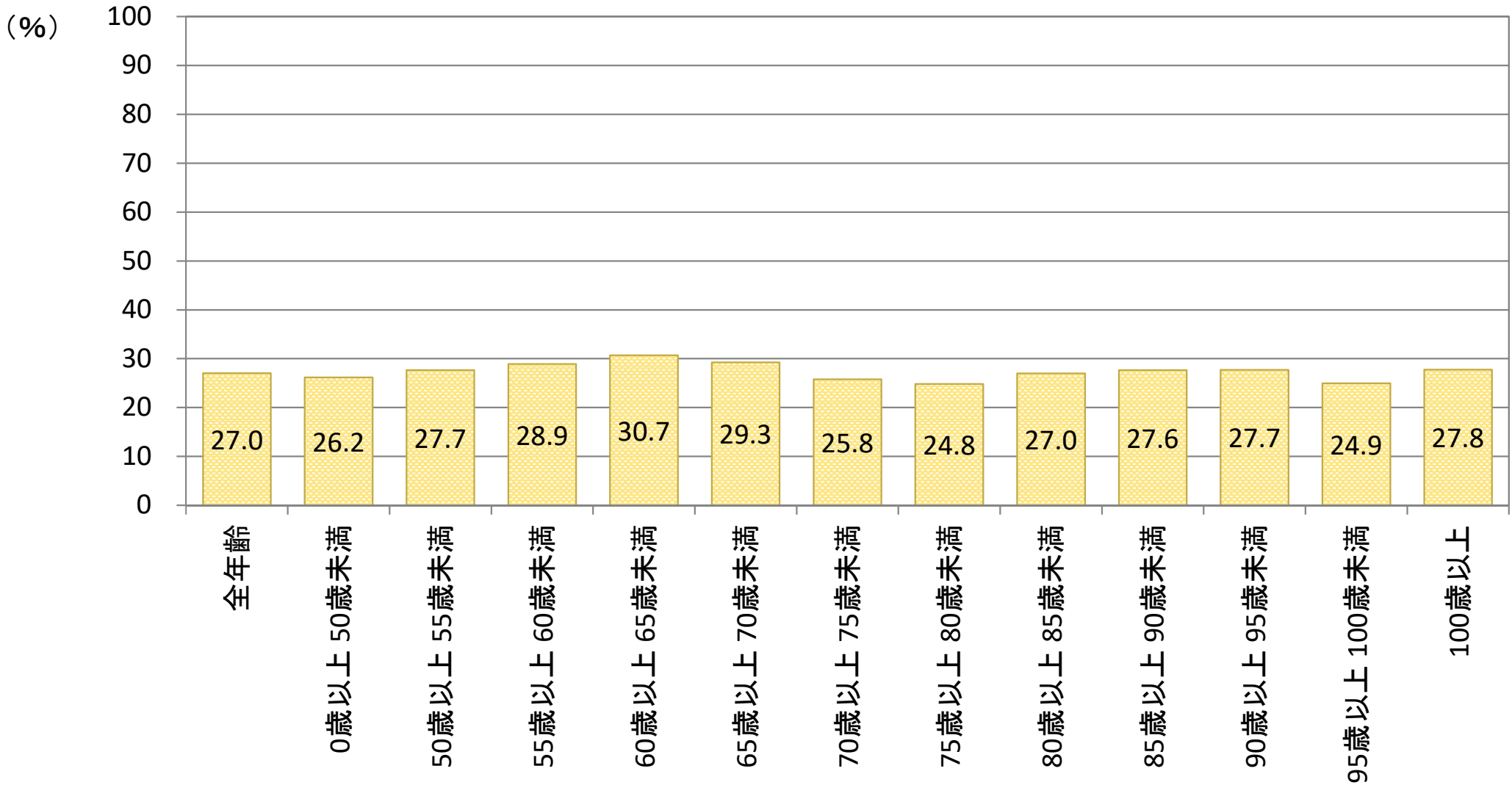


注1) 麦角系ドパミン受容体作動薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕

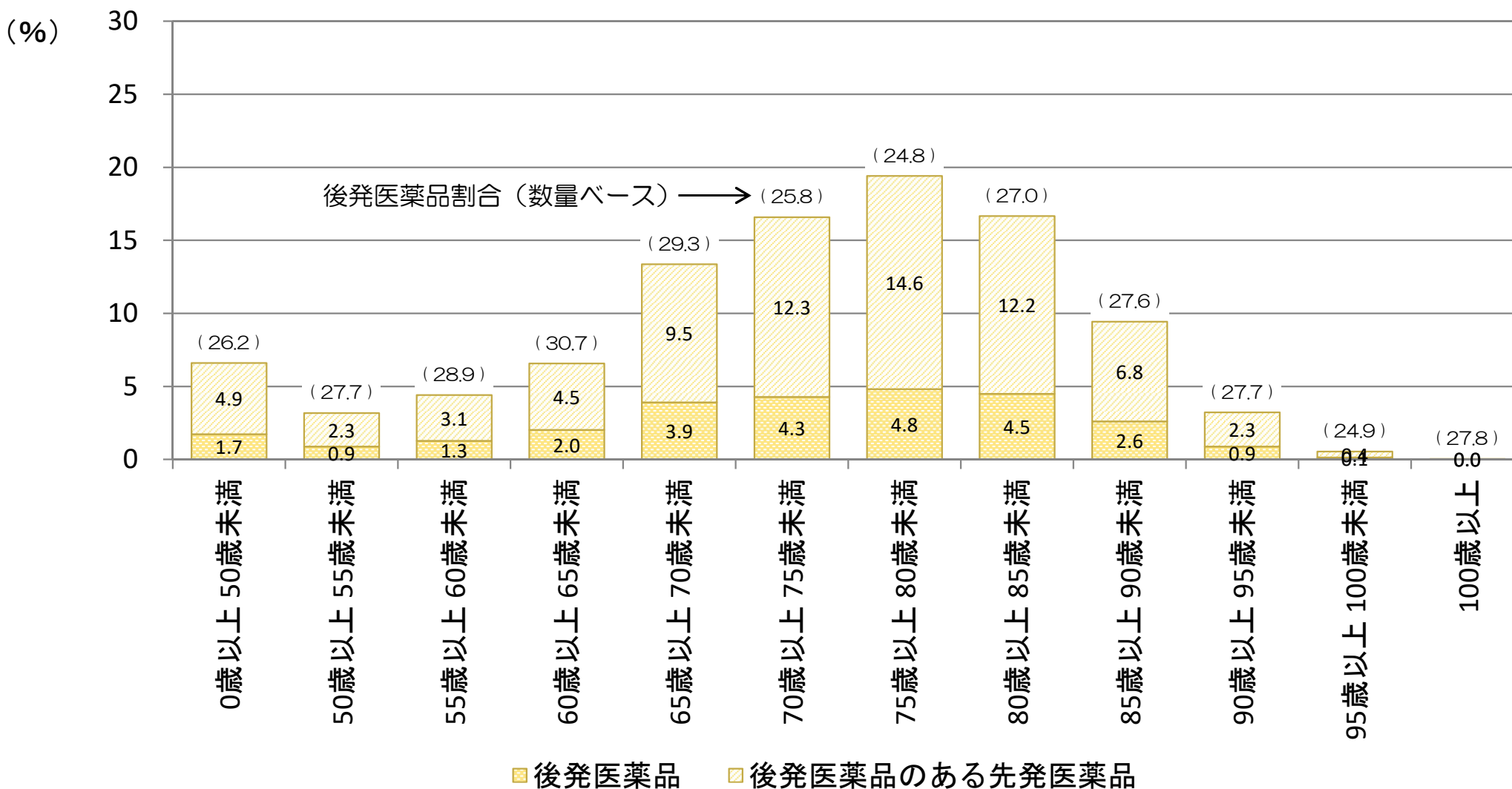
年齢階級別非麦角系ドパミン受容体作動薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別非麦角系ドパミン受容体作動薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

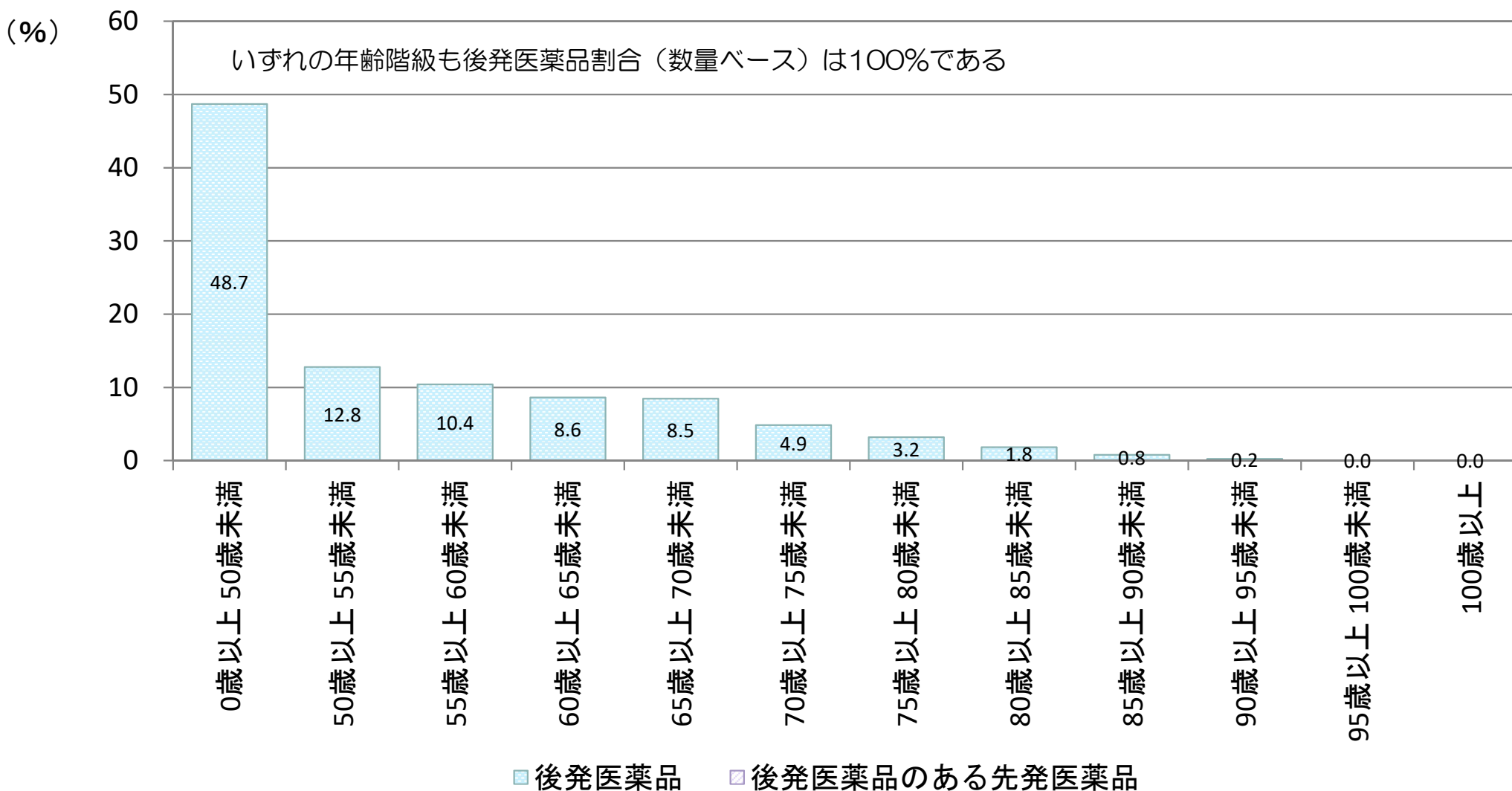


注1) 非麦角系ドパミン受容体作動薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別抗コリン薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

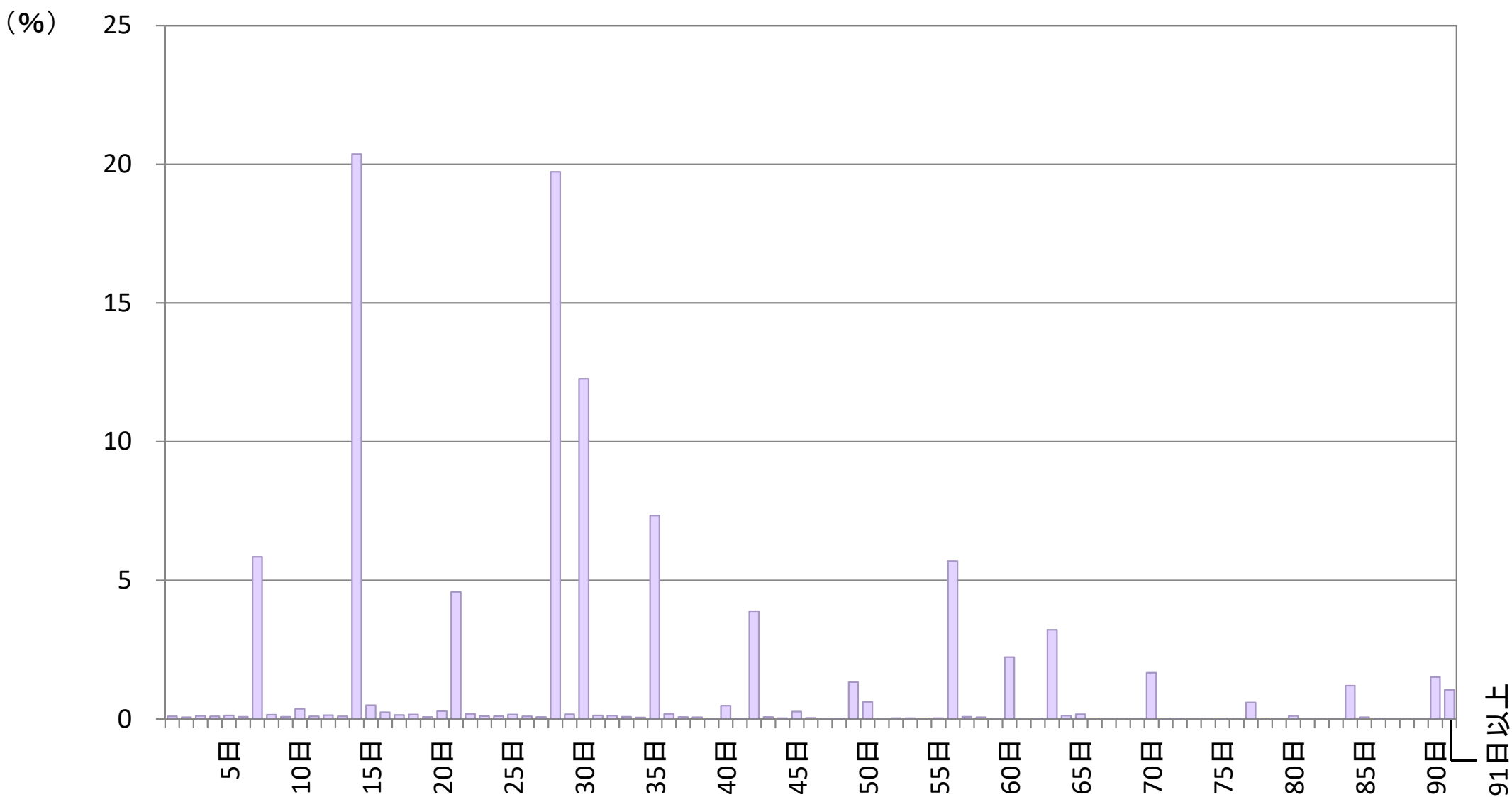


注1) 抗コリン薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

レボドパ含有製剤の投薬日数の分布（2017年度）

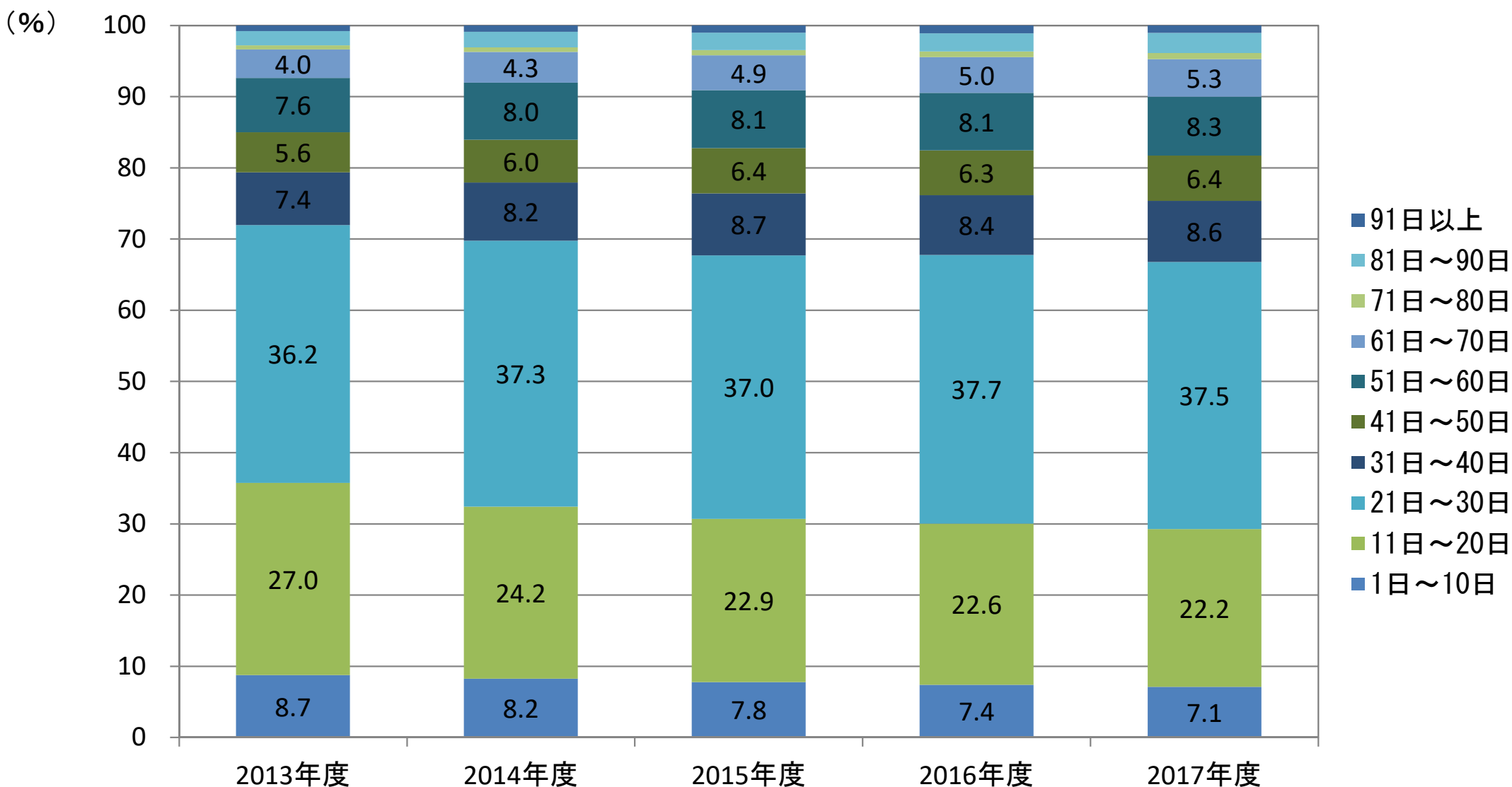


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

レボドパ含有製剤の投薬日数の分布の推移

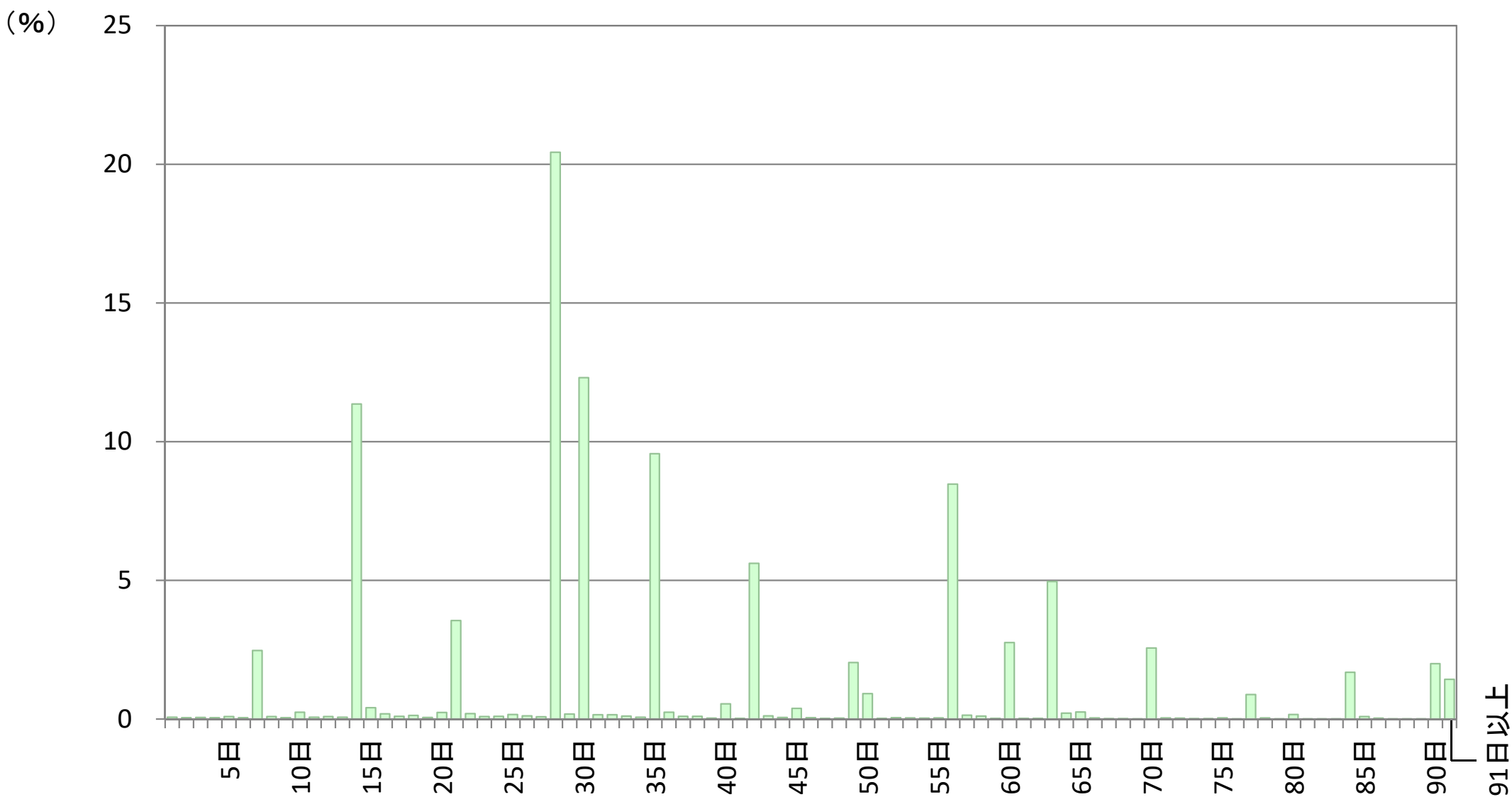


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

MAO-B阻害薬の投薬日数の分布（2017年度）



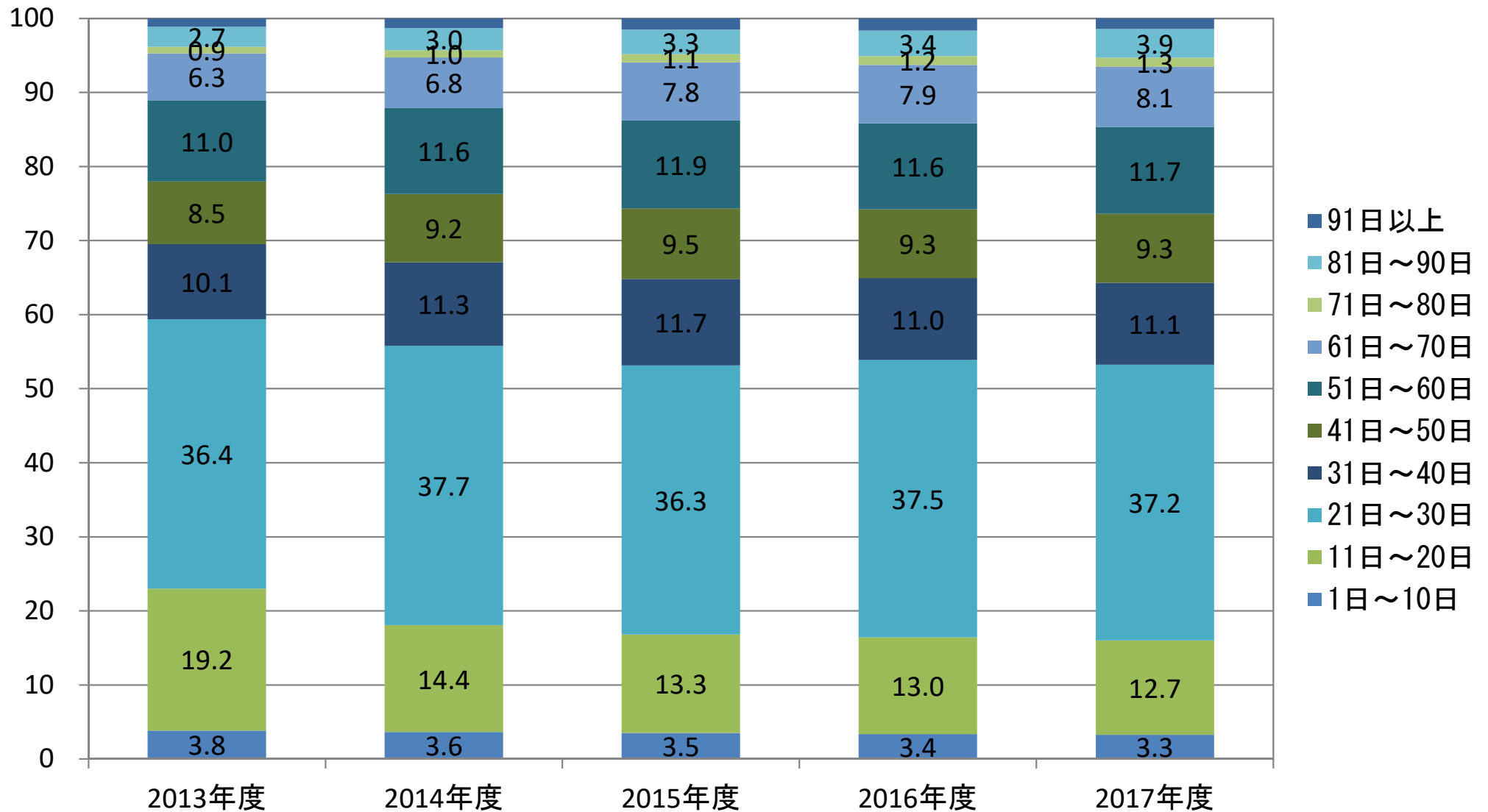
注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

MAO-B阻害薬の投薬日数の分布の推移

(%)

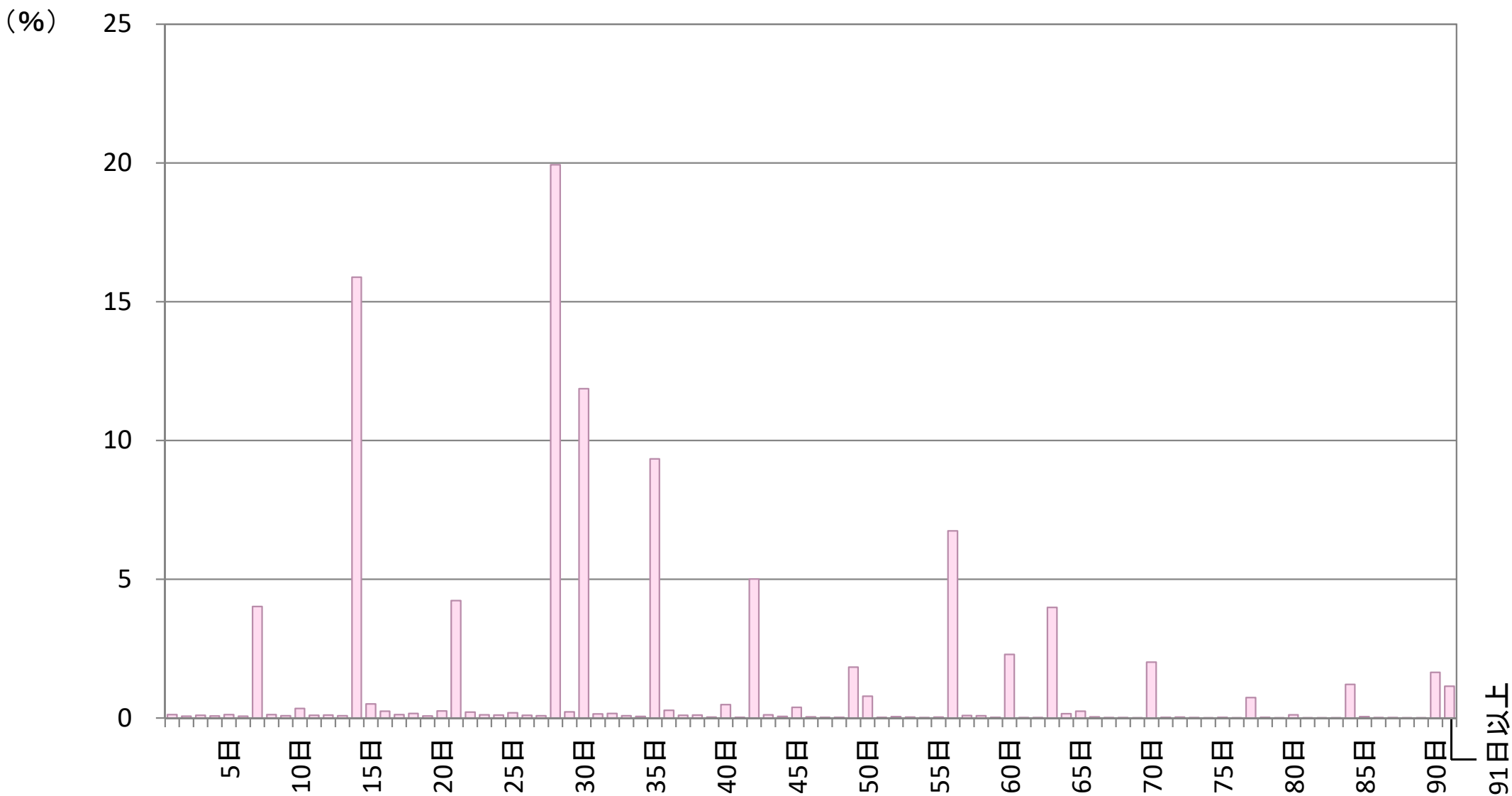


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

COMT阻害薬の投薬日数の分布（2017年度）



注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

COMT阻害薬の投薬日数の分布の推移

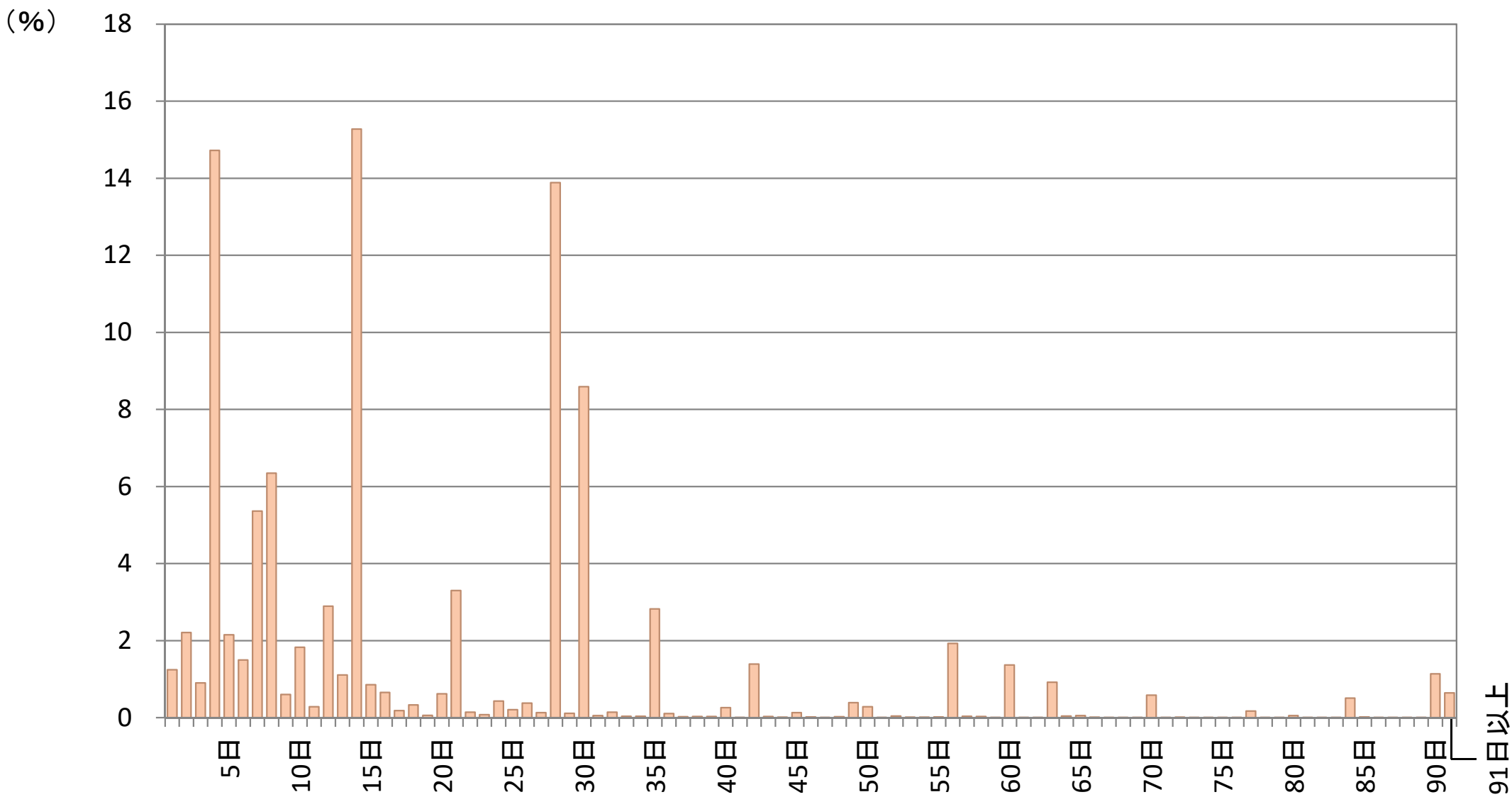


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

麦角系ドパミン受容体作動薬の投薬日数の分布（2017年度）

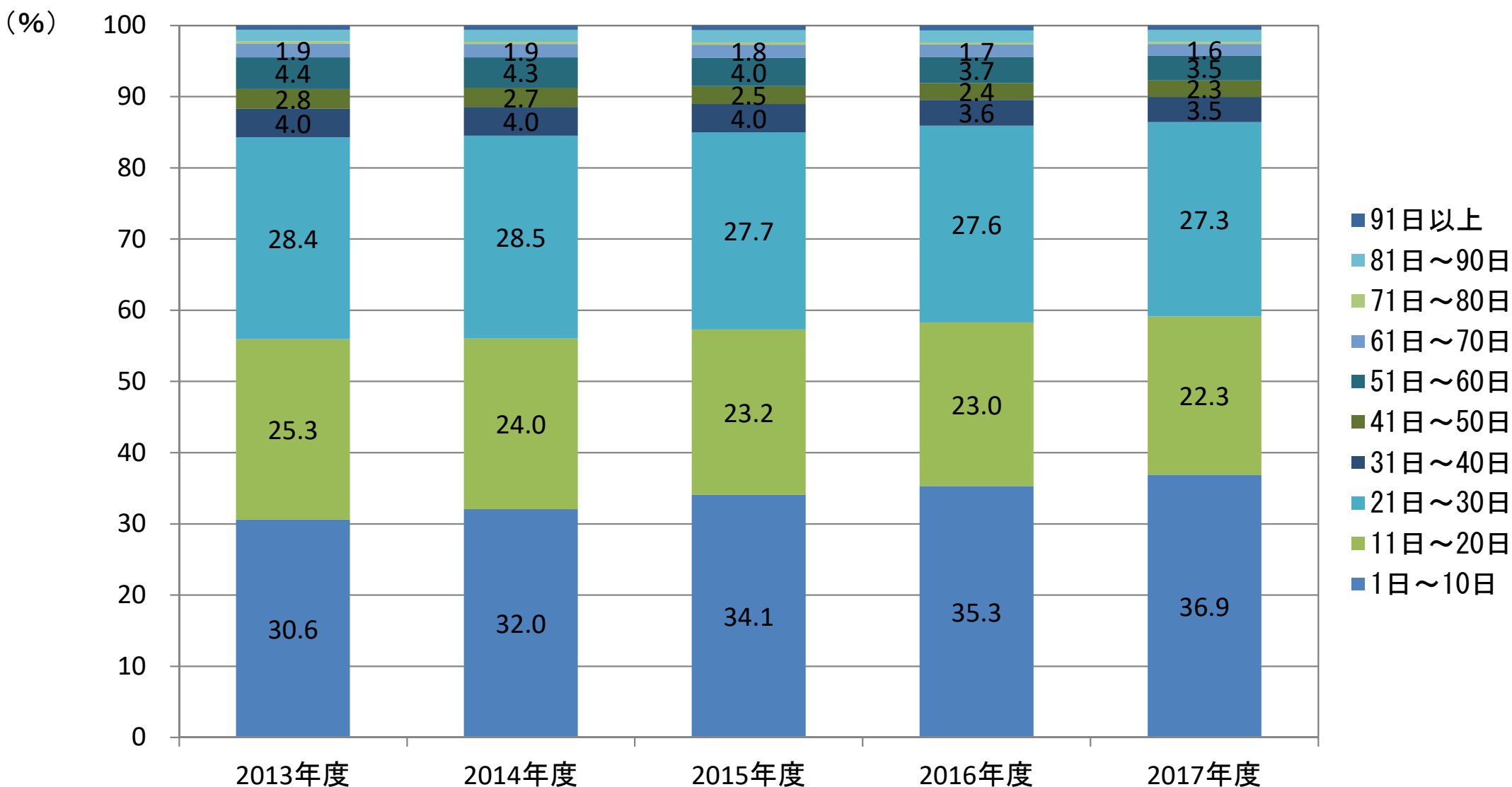


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

麦角系ドパミン受容体作動薬の投薬日数の分布の推移

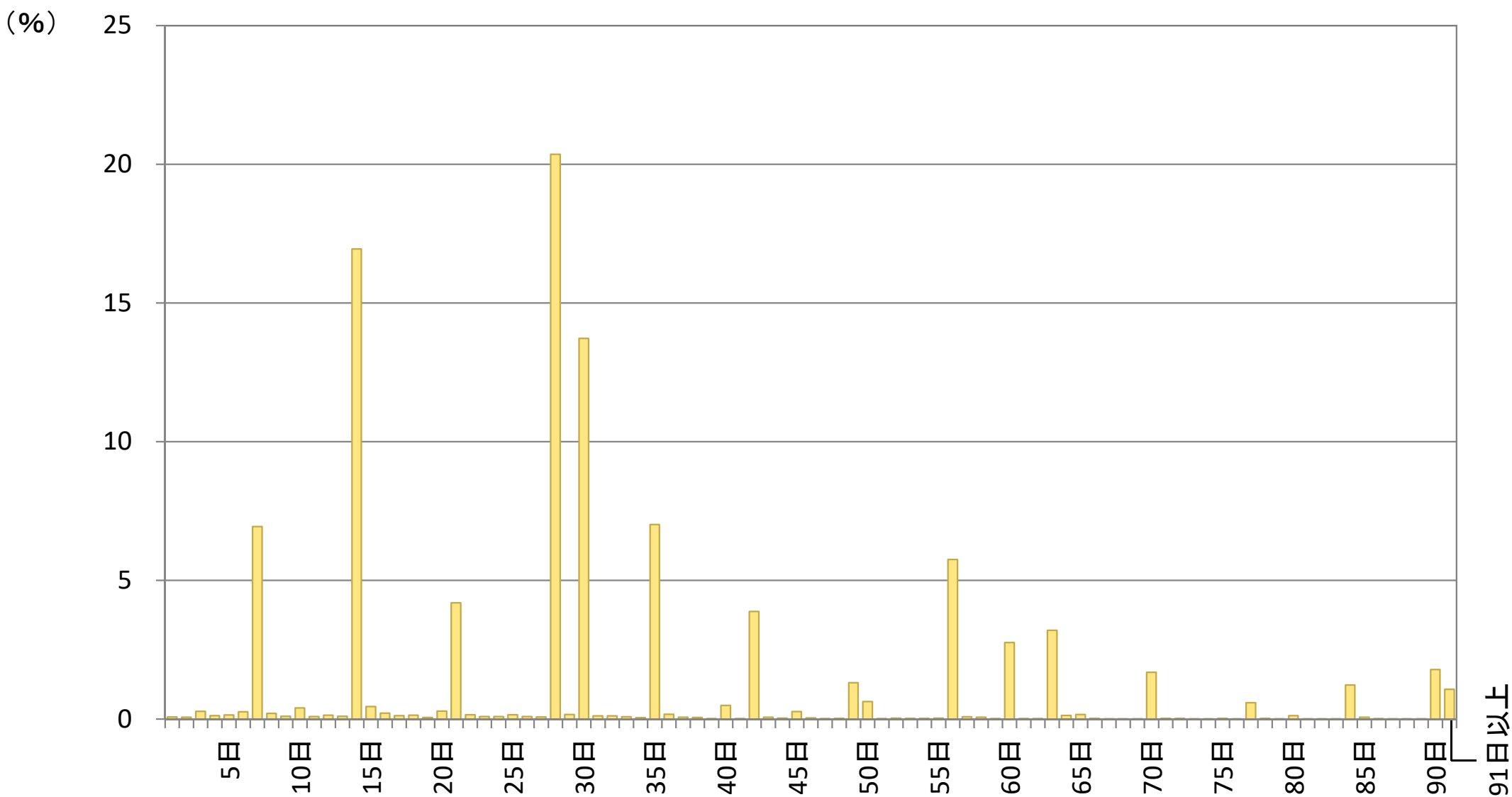


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

非麦角系ドパミン受容体作動薬の投薬日数の分布（2017年度）

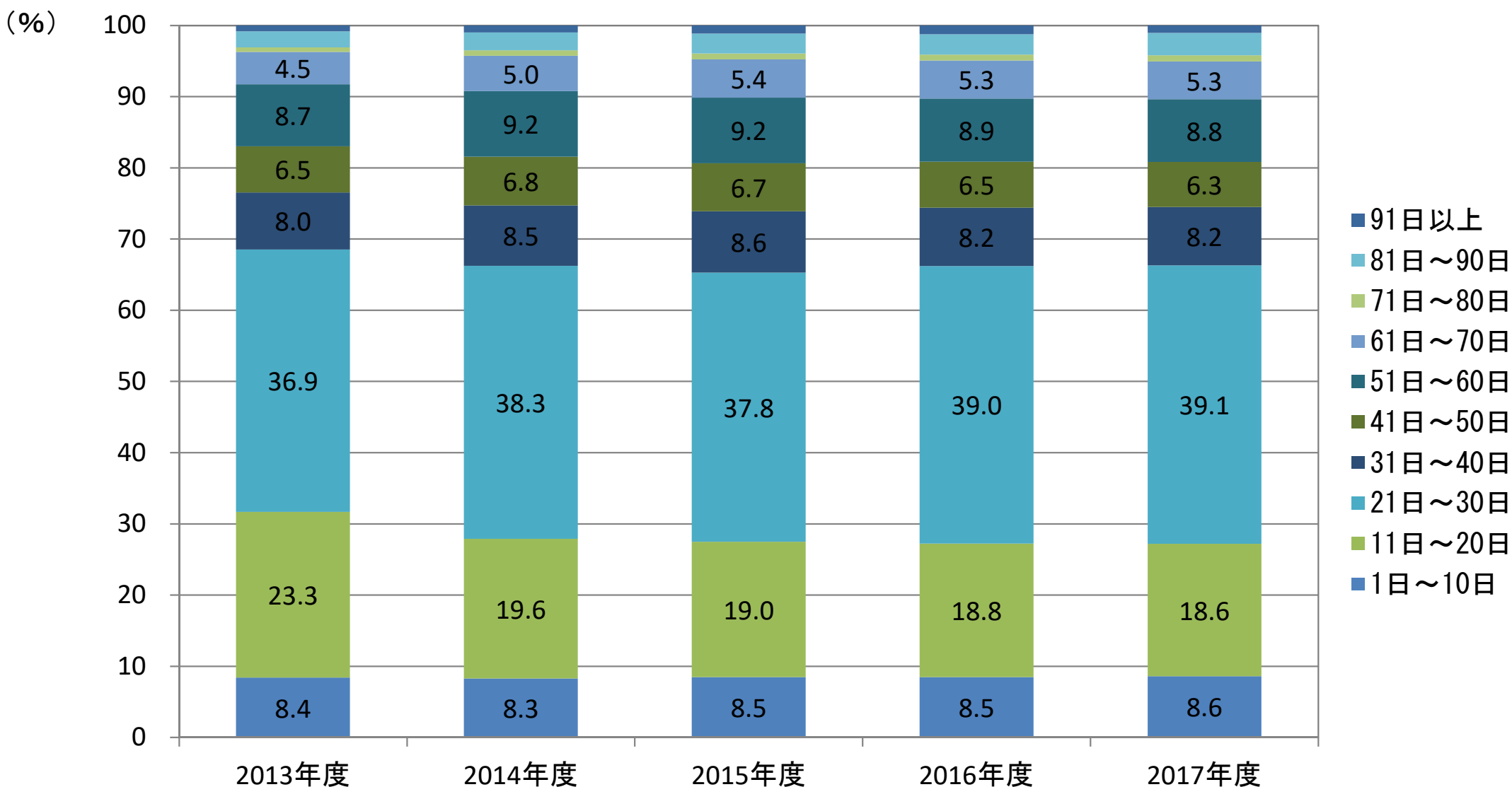


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

非麦角系ドパミン受容体作動薬の投薬日数の分布の推移

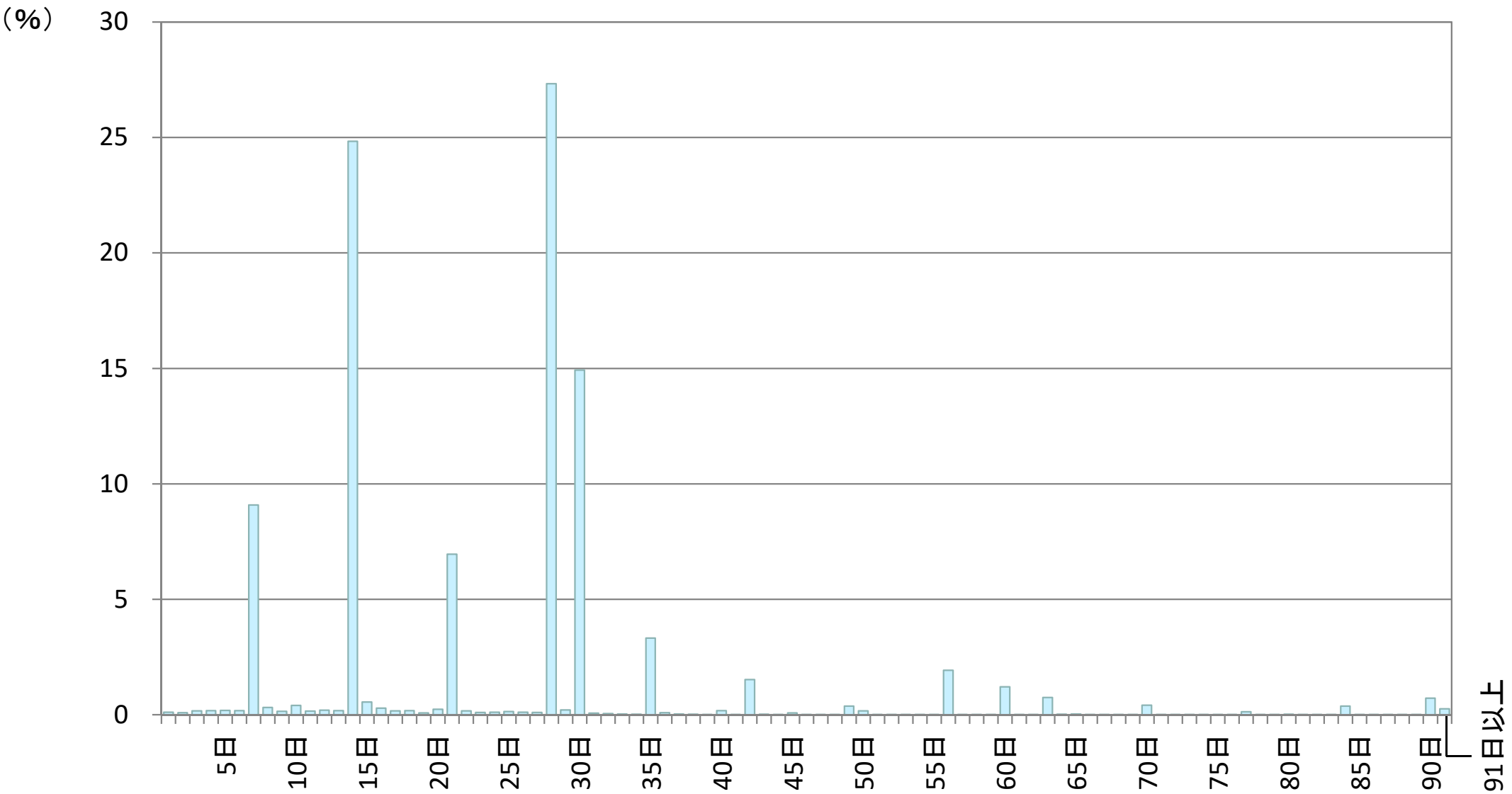


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

抗コリン薬の投薬日数の分布（2017年度）

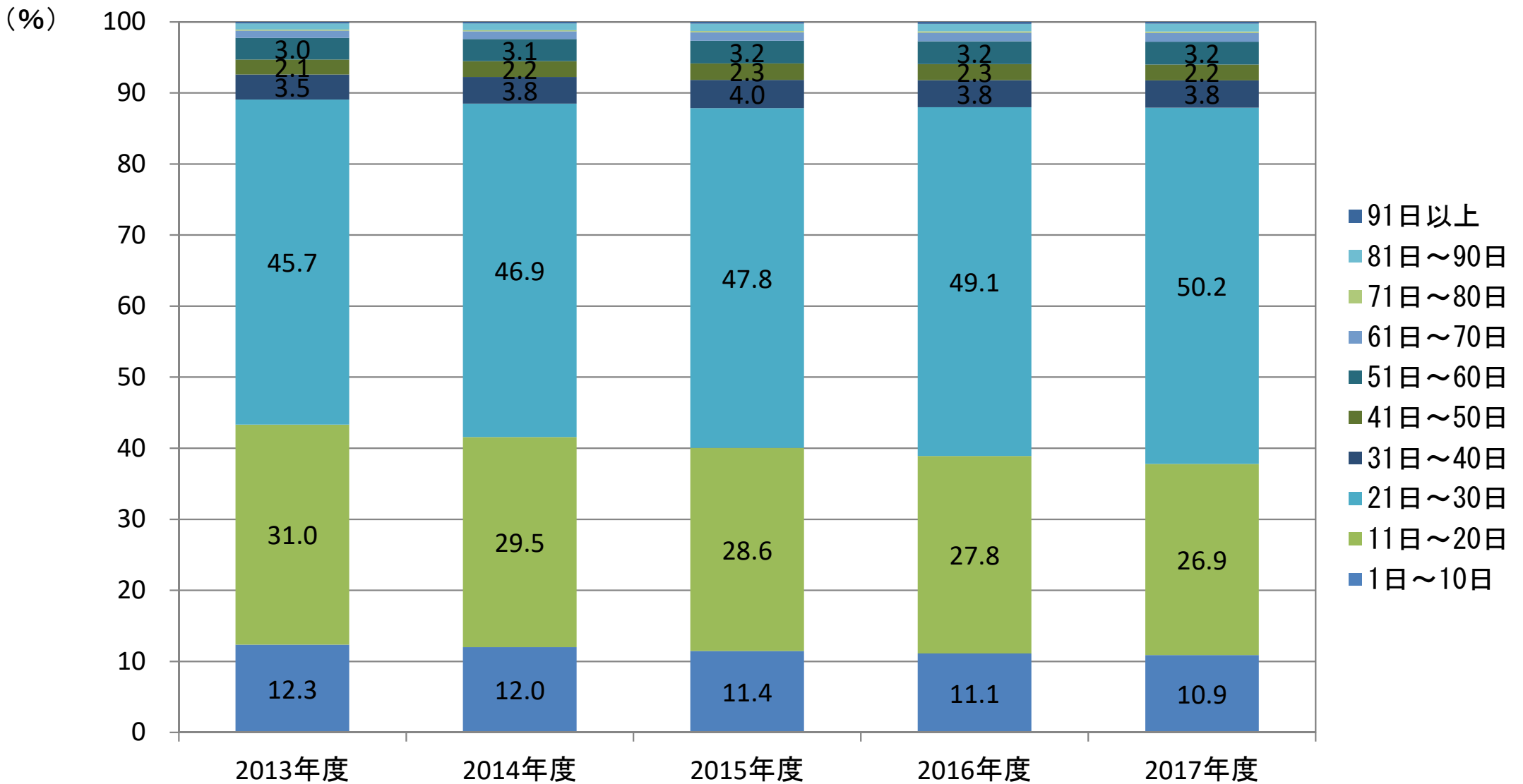


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

抗コリン薬の投薬日数の分布の推移

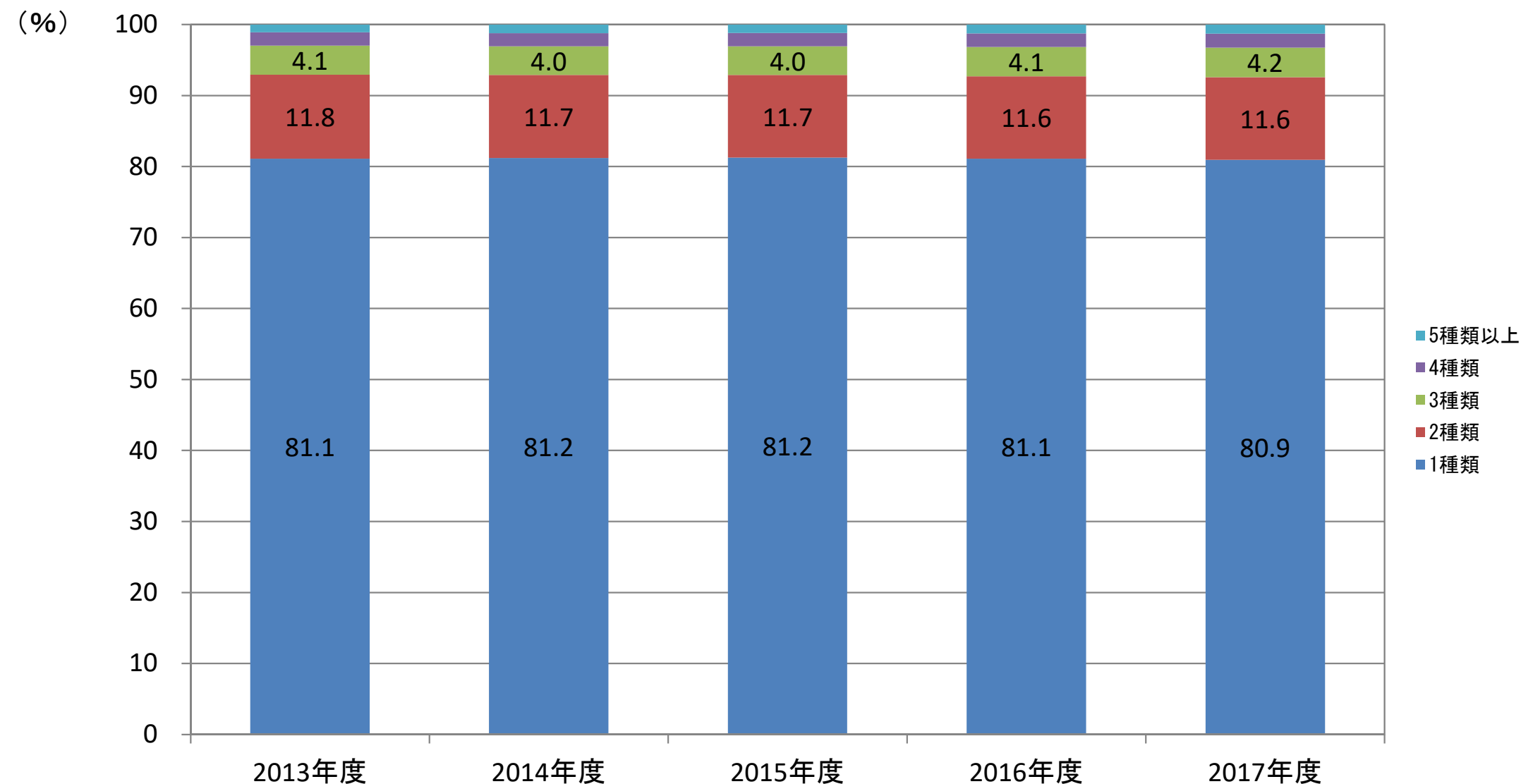


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

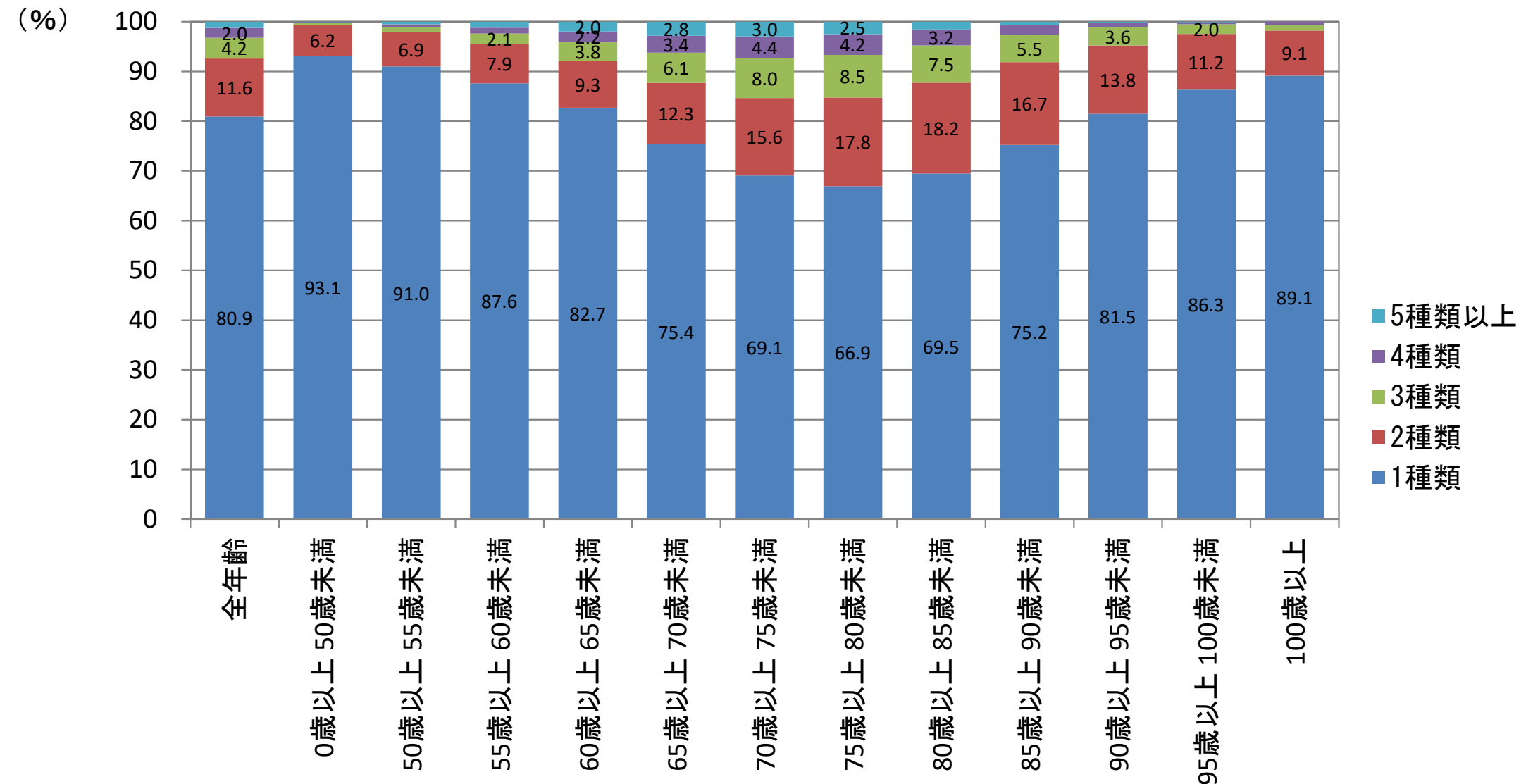
調剤（処方箋受付）毎の パーキンソン病治療薬薬剤種類数の分布の推移



注1) パーキンソン病治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) パーキンソン病治療薬が調剤されていないものは含まれていない。

年齢階級別にみた調剤（処方箋受付）毎の パーキンソン病治療薬薬剤種類数の分布（2017年度）

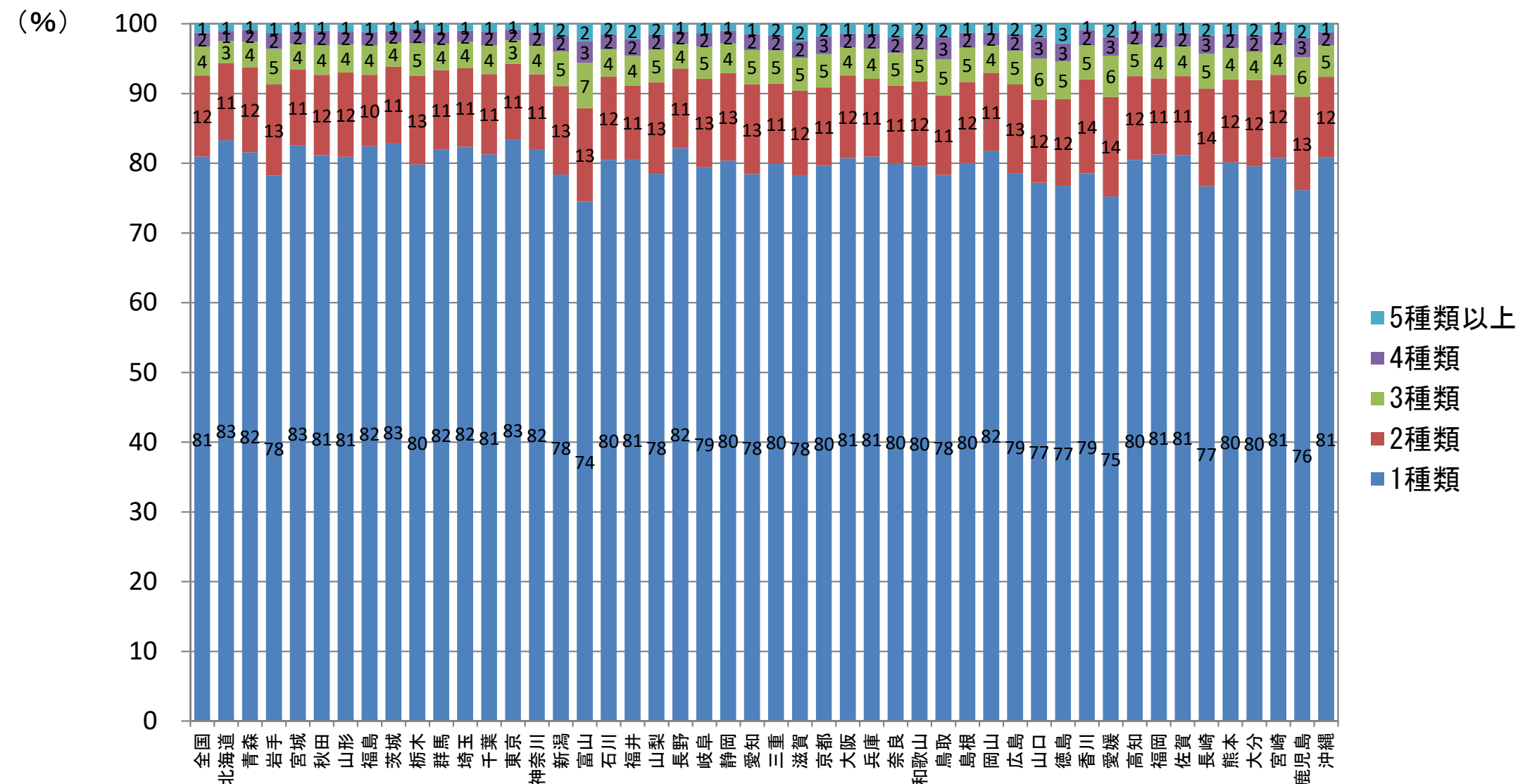


注1) パーキンソン病治療薬が調剤された回数（処方箋枚数（受付回数））の総数を100としたものである。

注2) パーキンソン病治療薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

都道府県別にみた調剤（処方箋受付）毎の パーキンソン病治療薬薬剤種類数の分布（2017年度）



注1) パーキンソン病治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) パーキンソン病治療薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

本分析に関する詳細データのURL:

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_r1_06-1.xls

【詳細データの内容】

- 詳細表Ⅰ パーキンソン病治療薬種類別年齢階級別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅱ パーキンソン病治療薬種類別都道府県別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅲ パーキンソン病治療薬種類別年齢階級別都道府県別薬剤料(2017年度)
- 詳細表Ⅳ パーキンソン病治療薬種類別年齢階級別都道府県別後発医薬品割合(数量ベース)(2018年3月)
- 詳細表Ⅴ パーキンソン病治療薬種類別数量構成比(2018年3月)
- 詳細表Ⅵ パーキンソン病治療薬種類別投薬日数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅶ パーキンソン病薬剤種類数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅷ 年齢階級別パーキンソン病治療薬薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅸ 都道府県別パーキンソン病治療薬薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅹ 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数)(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅺ 年齢調整前後処方箋1枚当たりパーキンソン病治療薬薬剤料の地域差指数(2017年度)